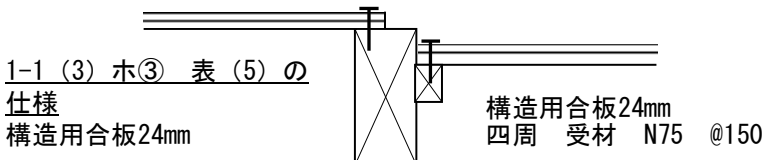


住宅性能表示制度Q&A(消費者向け)

最終更新日 2024年3月15日

整理番号	質問	回答
Q1	住宅性能評価の申請は誰がすればよいのですか。	法律上、どなたが申請して頂いても構いません。ただし、評価機関に住宅性能評価の申し込みを行う場合には、設計図面等の必要書類をそろえる必要があります。したがって、申し込みを行う際にはあらかじめ設計をしてもらう工務店などに相談して下さい。
Q2	設計評価と建設評価の2つがあると聞きましたが、その違いはなんですか。	設計評価は設計段階の図面によるチェック。建設評価は建設工事・完成段階の検査となっています。求められている性能どおりに設計がなされ、また評価を受けた設計どおりに工事が進められているかどうかのチェックができるようになっています。
Q3	新築住宅において構造の評価だけを受けたいのですが、そのようなことは可能ですか。	新築住宅の場合、品確法で評価を行う項目は全部で10分野33項目あります。そのうち、4分野10項目が必須項目となっているため、他の必須項目も全て評価を行うことが必要となります。(必須分野は構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、温熱環境・エネルギー消費量の4分野)
Q4	評価機関により評価料金が異なっているようですが、評価の内容は同じなのですか。	性能を判断するための評価の方法や、性能の表示の方法は全て法律により共通に定められていますので、内容は同一となっています。

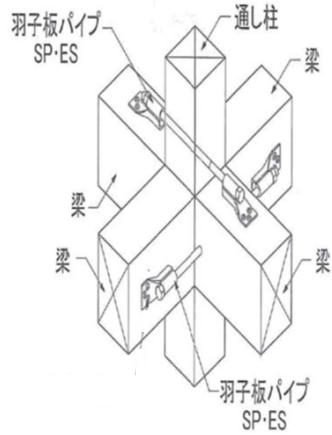
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
1-002	構造	壁倍率の上限について	階数が2以下の木造において、耐力壁に関しては壁倍率の上限は5倍であるが、準耐力壁を併用する場合、倍率の上限はあるか。 <1-1(3)木①,1-2(3)木,1-4(3)木①>	評価方法基準においては、建築基準法で定める耐力壁に準耐力壁を加えた壁倍率が5倍を超えた場合の制限は特に定めていません。 その場合、柱頭・柱脚の接合部については実際の壁倍率で検討する事が望ましいと思われます。	2011/2/24
1-004	構造	床組等の構造方法について	<p>下図のように、面材を利用した床組等において、評価方法基準に定められた床組等の構造方法を受材を介して利用する床組等は、当該評価方法基準に定められた床組等の構造方法に含まれると解してよいか。 <1-1(3)木③></p>  <p>1-1(3) 木③ 表(5)の仕様 構造用合板24mm 構造用合板24mm 構造用合板24mm 四周 受材 N75 @150</p>	評価方法基準に定められた床組等の構造方法の仕様は、当該床組等の構造方法を受材を介して利用する床組等を含みません。 ただし、床組等に用いる材料の強度を考慮して計算等により存在床倍率を定める場合にあっては、この限りではありません。	2010/3/9
1-006	構造	木造3階建て	壁量と柱脚・柱頭の検討は許容応力度計算を適用し、耐力壁の配置は1/4分割法を適用、床倍率は仕様規定を適用、柱と横架材の接合部は仕様規定を適用する方法により評価することは認められるか。 <1-1(3)>	構造計算により評価する必要があります。	2000/12/11
1-007	構造	高床式の2階建て木造住宅の布基礎	新潟県では布基礎の立上がり部分の地上での高さが1.8mを超えるものが多くある。これらは基礎の構造計算が必要か。また、上部木造部分も含め、異種構造としての計算が必要か。 <1-1(3)>	建築基準法の取り扱いに準拠して下さい。	2002/3/20

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
1-008	構造	小屋裏の物置	<p>小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設けた場合、「当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満であれば階として取り扱う必要はない」とされている(平成12年6月1日建設省建築指導課長通達第一5(2))。</p> <p>そこで、このことにより階として扱われない小屋裏物置等の軸組計算等に関し、次のように解してよいか。 <1-1(3)ホ①、1-1(3)へ①></p> <p>○ 1-1(3)ニ①(軸組計算)の場合 建築基準法の軸組計算(等級1)においては、階として取り扱わない場合であっても小屋組等の水平投影面積がその存する部分の床面積の1/8を超える場合においては、軸組計算の上で、その階の床面積に一定の数値($h/2.1 \times A$)を加えることとされている(平成12年建設省告示第1351号)。 等級2及び等級3においても、同様である。</p> <p>○ 1-1(3)ホ①(枠組壁工法)の場合 建築基準法の耐力壁計算(等級1)に係る平成13年国土交通省告示第1540号第5においても上記の告示が引用されているので、同様の扱いとなる。 等級2及び等級3においても、同様である。</p>	貴見のとおりです。	2003/3/17
1-009			<p>(吹き抜け部の存在床倍率) 吹き抜け部の存在床倍率はどうか。階段室程度の床開口部も次式を使用するのか。 $\Delta QE = \sum (\Delta QE_i \cdot L_i) / \sum l_i$ <1-1(3)ホ③></p>	吹き抜け部の存在床倍率を0として式に代入して下さい。階段室部の開口も同様に取り扱います。	2000/12/11
1-010	構造	床組	<p>(床面材の釘打ち方法) 床組を構成する面材のうち4周釘打ちと明記されていないものは、2辺釘打ちでよいか。根太やたる木の下地がある方向のみの釘打ちでよいか。 <1-1(3)ホ③></p>	それぞれの基準に定めるところによって下さい。2辺釘打ちでよい場合もあります。	2000/12/11
1-011			<p>(壁倍率と床倍率) (財)日本住宅・木材技術センターの試験で壁倍率2.0が証明されたブレースを床面に使用した場合、床倍率においても2.0倍としてよいか。 <1-1(3)ホ③></p>	建築基準法に規定されている壁倍率と品確法で導入された床倍率は、その数値を単純に比較することはできません。従って、試験の結果により壁倍率が認められているブレースを床組に使用した場合、その床倍率を壁倍率相当とすることはできません。	2002/3/20

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
1-012			<p>(胴差仕口の接合方法の同等性能証明方法)</p> <p>胴差の仕口の接合方法について、「かたぎ大入れ短ほぞ差し+羽子板ボルトまたは短冊金物」と「引張耐力が同等以上の仕様」を証明する場合、継手仕口部分の引張耐力を計算上はどの様に考えればよいか。 <1-1(3)ホ④></p>	<p>継手が同じで、金物のみが異なる場合は、金物が例示されているものと比較して同等であれば結構です。全体として異なる接合部を選択する場合は、計算・実験により同等性を判断して下さい。計算・実験方法は、建築基準法及び同解説、並びに、一般的な技術参考書を参照して下さい。</p>	2000/12/11
1-013	構造	継手及び仕口	<p>(3方向以上での柱と胴差の仕口の接合方法)</p> <p>柱と胴差の仕口の接合方法について、胴差を通し柱に継ぐ場合「かたぎ大入れ短ほぞ差し+羽子板ボルトまたは短冊金物」が例示されているが、3方向(4方向)から胴差を通し柱に継ぐ場合は短冊金物では納まらない。そのような場合の対処方法はどうか。 <1-1(3)ホ④></p>	<p>同等の耐力を有する羽子板パイプ等の接合金物で部材相互を緊結します。</p> 	2000/12/11 2014/3/5
1-014			<p>(胴差と通し柱の接合部)</p> <p>胴差を通し柱に継ぐ場合、「かたぎ大入れ短ほぞ差し+羽子板ボルト」とされているところ、「胴付2段ほぞ差し+羽子板ボルト」は「かたぎ大入れ短ほぞ差し+羽子板ボルト」と同等の引張耐力を有するものと認められるか。 <1-1(3)ホ④></p>	認められます。	2002/3/20 2013/2/28

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
1-015	構造	地盤及び杭	(調査方法) 地盤の許容応力度の調査方法に「試掘」と「周辺状況の調査」は含まれると解してよいか。 <1-6(3)口>	貴見のとおりです。	2000/12/11 2014/3/5
1-016			(杭の許容支持力、杭径等の表示) 杭の許容支持力、杭径及び杭長は、最低値から最高値までの範囲による表示としてよいか。 <1-6、1-7>	貴見のとおりです。	2002/3/20
1-017			(地盤補強) 軟弱地盤を補強するため、深さ6m程度にある支持地盤に対して鋼管パイルを打ち込み、その上に(杭とは緊結せずに)布基礎を施工する場合、1-6及び1-7の表示はどのようにすべきか。また、表層地盤の改良を行う場合はどうか。 <1-6、1-7>	これらの地盤改良の場合、杭基礎には該当しないので、1-6に関しては、改良後に期待される「地盤の許容応力度(杭状改良地盤にあつては許容支持力度又は許容支持力。以下同じ。)」を記入するとともに、「地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法」として、改良後に期待される地盤の許容応力度の設定の根拠となった方法を具体的に記入します。例えば、地盤改良済み場合は「〇〇試験」、地盤改良を予定している場合は「地盤改良前の〇〇試験+改良工法の実績値」等です。 また、1-7に関しては、直接基礎の構造方法及び形式を記入します。	2003/3/17 2014/5/9

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
1-018	構造	構造計算書の添付	<p>構造計算が必要な建築物で、等級1を申請する場合、平成12年建設省告示第1660号の解釈として、次のように解してよいか。 <平成12年建設省告示第1660号></p> <p>① 構造計算に関して建築基準法第68条の10に基づく型式適合認定を受けており、認定書(別添を含む。)を添付することにより等級1の申請をおこなう場合、別途構造計算書の添付は要しない。</p> <p>② 構造方法に関して建築基準法第68条の25でいう構造方法等の認定を受けており、同法施行規則第1条の3第1項第一号の規定に適合することを認める認定書(別添を含む。)及び指定書で指定されている構造計算書等を添付して等級1を申請する場合は、同法施行規則第1条の3第1項第一号イ、ロの各カッコ書きの規定により、別途構造計算書の添付は要しない。ただし、構造図、各部詳細図等の省略をすることはできない。</p> <p>また、建築基準法第20条第一号(第二号ロ、第三号ロの建築物を含む)の超高層建築物等で、同条第一号の大臣認定を受け、その認定書を添付して等級1を申請する場合は、構造計算書は添付不要である(超高層建築物等は、評価基準上、構造計算を評価する必要がないため)。なお、超高層建築物等で大臣認定を取得している建築物において等級2以上の場合は、特認を要する。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>2003/6/9 2014/3/5 2022/3/10</p>

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
1-019	構造	地盤の許容応力度等の審査	評価機関は、設計評価申請書に記された「地盤の許容応力度等の設定根拠となった方法」を確認するだけで、設定根拠と地盤の許容応力度との妥当性を確認する必要はないか。 <1-6(3)ロ>	設定根拠と地盤の許容応力度との妥当性を確認する必要があります。	2003/9/12
1-020	構造	梁のあばら筋比0.2%以上	耐震等級の評価において、梁のあばら筋比は、建築基準法、同施行令及び同告示には数値基準が示されていないが、日本建築学会の構造計算規準に0.2%以上と示されている。住宅性能評価においては、どのように位置づけられる数値基準か。 <1-1(3)>	等級1～3を通じて、参考とすべき基準ですが、0.2%未満であることをもって適合しないということではありません。	2003/9/12
1-021	構造	上部構造の基礎の一部が土被りがない状態で地下車庫RC造にかかる場合	次のような場合、当該地下車庫を地盤とみなしてよいか。また、その場合の地耐力の設定根拠としてはどのような資料があればよいか。 (1)RC造の地下車庫の上に木造住宅を計画している。 (2)上部木造住宅の基礎を介した荷重が地下車庫にかかっている。 (3)上部木造住宅基礎と地下車庫は緊結されていない。 <1-5(3)>	当該地下車庫を地盤の一部とみなして構いません。また、地耐力の設定根拠資料としては、当該地下RC造部分に設計地耐力がかかった場合の安全性に関する検討資料等が必要になると考えられます。	2003/9/12
1-022	構造	雪下ろしの実況に応じた積雪荷重	多雪区域にて耐積雪等級2を検討する場合、施行令第86条第6項を適用できると解してよいか。 <1-4(3)>	貴見のとおりです。ただし、建築確認においても同条第6項が適用されていること、及び、同条第7項による表示がされることを確認の上、評価書にその旨を記載しておくことが望ましいと思われま	2003/9/12

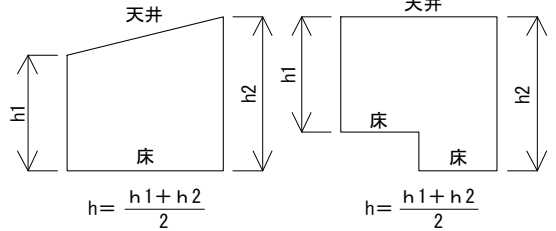
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
1-023	構造	木造軸組工法における存在床倍率について	<p>1-1(3)ホ③に、「・・・ただし、床組等に用いる材料の強度を考慮して計算により存在床倍率を定める場合にあつては、この限りでない。」とある。従つて、一覧表以外の床仕様については、次の方法のいずれかにより定められた存在床倍率を用いることができると考えてよいか。</p> <p>①『木造軸組工法住宅の許容応力度設計((財)日本住宅・木材技術センター)』に示されている「詳細計算法」に基づいて計算された存在床倍率。</p> <p>②『木造軸組工法住宅の許容応力度設計((財)日本住宅・木材技術センター)』に示されている「試験方法と評価方法」に基づいて、登録試験機関等の第三者機関による試験・評価によって定められた存在床倍率もしくは、設計者が適切に低減係数を考慮した存在床倍率とすること。</p> <p><1-1(3)ホ ③></p>	貴見のとおりです。	2003/12/3 2012/3/9 2020/3/6
1-024	構造	免震建築物	<p>(耐風、耐積雪等級の評価)</p> <p>平成12年建設省告示第2009号で扱える、いわゆる告示免震の耐風等級及び耐積雪等級の評価はどのように行えばよいか。</p> <p><1-4(3)ニ、1-5(3)ニ></p>	<p>平成12年建設省告示第2009号(以下「免震告示」という。)に適合していることにより、1-4耐風等級及び1-5耐積雪等級は等級1とすることができます。</p> <p>なお、等級2以上の評価について、免震告示は建築基準法施行令第81条第2項第一号ロ、同条第二号ロにより規定される構造計算であるが、評価方法基準1-4(3)ニ及び1-5(3)ニにおいて当該告示に係る基準は定められていないため、等級2以上の評価を行う場合は、特別評価方法認定が必要となります。</p>	2007/3/23 2014/3/5
1-025			<p>(耐震等級の評価)</p> <p>特別評価方法認定により、平成12年建設省告示第2009号に基づく免震住宅について、耐震等級の表示を行うことは可能か。</p> <p><1-3(3)></p>	1-3の表示を「その他」とした上で、特別評価方法認定により、1-1及び1-2耐震等級の評価を行うことは可能です。	2004/7/23 2007/3/23
1-026			<p>(基礎配筋工事の検査時期)</p> <p>建設住宅性能評価においては基礎配筋工事の完了時に検査を行うことになっているが、基礎に免震層を配置した免震建築物の基礎配筋工事の完了時検査は免震層の上部躯体部、下部躯体部のいずれの配筋工事に対して検査をおこなうのか。</p> <p><1-3(3)></p>	告示2009号の第3において、免震建築物の基礎が定義されており、基礎部の配筋検査は免震層の下部躯体配筋について検査することになります。	2007/3/23

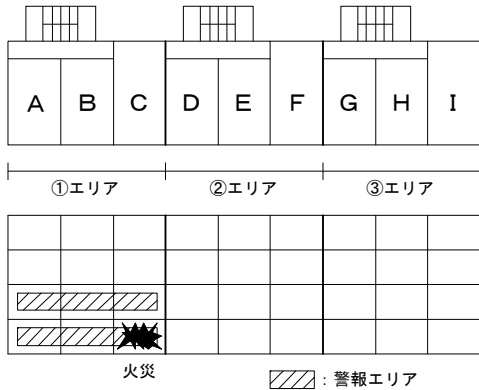
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
1-028	構造	免震建築部分を含む住宅の表示方法について	共同住宅において、構造的に分離されているが一体の使用がされる共用棟と住棟について、共用棟の耐震等級が2であり、住棟部分が免震構造であった場合、評価書ではどのように表示を行えばよいか。 <1-1~1-5>	通常棟ごとに性能が異なる場合は低い方の等級を表示することとなりますが、上記の場合、棟ごとの性能の比較が行なえませんので、原則等級1(基準法相当)と表示を行うこととなります。	2008/1/25
1-029	構造	スパン表の併用について	(財)日本住宅・木材技術センター発行のスパン表において、横架材の設計については旧スパン表を使用、基礎の設計については新スパン表を使用といったような併用は認められないと解してよいか。 <1-1(3)ホ>	貴見のとおりです。ただし、計算等の検証によりスパン表を併用することの妥当性が認められる場合はこの限りではありません。	2012/3/9
1-030	構造	木材の基準強度について	横架材のスパン表等において設定する木材の基準強度についてはどのようなものがあるか。 <1-1(3)ホ>	以下に定めるもの以外には認められません。 ・平成12年建設省告示第1452号 ・平成13年国土交通省告示第1024号第3 ・平成12年建設省告示第1452号第七号又は平成13年国土交通省告示第1024号第3第三号において定める国土交通大臣が指定した数値	2013/2/28
1-031	構造	杭長の表示	半剛接合工法として特殊な杭頭接合部を有する場所打ちコンクリート杭の場合、杭長はどの部分の長さを表示すべきか。 <1-7(3)ロ>	設計者が杭体として設計した(構造検討した)部分とする。	2018/2/23
1-033	構造	予定の地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法の表示について	設計評価申請時に地盤調査を行っていない地盤調査の方法を設計評価書に表示することは可能か。 <日本住宅表示基準 別表1、評価方法基準1-6(3)(ロ)>	表示できません。1-6(3)ロは「地盤調査方法その他イの設定の根拠となった方法が明示されていること」となっており、予定の地盤調査方法では、地盤許容応力度等の設定の根拠とはなりません。また必ず実施するとした地盤調査及び調査結果により実施する地盤改良も表示することは出来ません。なお、申請前の地盤調査等の結果による地盤改良の計画が設定の根拠となっている場合には当該方法の表示を行う必要があります。	2020/3/6
1-034	構造	中間階に免震層を設ける場合の評価について	中間階に免震層を設けた共同住宅について、免震建築物と表示することは可能か。 <1-3 その他>	平成12年建設省告示第2009号第2に定められている免震建築物の構造方法において、免震層の位置についての制限はないことから、建築物の中間階に免震層がある場合も免震建築物と判断できます。	2024/3/15

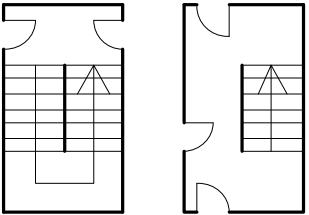
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-001	火災	「台所等」の定義	台所のコンロが火を使用しないもの(電磁調理コンロ、電熱調理コンロ等)であっても「台所等」に該当するか。 <2-1(3)イ①a>	「台所等」の定義(2-1(3)イ①a)は、次の2つから構成されています。 ①台所 ②天井から0.4m以上突出したはり等によって区画された居室の部分で、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの 従って、台所に該当する場合は、コンロが火を使用するものであるか否かにかかわらず、「台所等」に該当します。	2003/3/17
2-002	火災	感知器の設置場所	天井高さ8m以上の居室の天井に設置される感知器については煙式とされているところ、天井又は床が同一平面でないことにより天井高さが一定でない場合はどうか。 <2-1(3)イ①a(ii)>	8m以上であるか否かの判断は消防法の取り扱いに準拠しますので、下図のようにその室の平均高さによります。 	2003/3/17 2014/5/9
2-005	火災	軒裏の有孔板	延焼のおそれのある軒裏に有孔板や換気口が取り付けられている場合、2-5(開口部)及び2-6(開口部以外)の扱いはどのようになるか。また、延焼のおそれのある外壁に換気口が取り付けられている場合はどうか。 <2-5(3)ロ、2-6(3)ハ②>	これらの扱いは建築基準法の運用に準じます。 なお、軒裏に関しては、有孔板及び換気口の有無にかかわらず「開口部以外」の部位として、構造方法全体を評価することになります。従って、軒裏の一部に有孔板を用いる場合で防火構造として認められるためには、「一部に有孔板を用いた軒裏構造」として大臣認定を受けた構造にすることが必要になります。逆に言えば、大臣認定を受けた軒裏構造の一部の部材を有孔板に替えたものは、大臣認定の条件を逸脱するので認められません。軒裏に換気口を設ける場合も、同様に「換気口を含めた軒裏構造」として大臣認定を受けた構造であることが必要です。	2002/3/20
2-006	火災	防火、準防火地域以外における耐火等級の評価	建築基準法に定められた防火地域あるいは準防火地域の指定地域外においても耐火等級は評価するのか。 <2-5、2-6>	建築基準法に定める地域にかかわらず評価を行う必要があり、「該当なし」とはなりません。	2000/12/11
2-007	火災	木造外壁の耐火等級	一般的な木造住宅の外壁部分を、準耐火構造の耐火時間1時間と同じ仕様で施工した場合、外壁は耐火等級の等級4とすることは可能か。 <2-6(3)イ>	軒裏も準耐火構造の耐火時間1時間の構造であれば、等級4とすることは可能です。	2000/12/11

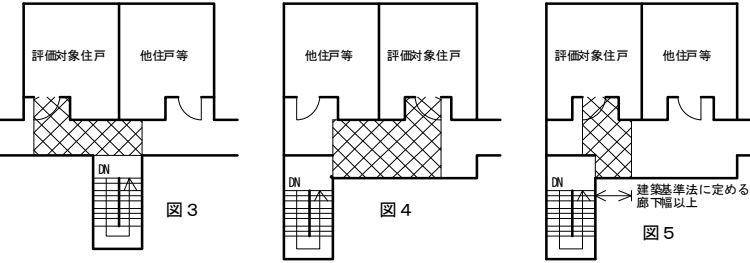
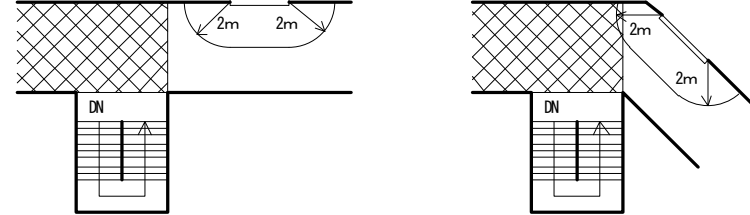
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-008	火災	軒裏の耐火等級	<p>2-6で等級2の場合、軒裏の遮熱性能は(2)の基本原則において20分以上とされているところ、(3)の評価基準においては建設省告示1359号すなわち30分以上の遮熱性能である防火構造が要求されている。この関係はどのように解すればよいか。 <2-6(3)ハ②></p>	<p>2-6の対象は外壁及び軒裏であり、等級2ではその両方を20分以上の遮熱性能のあるものとする必要があります。評価基準は建築基準法の告示に掲げられている仕様を引用して規定していますので、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁：耐火構造(60分以上)、1時間準耐火構造(60分)、準耐火構造(45分)、防火構造(30分)、準防火構造(20分)のいずれか ○ 軒裏：耐火構造(60分以上)、1時間準耐火構造(60分)、準耐火構造(45分)、防火構造(30分)のいずれか <p>を用いる必要があります。 このことは、評価基準が建築基準法の告示に掲げられている仕様を引用して規定されており、また、建築基準法の告示には軒裏の20分遮熱性能の仕様(軒裏の準防火構造)が規定されていないことによります。</p>	2002/3/20
2-009	火災	ボイドスラブの耐火等級	<p>ボイドスラブの場合で、2-7(3)イ②に該当するか否かの判断に疑義が生じた場合はどうすべきか。 <2-7(3)イ②></p>	<p>建築基準法の運用に準じますので、特定行政庁に確認して下さい。</p>	2002/3/20
2-010	火災	階段室型における、他住戸等への警報	<p>2-2感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)において、下図のように避難経路がエリア毎に独立しているケースで、①のエリアの火災を②及び③のエリアへは警報しない場合、等級2以上には適合しないものと解してよいか。 <2-2(3)イ></p> 	<p>貴見のとおりです。避難経路の独立性を考慮して①、②及び③のエリアを分けて判断することはできません。①と③のように離れている場合であっても同じです。</p>	2003/9/12 2006/6/1 2014/3/5

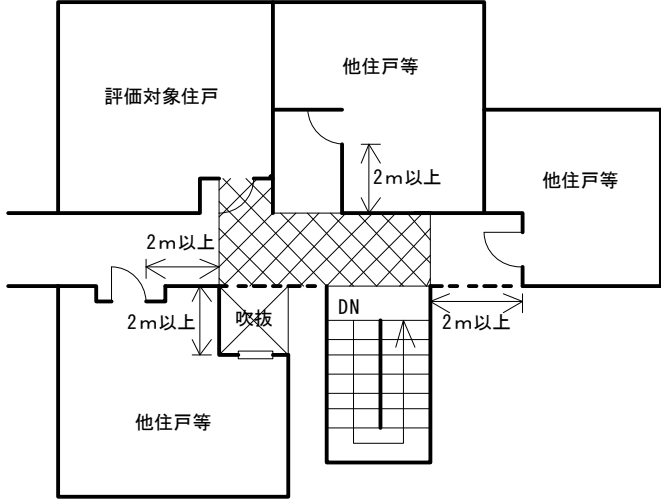
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-011	火災	スプリンクラー設備設置の場合の取り扱いについて	<p>消防法と同様、総務省令第40号による共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている場合は共同住宅用自動火災報知設備及び住戸用自動火災報知設備を設置免除することができ、感知器(熱式のもの又は煙式のもの)が評価方法基準に適合して設置されているとみなしてよいか。 <2-1(3)イ(ii),(iv)></p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2013/2/28
2-012	火災	直通階段との間に他住戸等がない	<p>評価基準でいう「直通階段との間に他住戸等がない」は、どのように判断すべきか。 <2-3(3)ロ②></p>	<p>まず、図1のような階段室型の共同住宅に関しては、共用廊下が存しないため当該評価項目に関しては「該当なし」となります。図2のような鉄砲階段の場合も、同様に「該当なし」とします。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図1 図2</p> </div>	2004/2/10

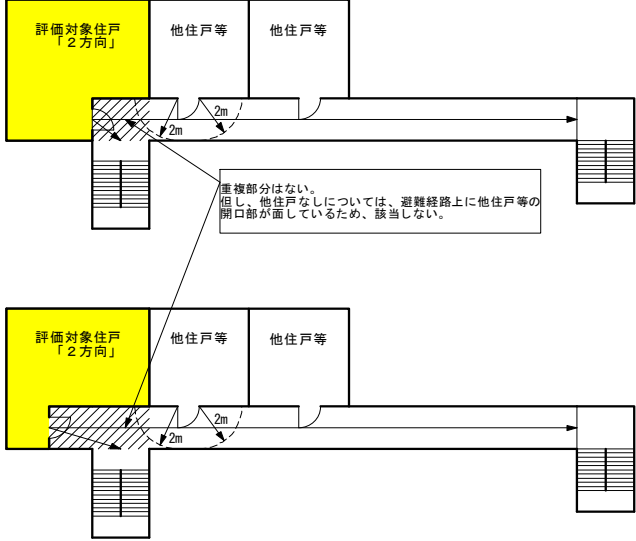
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-012	火災	直通階段との間に他住戸等がない		<p>共用廊下を有する共同住宅については、次の手順により、「直通階段との間に他住戸等がない」に該当するか否かを判断します。</p> <p>① まず、評価対象住戸の出入口から各直通階段への避難経路を設定します。 通常の場合は、図3の斜線部が避難経路となります。ホール等を通過する場合やホール等を回り込む場合は、それぞれ図4及び図5の斜線部が避難経路となります。</p> 	
				<p>② 次に、設定された避難経路に「他住戸等の開口部」が面しているか、いないかを確認します。 図6及び図7に示すように、他住戸等の開口部から避難経路への最短距離を求め、その最短距離が2m以上であるか否かにより判断します。(図6、7を参照)。 避難経路に吹き抜け等がある場合の他住戸等の開口部の影響に関しても、平面上で同様に判断します。</p> 	

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-012	火災	直通階段との間に他住戸等がない		<p>③ 最後に、避難経路は直通階段ごとに設定しますので、そのいずれかが②により「直通階段との間に他住戸等がない」に該当する場合は、当該評価対象住戸について「直通階段との間に他住戸等がない」と判断します。</p> <p>総合すると、図8のような場合は、直通階段との間に他住戸等の開口部が接していないため「直通階段との間に他住戸等がない」に該当すると判断します。</p>  <p style="text-align: center;">図 8</p>	

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-013	火災	通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能	<p>評価基準でいう平面形状について評価対象住戸から重複する経路が無い下図のような場合は「通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能」と判断してよいか。 <2-3(3)口①></p> 	貴見のとおりです。	2004/11/22
2-014	火災	感知警報装置における用語の定義	<p>感知警報装置における用語の定義で、「住宅用火災警報器」は「住宅用防災警報器」、「住宅用自動火災報知設備」は「住宅用防災報知設備」と同義であると解してよいか。 <2-1(3)></p>	貴見のとおりです。消防安第221号により当該用語は、それぞれ代替用語として取扱われることが定められています。	2006/6/1
2-015	火災	「他住戸等」に含まれる室	<p>感知警報装置設置等級(他住戸火災時)において、「他住戸等」にエレベーターシャフトは含まれるのか。 <2-2(3)></p>	エレベーターシャフトは含まれません。	2006/6/1

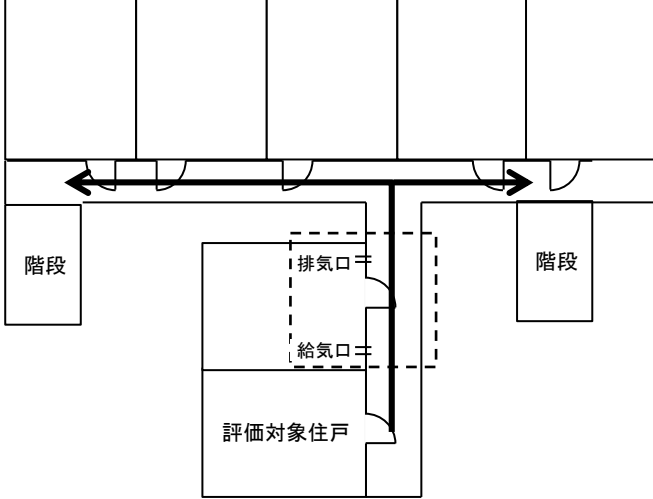
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-016	火災	感知器の設置場所(3階建ての階段室について)	3階建ての住宅において、階段室に感知器を設置する場合、等級3以上では1階より2階、2階より3階のそれぞれの階段室に感知器を設ける必要があるか。 <2-1(3)イ,ロ>	貴見のとおりです。	2006/6/1
2-017	火災	感知警報装置取り付け位置について	感知警報装置の取り付け位置は、天井面では、中央付近に設置とあるが、天井面の中央付近は一般的に照明器具が設置されていることや、メンテナンスにも支障がでる場合があるため、消防法関連基準で認められる範囲内であれば中央付近の設置にあてはまると考えてよいか。 <2-1(3)>	貴見のとおりです。	2006/6/1
2-019	火災	感知器の感度等について	感知を行う部分の感度について、2-1(3)イ①a(iv)で感知器の作動試験、不作動試験の適合を定めているが、具体的には感知器等規格省令で定めるとの感度の感知器がこれに該当するか。 <2-1(3)イ①a(iv)>	評価基準では、感知を行う部分の作動、不作動の性能の幅を示しています。よって具体的には以下の試験に合格した感知器は認められることとなります。 ① 差動式感知器であれば感知器等規格省令第12条に規定する2種又は1種の試験に合格したもの。 ② 定温式感知器であれば感知器等規格省令第14条に規定する特種60度、特種65度、1種又は2種の試験に合格したもの。 ③ 煙式感知器であれば感知器等規格省令第16条、17条に規定する1種、2種又は3種の試験に合格したもの。	2006/6/1 2013/2/28 2014/5/9
2-020	火災	寝室(特定寝室)について	高齢者等配慮対策等級における「特定寝室」は、感知警報装置設置等級(自住戸火災時)において「寝室」とみなされるか。 <2-1(3)>	寝室であるか否かの判断は、消防法における取り扱いに順ずることとなります。特定寝室は将来的な利用を含めた設定となっているものであり、申請時点で必ずしも寝室と判断されるものではありません。	2007/3/23

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-021	火災	共同住宅に令8区画された他用途施設がある場合の感知警報装置	<p>共同住宅に他用途施設があり、共同住宅部分と消防法施行令第8条による区画がなされている場合、例えば共同住宅の1、2階に事務所がある場合を想定すると、令8区画の有無に係わらず、3階住戸において等級4とする場合は2階の事務所の火災を感知し、自動で上階である3階の評価対象住戸に警報を発することが必要と考えてよいか。 <2-2(3)イ></p> <p>The diagram shows a building layout. At the top is a 3x3 grid labeled '共同住宅' (Common Residential). Below it is a 1x1 grid labeled '令8区画' (Designated Area) with an arrow pointing to the 3rd floor. Below that are two rows labeled '事務所' (Office), with '2F' and '1F' labels to their right.</p>	貴見の通りです。	2011/2/24 2014/3/5

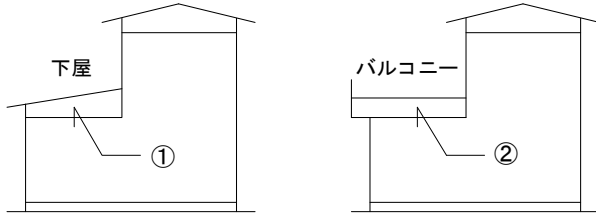
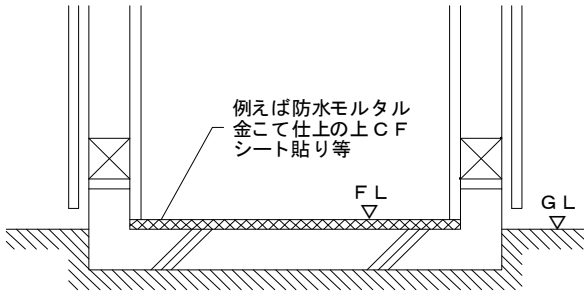
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
2-022	火災	避難経路の隔壁の開口部について	<p>平面形状の評価が「その他」である場合、避難経路の隔壁の開口部の評価を行うことになるが、その場合の避難経路に面する給気口、排気口は開口部に含まれるか。 <2-3(3)ハ></p> 	<p>給気口、排気口についても、開口部に含まれ、等級に応じた仕様とする必要があります。</p>	2016/3/4
2-023	火災	「避難経路となる共用廊下」が複数ある場合の判断方法	<p>排煙形式の評価において、評価対象住戸から直通階段へ至る経路が複数ある場合は、いずれの経路を「避難経路となる共用廊下」と判断すればよいか。 <2-3(3)イ></p>	<p>評価対象住戸から直通階段へ至る経路のうち、避難時に使用されることが想定される1つの経路を指します。</p>	2020/3/6

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-001	劣化	構造別の適用関係	(木造、鉄骨造の住宅の基礎コンクリート) 3-1について、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅の評価基準である「aセメントの種類」「bコンクリートの水セメント比」等は木造及び鉄骨造の住宅の基礎コンクリート部に対しても適用されるか。 <3-1(3)本文>	適用されません。ただし、建築基準法施行令のかぶり厚さの基準は当然に適用されます。	2000/12/11
3-002			(RC造に使用されている鋼材) RC造建物に使用されている鋼材にも等級に応じた防錆措置が必要となるか。 <3-1(3)本文>	必要ありません。	2002/3/20
3-003			(スチールハウス) スチールハウスの劣化対策等級についての扱いはどのようになるか。 <3-1(3)本文>	当面、劣化対策等級については特認により、対応することとなります。	2000/12/11
3-004	劣化	国外の機関による同等判断	劣化対策等級について、外壁下地材はJASもしくはJISに規定する構造用合板等を用いる必要がありますが、国外の合板検査機関よりJAS同等以上の評価がなされている場合は、国外の合板検査機関による検査書をもって評価することは可能か。 <3-1(3)イ①a>	耐久性上の観点からJAS同等と評価されているものであれば、海外の検査機関の検査書をもって評価することは可能です。	2000/12/11
3-005	劣化	外壁の軸組等及び土台の範囲	木造住宅の「外壁の軸組等」及び「土台」には、1階の床組(床束・大引・根太・床下地合板等)は含まれないと解してよいか。 <3-1(3)イ①a、b>	貴見のとおりです。	2000/12/11
3-006	劣化	豪州桧を用いた土台	豪州桧(サイプレスパイン)は、木造土台の劣化対策等級の3-1(3)イ①b(ii)(平成14年4月1日施行以前の基準では3-1(3)イ①b)でいう「その他これらと同等の耐久性を有するもの」に該当するとしてよいか。 <3-1(3)イ①b(ii)>	貴見のとおりです。	2002/5/14 2009/9/4

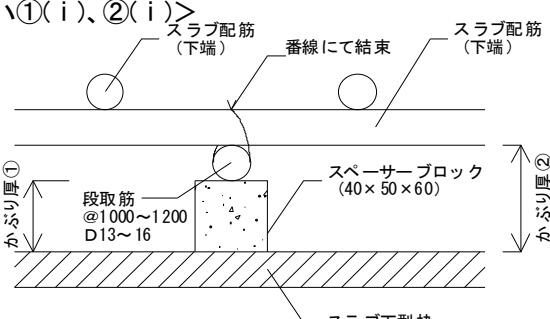
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-007	劣化	脱衣室の床組	<p>木造の劣化対策等級に関して、脱衣室の床組の基準に適合する仕様には具体的にどのようなものがあるか。 <3-1(3)イ①c></p>	<p>具体的には、次のようなものが認められます。</p> <p>3-1(3)イ①c(i)に該当する仕様 ・シージングせっこうボード貼り ・ビニルクロス貼り</p> <p>3-1(3)イ①c(iii)に該当する仕様 ・構造用合板(特類)+フローリング ・耐水合板(普通合板1類、構造用合板特類又は1類)</p>	2003/3/17
3-008	劣化	小屋裏換気口	<p>木造の劣化対策等級では、下図のような空間(①及び②)にも、3-1(3)イ①gが適用されると解してよいか。 <3-1(3)イ①g></p> 	<p>貴見のとおりです。</p>	2002/3/20
3-009	劣化	床下に空間がない場合	<p>劣化対策等級の床下の基準に関し、下図のように床下に空間がない場合はどのように評価したらよいか。 <3-1(3)イ①f></p> 	<p>床下に空間が存在しない部分については、床下の基準(3-1(3)イf)は適用されません。ただし、木造にあっては、床下に空間がない場合でも建築基準法施行令第22条の規定が適用され、同規定に基づき「床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う。」等の措置が必要になるものと考えられますので、注意して下さい。</p>	2003/3/17 2003/9/12
3-010	劣化	耐火被覆	<p>耐火被覆(吹き付け)をする鋼材の部分にも、等級に応じた防錆措置が必要となるか。 <3-1(3)ロ①></p>	<p>耐火被覆部分にも等級に応じた防錆措置が必要です。評価基準上、耐火被覆を防錆措置の一種とみることはできません。</p>	2000/12/11 2013/2/28

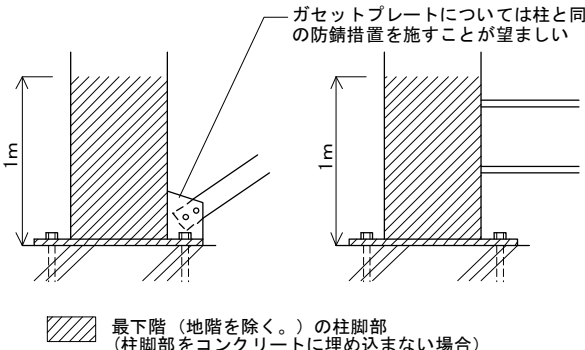
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-011	劣化	かぶり厚さ (RC造の目地部分)	屋外に面する外壁で劣化対策等級に係る鉄筋コンクリートのかぶり厚さの判断の際、目地については無視できるか。 <3-1(3)ハ①b>	目地部のかぶり厚さは目地底から必要なかぶり厚さを確保することが必要です。ただし、壁の屋外側に設けられている目地部で耐久性上有効なシールが施される場合には、3-1(3)ハ①b(i)表の下欄の注を適用して、最小かぶり厚さを表の数値から10mm減することができます。	2003/3/17 2012/3/9
3-012	劣化	かぶり厚さ (ポイドスラブの中空部)	ポイドスラブ(その他中空部を有するスラブを含む。)の中空部が密閉されている場合、空気の流通がないので、当該中空部については3-1(3)ハ①bのかぶり厚さの基準の適用はないと解してよいか。 <3-1(3)ハ①b>	貴見のとおりです。	2003/3/17 2003/12/3
3-013	劣化	コンクリートの品質 (強度)	RC造の劣化対策等級においてはコンクリート強度に応じたスランプが規定されている。この場合のコンクリート強度は、JASS5(2009)においては「調合管理強度: $F_m = F_q + m \cdot S_n$ 」であると解してよいか。 <3-1(3)ハ①d>	貴見のとおりです。 なお、2003年版以前のJASS5においては品質基準強度となります。	2002/3/20 2010/3/9
3-014	劣化	コンクリートの品質 (品質)	建設評価において、JIS A5308に該当するレディーミクストコンクリートを使用している場合、現場でのスランプがJIS A5308に規定の許容差の範囲内であれば、評価基準で要求されているスランプの基準に適合しているとみなしてよいか。なお、JIS A5308レディーミクストコンクリートに規定のスランプの許容差は、スランプの設定が8cm以上18cm以下の場合は ± 2.5 cm以内、設定が21cmの場合は ± 1.5 cm(呼び強度27以上で、高性能AE減水剤を使用する場合は、 ± 2 cmとする。)以内となる。 <3-1(3)ハ①d>	貴見のとおりです。	2002/3/20 2022/3/10

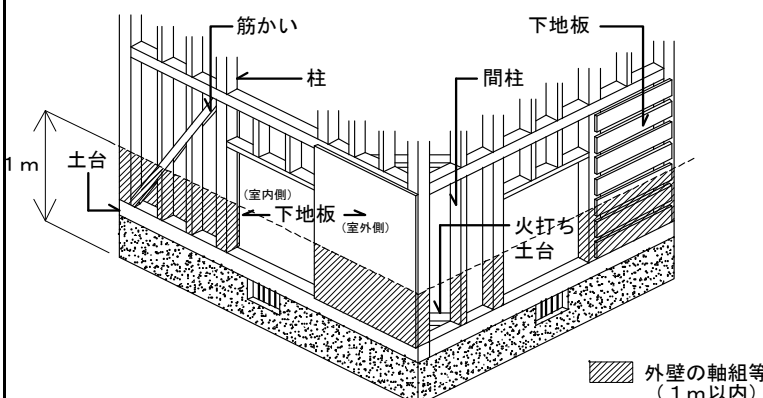
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-015	劣化	コンクリートの品質 (大臣認定コンクリート)	<p>建築基準法第37条第2号に基づく大臣認定を受けたコンクリートの場合、次のように解してよいか。 <3-1(3)ハ①></p> <p>① 3-1(3)ハ①に関しては、3-1(3)ハ①aのいずれかに該当するセメントを使用していれば、適用することができる。</p> <p>② 3-1(3)ハ①d(i)のスランブに関しては、通常のレディーミクストコンクリートの場合、JIS A5308に規定する許容差(スランブ18cm以下で±2.5cm、スランブ21cm以下で±1.5cm)が認められているところであるが、標記のコンクリートがJIS A5308のレディーミクストコンクリートに該当しない場合はJIS A5308の許容差は適用されず、コンクリート強度に応じて規定のスランブ値以下としなければならない。なお、「これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあつては、この限りでない。」に関しては、標記のコンクリートがJIS A5308のレディーミクストコンクリートに該当しない場合であっても適用される可能性がある。</p> <p>③ 3-1(3)ハ①d(iii)の空気量に関しては、「凍結融解作用を受けおそれがない」ことについて建築基準法第37条第2号に基づく大臣認定を受けている場合であっても、当該基準が適用される。</p>	貴見のとおりです。	2003/3/17
3-016	劣化	段取筋のある場合のかぶり厚さ	<p>床スラブ等の配筋工事において、施工の容易化を図るため「段取筋」と称して構造上の配筋の下に、下図のようにD13～D16程度の鉄筋を設置する場合、かぶり厚さは最も外側の配筋である「段取筋」からコンクリート表面までの距離(かぶり厚①)と解してよいか。 <3-1(3)ハ①(i)、②(i)></p> 	貴見のとおりです。	2003/9/12

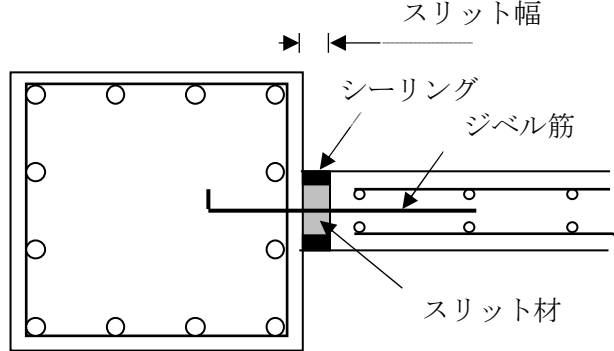
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-017	劣化	鉄骨造住宅の最下階の柱脚部	<p>鉄骨造住宅の最下階のはり及び筋かいは、「最下階(地階を除く。)の柱脚部」に含まれないため、一般部の防錆措置の基準で評価してよいか。(下図参照) <3-1(3)口①表1></p>  <p style="text-align: center;"> 最下階(地階を除く。)の柱脚部 (柱脚部をコンクリートに埋め込まない場合) </p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2003/12/3

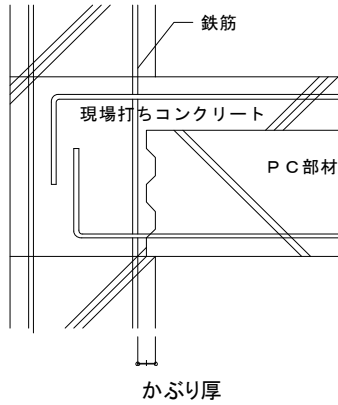
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等												
3-018	劣化	木造の「外壁の軸組等」の範囲	<p>木造の劣化対策等級のうち「外壁の軸組等」に関するそれぞれの基準は、具体的にどのような部材に適用されるか。 <3-1(3)イ①a></p>	<p>通常の木造軸組工法の場合、表1のうち太線枠内の部材(A及びB)が「外壁の軸組等」に該当します(下図参照)。</p> <p>①aの基準においては、外壁の軸組等を構成する部材のうち、A及びBに該当する全ての部材(木質でない部材を除く。)が①a(i)~(iii)のいずれかに該当することが求められます。ただし、外壁を構成するA及びBに該当する部材の全てが(i)~(iii)のいずれかに該当する必要がありますが、全ての構成部材が同じ項目で該当する必要はありません。例えば柱は(i)(口)に適合させ、間柱は(i)(イ)に適合させ、下地材は(ii)に適合させることにより「外壁の軸組等」全体として①aに適合させることもできます。</p> <p>また、建築基準法施行令第49条の規定は別途適用されますので、注意して下さい。</p> <p>表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">室内側に露出していない部分</th> <th style="width: 35%;">室内側に露出した部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">外壁の軸組</td> <td style="border: 2px solid black;">A 柱・間柱・梁・筋かい・耐力面材 真壁構造の耐力壁の受材・貫</td> <td style="border: 2px solid black;">C 真壁構造の柱・梁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">下地材</td> <td style="border: 2px solid black;">B 下地材(外部側) 下地材(室内側)</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">土台</td> <td style="border: 2px solid black;">D 土台・火打ち土台</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)この表では代表的な部材だけを掲載しています。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>		室内側に露出していない部分	室内側に露出した部分	外壁の軸組	A 柱・間柱・梁・筋かい・耐力面材 真壁構造の耐力壁の受材・貫	C 真壁構造の柱・梁	下地材	B 下地材(外部側) 下地材(室内側)		土台	D 土台・火打ち土台		<p>2004/2/10 2013/2/28</p>
	室内側に露出していない部分	室内側に露出した部分															
外壁の軸組	A 柱・間柱・梁・筋かい・耐力面材 真壁構造の耐力壁の受材・貫	C 真壁構造の柱・梁															
下地材	B 下地材(外部側) 下地材(室内側)																
土台	D 土台・火打ち土台																

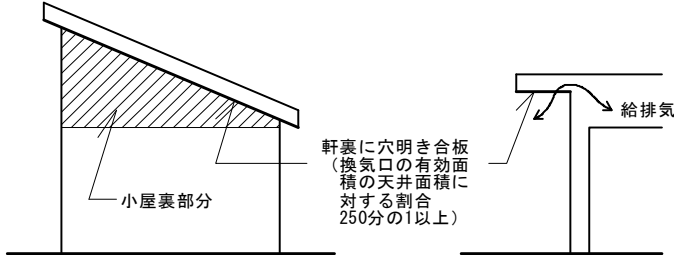
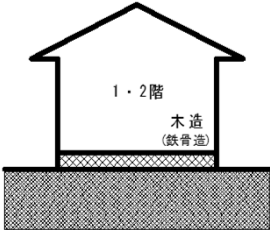
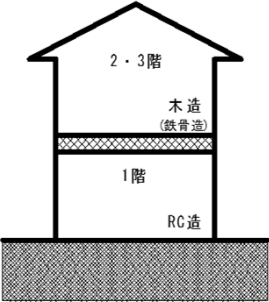
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-020	劣化	脱衣室の床組	<p>1階の脱衣室において、床下にf(ii)に適合する換気口が設けられているとともに、床組(床梁、根太等)が防腐・防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであり、かつ、床仕上げがフローリング貼りである仕様は、床組が3-1(3)イ①c(iii)に掲げる「同等の防水上有効な措置」であると見なしてよいか。 <3-1(3)イ①c></p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2004/2/10
3-021	劣化	構造スリット部(完全スリット型)のジベル筋の扱い	<p>劣化対策等級において、RC造住宅の構造スリット部(完全スリット型)に設けられるジベル筋はどのように評価すればよいか。(下図参照) <3-1(3)ハ></p> 	<p>当該部分は部分的に設置されるものであり、構造躯体等に含まれないものと解します。よって品確法の劣化対策等級においては評価の対象とはなりません。</p>	2004/7/23
3-022	劣化	プレキャストコンクリート造のかぶり厚さ	<p>柱、梁、壁、床に使用するプレキャストコンクリート造のかぶり厚さはどのように評価するか。 <3-1(3)ハ①b></p>	<p>鉄筋コンクリート造等の住宅である場合、工場製品か現場打ちかに関わらず、3-1(3)ハ①b(i)の基準が適用されます。</p>	2004/7/23
3-023	劣化	耐久性上有効な仕上げによる緩和の適用範囲について	<p>3-1(3)ハ①b(i)表注において、外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り等の仕上げを施す場合、最小かぶり厚さを緩和できる旨規定されているが、外壁を構成する柱・梁についても緩和の規定を適用できると解してよいか。また、適用部位には屋上や屋外の床も含まれると解してよいか。<3-1(3)ハ①b(i)></p>	<p>外壁を構成する柱・梁については、耐久性上有効な仕上げがある場合、かぶり厚に係る緩和規定を適用することができますが、屋上や屋外の床に緩和規定を適用することはできません。</p>	2004/11/22 2014/5/9

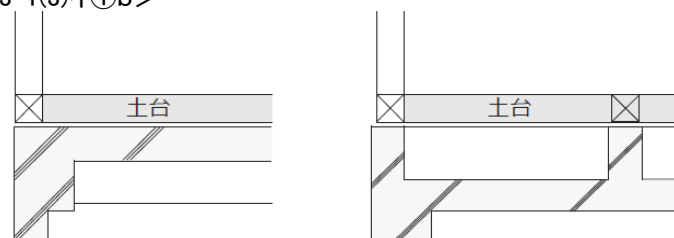
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-024	劣化	プレキャストコンクリート造におけるかぶり厚さの扱いについて	<p>現場打ちコンクリートとプレキャストコンクリート部材との取り合い部分のかぶり厚さは、プレキャストコンクリートを含めた寸法として評価してよいか。 <3-1(3)ハ①b(i)></p> 	貴見のとおりです。	2004/11/22 2014/5/9
3-026	劣化	基礎断熱工法を用いる場合の地盤の防蟻措置	<p>浴室床下部分に基礎断熱工法を用いた場合、3-1(3)イ①fでは床下をコンクリート若しくは防湿フィルム等で覆う方法の選択が可能となっているが、実質的には3-1(3)イ①dにより、当該部分についてべた基礎又は布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆う方法のみとなっていると解してよいか。 <3-1(3)イ①d、f></p>	貴見のとおりです。基礎断熱とする部分が住戸全体か部分的かに関わらず、上記以外の方法による場合は、特別評価方法認定が必要となります。	2008/1/25
3-027	劣化	浴室の防水上有効な仕上げ	<p>浴室の防水上有効な仕上げとして、シーリング石こうボードやビニールクロス等は認められないと解してよいか。 <3-1(3)イ①c></p>	貴見のとおりです。	2008/1/25

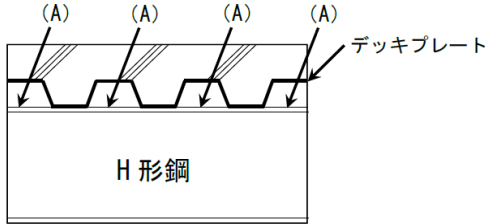
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-028	劣化	片流れ屋根の軒裏換気口	<p>片流れ屋根のけらば軒裏に、一様に有孔板を設置することにより、換気口の有効面積の天井面積に対する割合を250分の1確保した場合、3-1(3)イ①g(ii)の基準に適合していると判断してよいか。</p> <p><3-1(3)イ①g(ii)、ロ①c></p> 	適合すると判断することができます。	2008/1/25
3-030	劣化	混構造における床下について	<p>床下の基準の適用について、次の①及び②はどのように判断すればよいか。</p> <p><3-1(3)イ①f></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="546 847 815 1193"> <p>①木造（鉄）</p>  </div> <div data-bbox="943 847 1211 1193"> <p>②木（鉄骨）・RC混構</p>  </div> </div>	<p>①の場合は最下階の床が木造（鉄骨造）であるため床下の基準が適用されます。</p> <p>②の場合は最下階の床が鉄筋コンクリート造であるため床下の基準の適用はありません。また、階間には床下の基準は適用されません。</p>	2010/3/9
3-031	劣化	木造住宅の基礎高さ	<p>木造住宅における基礎の高さの基準（地面から基礎上端又は地面から土台下端までの高さが400mm以上）は、外周部の基礎を対象としており、内部の間仕切基礎で、雨のはね返り、床下の換気及び点検のし易さ上の問題がない場合は評価の対象外であると解してよいか。</p> <p><3-1(3)イ①e></p>	貴見のとおりです。	2010/11/22 2014/5/9

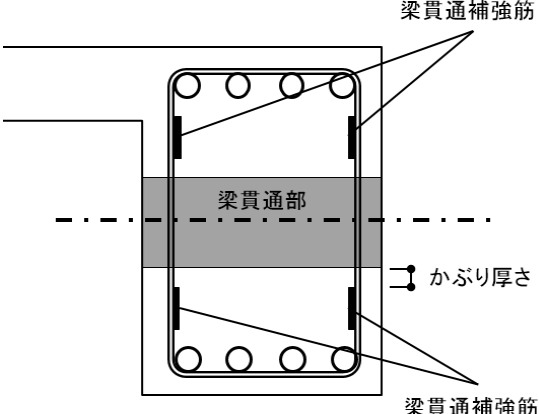
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-032	劣化	混構造における木造土台の取り扱いについて	<p>RC造と木造との混構造において、土台の役割を果たす木造最下部の部材については、土台の基準が適用されると解してよいか。</p> <p><3-1(3)イ①b></p> 	貴見の通りです。	2013/2/28
3-033	劣化	建設評価時におけるコンクリートの単位水量及び水セメント比の確認について	<p>建設評価時におけるコンクリートの単位水量について、納入書・コンクリートの製造管理記録等の値で確認すればよいか。また、水セメント比についても同様の方法で確認すればよいか。</p> <p><3-1(3)ハ①></p>	<p>貴見の通りです。</p> <p>なお、コンクリート受入れ時の単位水量推定試験結果に基づく場合については、JASS5(2009)「11.5レディーミクストコンクリートの受け入れ時の検査」を参考としてください。</p>	2015/3/5
3-034	劣化	鉄骨造の防錆措置における鋼材厚さの適用範囲について	<p>鉄骨造で劣化対策等級を取得する場合で、丸鋼に評価方法基準の鋼材厚さの規定を適用する場合、「厚さ」を「径」に読み替えて適用してよいか。</p> <p><3-1(3)ロ①a、②a></p>	貴見のとおりです。	2016/3/4

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-035	劣化	鉄骨造における防錆措置の適用範囲について	鉄骨部材に防錆措置を施す場合、デッキプレートやコンクリートスラブで見え隠れとなる部分(梁上端フランジ等)も防錆措置は必要と判断してよいか。 <3-1(3)ロ①a>	<p>下図のように、空気に接する部分においては、防錆措置が必要と判断します。</p>  <p>(A) フランジ上面で空気に接する部分</p>	2016/3/4
3-036	劣化	RC造基礎杭の取扱いについて	RC造の住宅のRC造の基礎杭に関して、劣化対策等級の基準の適用はあるか。 <3-1(3)ハ①>	劣化対策等級の対象となる構造躯体は、1-1(2)イ①により基準法施行令第1条第3項に規定する構造耐力上主要な部分と定義されており、また、当該部分には「基礎ぐい」が掲げられています。よってRC造等の住宅のRC造基礎杭にも劣化対策等級に係る基準が適用されることとなります。	2017/2/24
3-037	劣化	シリカフェーム使用のコンクリートの劣化対策等級	シリカフェームを使用している大臣認定コンクリートの水セメント比はどのように取り扱えばよいか。 <3-1(3)ハ①b>	シリカフェームを混和材として認定している場合は、シリカフェームを除いて水セメント比を算定します。なおセメントが評価基準3-1(3)ハ①aに該当しない場合は、特別評価方法認定が必要です。	2018/2/23
3-038	劣化	RC造基礎杭のかぶり厚さ	3-1(3)ハ①b最小かぶり厚さを示す表にある鉄筋のかぶり厚さには、基礎杭についての規定がないが、基礎杭のかぶり厚さは基礎と同じと解してよいか。 <3-1(3)ハ①>	貴見のとおりです。	2018/2/23

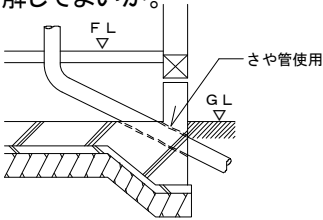
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-039	劣化	ひび割れ防止を目的とした鉄筋のかぶり厚さ	耐力壁及び床に構造計算外であるひび割れ防止を目的とした鉄筋を配筋する場合、そのかぶり厚さは耐力壁及び床としての値を採用する必要があるか。 <3-1(3)ハ>	貴見のとおりです。 計算外のひび割れ防止を目的とした鉄筋であっても、その部位のかぶり厚さを採用する必要があります。	2018/2/23
3-040	劣化	鉄筋コンクリート造における梁貫通部と補強筋に対するかぶり厚さ	鉄筋コンクリート造における梁貫通部と補強筋に対する最小かぶり厚さはどの値を用いることができますか。 <3-1(3)ハ①>	 <p>梁貫通部と補強筋に対する最小かぶり厚さは、屋内の基準を採用することができます。なお、既製品の補強筋の場合も同様となります。</p>	2019/2/1
3-041	劣化	鉄骨造の合成スラブのデッキプレートの取扱いについて	鉄骨造の合成スラブのデッキプレートは評価対象か。 <3-1(3)ロ①a>	合成スラブを使用する部分が構造躯体にあたる場合は評価対象となり、評価方法基準3-1(3)ロ①a(ii)の防錆措置が適用されます。	2019/2/1
3-042	劣化	めっき処理を行ったデッキプレートの取扱いについて	鉄骨造の合成スラブのめっき処理を行っているデッキプレートの防錆措置はどのように考えればよいか。 <3-1(3)ロ①a>	めっき処理を行ったデッキプレートは、3-1(3)ロ①a表3の区分1か区分2のめっき処理であれば等級2、3の基準を満たすと考えられます。 例) Z12	2019/2/1

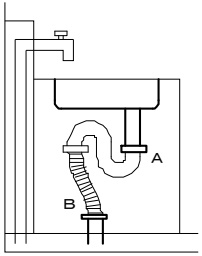
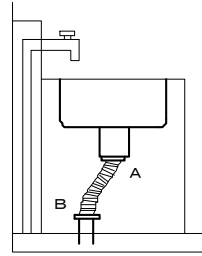
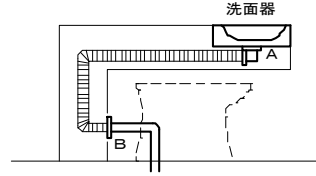
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
3-043	劣化	3-1(3)ハ①d(i)における、同等の材料分離抵抗が認められるものについて	3-1(3)ハ①d(i)における、同等の材料分離抵抗が認められるものはどのようなものが該当するか。 <3-1(3)ハ①d(i)>	同等の材料分離抵抗が認められるコンクリートとしては、建築基準法第37条の大臣認定を取得している場合又は、JASS5 鉄筋コンクリート工事2018 第3節の解説表3.2「各種コンクリートのスランプ」に示される値に適合する場合があります。これ以外は、特別評価方法認定が必要になります。	2019/2/1
3-044	劣化	溶融亜鉛めっきの防錆措置について	3-1(3)ロ①a鉄骨造の表3によるめっき処理をおこなう場合に、付着量にて判断を行うことになるが、令和3年12月に溶融亜鉛めっきに関するJISH8641が改正され、めっき被膜の規定が付着量から膜厚に変更されているが、どのように評価を行えばよいか。<3-1(3)ロ①a、3-1(3)ロ②>	新JISの膜厚にめっき被膜の密度7.2g/cm ³ を乗じた数値が表3のいずれの区分に該当するかで評価を行います。	2023/3/17

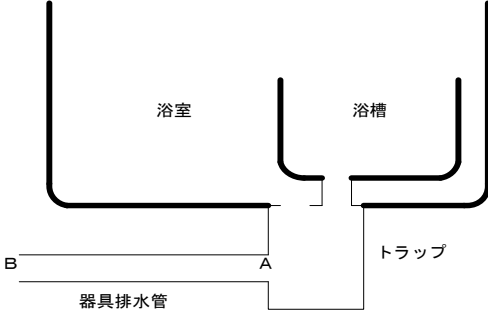
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-001	維持	雨水排水管、冷暖房機器ドレイン、電気温水器の排水管	<p>雨水、冷暖房機器ドレイン、電気温水器、潜熱回収型ガス給湯器の排水管は、4-1及び4-2、4-3という排水管には該当しないと解してよいか。 <4-1(2)イ②、4-2(2)イ②、4-3(2)イ①></p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>2000/12/11 2014/3/5</p>
4-002	維持	さや管を使用した専用配管	<p>下図のようなさや管を使用した専用配管の貫通は、4-1(3)イ①及び②に適合すると解してよいか。 <4-1(3)イ①、②></p> 	<p>躯体に影響を及ぼすことなく内管を引き抜いて点検及び補修が行うことが可能であれば、適合しているものと解します。</p>	<p>2002/3/20</p>

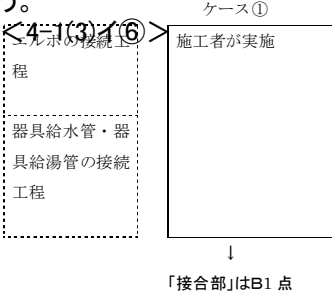
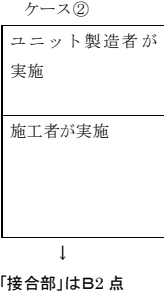

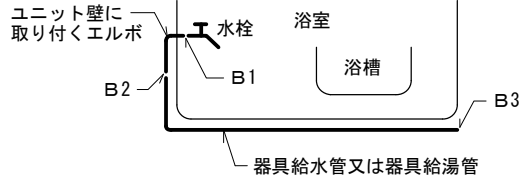
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-003	維持	洗面化粧ユニット、キッチンユニット、システムトイレの洗面カウンター	<p>洗面化粧ユニット、キッチンユニット及びシステムトイレ洗面カウンターに下図のようにフレキシブル管が接続している場合、4-1(3)イ④の内面平滑性の基準は当該フレキシブル管を含む「Aから下」に適用され、4-1(3)イ⑥の点検口の基準はBの箇所に適用されるものと解してよいか。 <4-1(3)イ④、⑥></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>洗面化粧ユニット</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>キッチンユニット</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>システムトイレ洗面カウンター</p>  </div>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>2003/3/17 2003/6/9 2009/01/26</p>

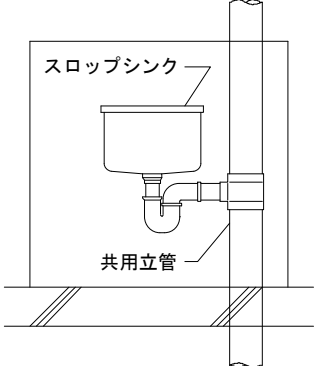
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-004	維持	浴室ユニット (排水管)	<p>浴室ユニットのトラップに器具排水管(浴室ユニットの付属部材として当該浴室ユニットの製造会社から通常供給されている部材)が下図のように接続している場合、4-1(3)イ④の内面平滑性の基準は当該器具排水管を含む「Aから下」に適用され、4-1(3)イ⑥の点検口の基準はBの箇所に適用されるものと解してよいか。 <4-1(3)イ④、⑥></p> 	貴見のとおりです。	2003/3/17

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-005	維持	浴室ユニット (給水・給湯管)	<p>浴室ユニットのさや管工法以外による給水・給湯設備に関して、4-1(3)イ⑥の点検対象となる設備機器と専用配管の接合部は、下表のとおり、エルボ及び器具給水管・器具給湯管(注)の接続工程をユニット製造者又は施工者のいずれが実施するシステムになっているかによって、下図に示す箇所であると解してよいか。</p> <p>(注)ここで器具給水管・器具給湯管とは、浴室ユニットの付属部材として当該ユニットの製造者から通常供給されている部材をいう。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>ケース①</p>  <p>「接合部」はB1点</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ケース②</p>  <p>「接合部」はB2点</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ケース③</p>  <p>「接合部」はB3点</p> </div> </div> 	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>2003/3/17</p>
4-006	維持	ピロティ形式における共用配管の横主管	<p>1階部分がピロティ状で、その床が構造躯体に影響を及ぼさないコンクリート又はアスファルトで舗装されている場合、その床下に設置された共用配管の横主管は建物の外部にあるものとみなし、4-2(3)イ⑥が適用されないと解してよいか。</p> <p><4-2(3)イ⑥></p>	<p>質問で例示されている共用配管は建物下部にあるため、外部にあるものとみなすことはできません。従って、評価対象の共用配管となります。</p>	<p>2002/3/20 2012/3/9</p>
4-008	維持	点検口の大きさ	<p>点検口の大きさに規定はないか。</p> <p><4-1(3)イ⑥></p>	<p>特段寸法の規定は設けておりません。点検を行える常識的な寸法が確保されていれば問題ありません。</p>	<p>2000/12/11</p>

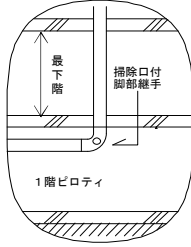
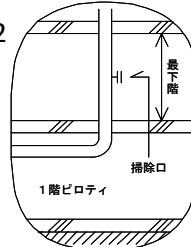
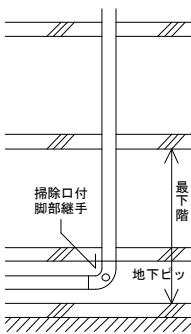
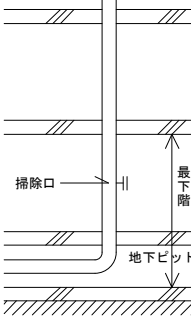
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-010	維持	共用の排水立管の掃除口	<p>バルコニーに露出で設置されているSK部が共用立管に下図のように接続されていて、共用配管と専用配管の接続部においてトラップをはずすことができることなどにより清掃可能な措置が講じられている場合は、その部分が掃除口を兼ねているとみなして4-2(3)イ③に適合しているものと解してよいか。 <4-2(3)イ③></p> 	貴見のとおりです。	2003/3/17

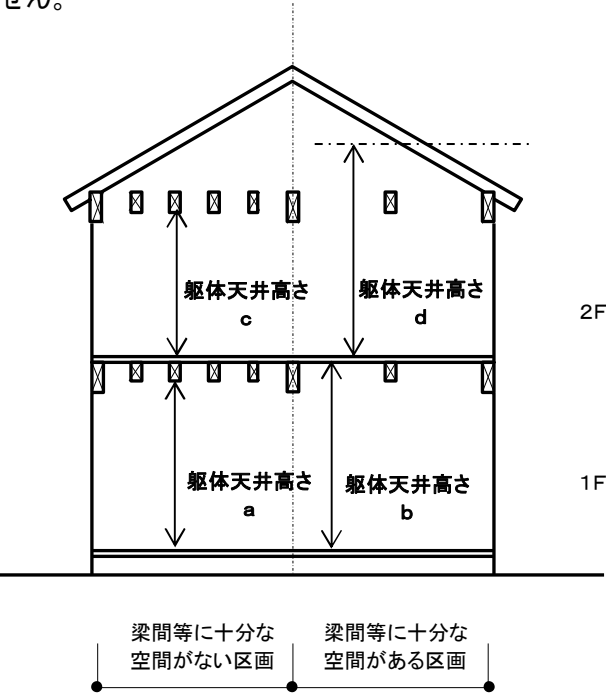
一般に公表しているQ&A

整理 番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-011	維持	共用排水管の立管掃除口に係る「最下階」	<p>「共用の排水管には、共用立管にあつては最上階又は屋上、最下階及び3階以内おきの中間階又は15m以内ごとに掃除口が設けられていること」とされているところ、最下階の定義はどうすればよいか。</p> <p><4-2(3)イ③></p>	<p>それぞれの共用立管ごとに「共用立管と横主管の接続箇所が存在する階」を最下階と考えます。</p> <p>ただし、1階がピロティの場合など、その階の天井部に横主管を設置するような場合は、次のいずれかとすることができます。</p> <p>図1: 掃除口付脚部継手を設けた階の直上階を最下階であると解する。</p> <p>図2: 当該階の直上の階を最下階であると解して、当該階の直上の階に共用立管の掃除口を設ける。</p> <p>また、一般的に階とはみなされない地下ピット等がある場合で、共用立管と横主管がその地下ピット等の内部で接続しているときは、当該ピット部分はその直上の階の一部であるとみなします。従って、この場合は次のいずれかの箇所に掃除口を設けます。</p> <p>図3: 当該ピット内に共用立管の掃除口を設ける。</p> <p>図4: 当該ピットの直上の階に共用立管の掃除口を設ける。</p>	2003/3/17 2014/3/5

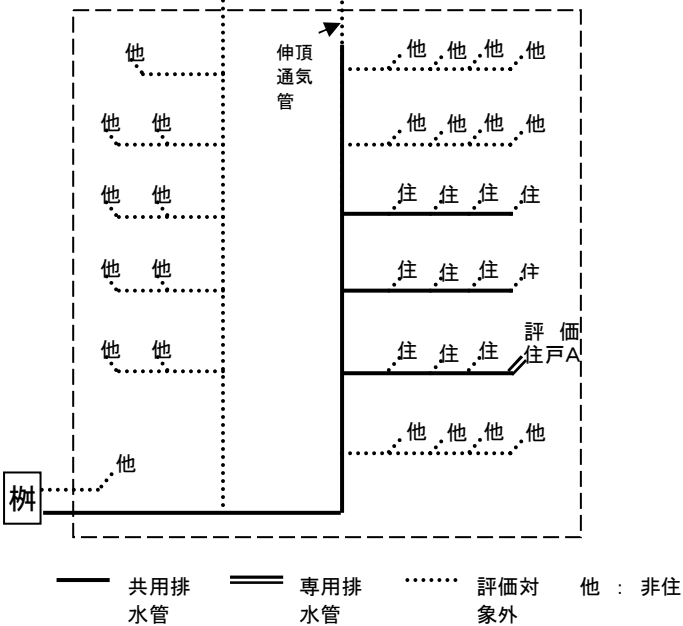
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-011	維持			<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>図1</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>図2</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>図3</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>図4</p>  </div> </div>	

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-012	維持	ピットの有効高さ	ピットの有効高さに規定はないか。 <4-2(3)イ⑥>	人間が入り、維持管理を行うことのできる常識的な寸法が確保されていれば問題ありません。	2000/12/11
4-014	維持	木造住宅等の躯体天井高	木造及び鉄骨造住宅における躯体天井高はどのように考えればよいか。 <4-4(3)イ①>	<p>原則、床版等の上面から上階の構造躯体等である床版等の下面(梁下面やブレース等)までの高さとする。</p> <p>ただし、躯体天井高は、高さ方向における間取り変更を含めた住戸専用部の更新の容易さを評価する項目であることから、梁間等に十分な空間があり多様な間取りに対して空間利用ができると判断される場合には当該梁を除いた部分の高さとすることができる。</p> <p>なお、梁間が1モジュール以下である場合は、十分な空間とは言えません。</p> 	2010/3/9

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-016	維持	消火水槽内の共用配管	<p>「人通路その他当該配管に人が到達できる経路」に関し、共用配管が消火水槽ピット内にあり空間的な余裕はあるが、防火水槽の水面の上に配置されている場合、当該基準に適合しているとみなしてよいか。 <4-2(3)イ⑥></p>	<p>「人通路その他当該配管に人が到達できる経路」には、当該配管の維持管理を行う者の通行や機材搬入等を可能とする空間であることが求められるので、質問にあるような事例は当該基準に適合しないものと考えられます。</p>	2003/6/9
4-017	維持	店舗等を有するマンションの排水管	<p>店舗等を有するマンションの排水管について、評価住戸A(下図)に関する4-1及び4-2の評価を行う場合、専用排水管、共用排水管及び評価対象外の仕分けは下図のとおりでよいか。 <4-1(3)イ③、4-2(2)イ② i ></p>  <p>The diagram shows a building layout with a central vertical shaft labeled '伸頂通気管' (Rooftop Ventilation Pipe). To the left, a dashed line indicates the '評価対象外' (Evaluation Target Outside) area, containing several '他' (Others) units. To the right, the building is divided into '専用排水管' (Dedicated Drainage Pipes) for '住' (Residential) units and '共用排水管' (Common Drainage Pipes) for '住' units. A specific unit is labeled '評価住戸A' (Evaluation Unit A). A '樹' (Tree) is shown at the bottom left. A legend at the bottom identifies the line styles: a solid line for '共用排水管' (Common Drainage Pipe), a double solid line for '専用排水管' (Dedicated Drainage Pipe), a dotted line for '評価対象外' (Evaluation Target Outside), and '他' for '非住' (Non-residential).</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2003/9/12 2014/3/5

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-018	維持	一住戸のみに利用される排水立管	<p>評価対象の一住戸のみに利用される排水立管が共用のパイプスペースを通過する場合、この立管のどの部分を専用排水管として扱い、どの部分を共用排水管として扱うべきか。 <4-1(3)イ③、4-2(2)イ② i、4-3(2)イ①></p>	<p>下図のとおり扱います。</p>	2003/9/12 2007/3/23
4-019	維持	排水管の掃除口の位置	<p>立主管の最下階の掃除口を下図のように設置した場合、横主管の掃除口の位置を下図のように決めてよいか。 <4-2(3)イ③></p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2004/11/22 2014/5/9

立主管の最下階の掃除口を下図のように設置した場合、横主管の掃除口の位置を下図のように決めてよいか。
 <4-2(3)イ③>

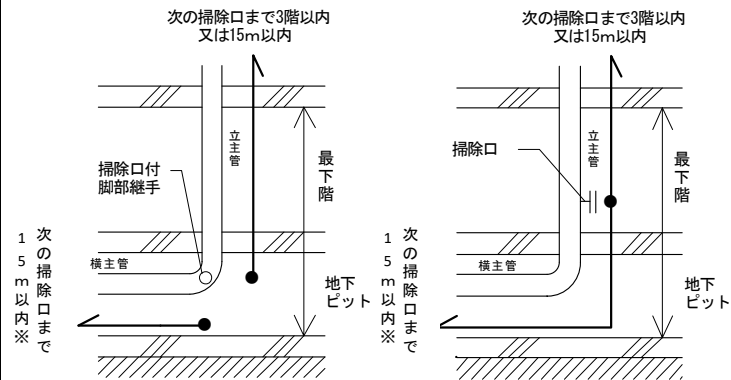


図 1

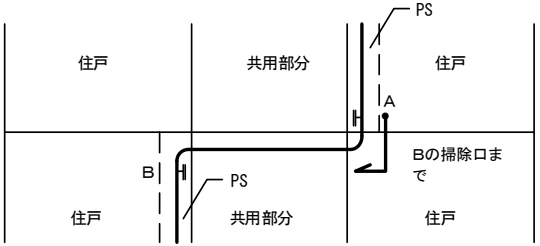
図 2

※管の曲がり連続すること、管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に掃除口を設ける

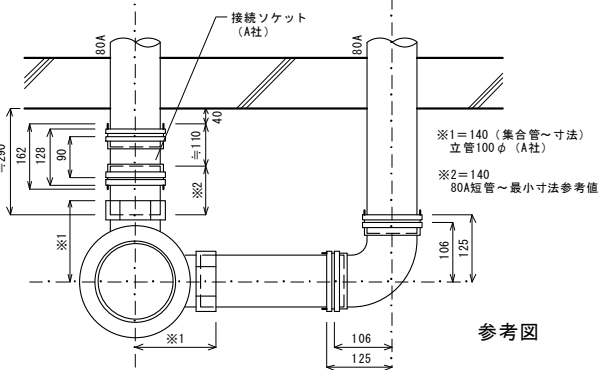
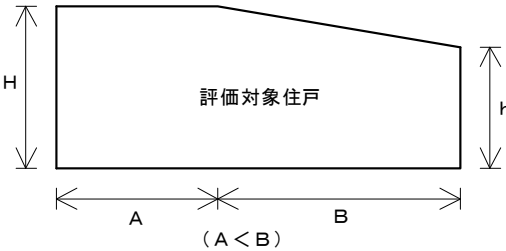
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-020	維持	他住戸等のバルコニー等にある共用配管に接続される専用配管	<p>バルコニーにあるSK等の専用排水管が他住戸等のバルコニーを通り、バルコニーにある共用立管(露出又はPS内にある場合)に接続されているとき、4-1(3)イ③の専用部分にはバルコニーは該当しないものとし、この専用排水管は他住戸等の専用部分に設置されていないと解してよいか。</p> <p><4-1(3)イ③></p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>4-2(3)イ⑦で「専用部分に立ち入らないで補修できる位置」にバルコニーが含まれていることから、専用配管についても同様と扱えます。</p>	2006/3/27
4-021	維持	共用部分の仕上げ材等の軽微な除去	<p>4-3(3)c及びdの基準において、共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達若しくは更新できる場合は認められる旨の記載があるが、当該軽微な仕上げ材の除去には構造躯体と関係のないコンクリートブロックやレンガの除去も含まれると解してよいか。</p> <p><4-3(3)c、d></p>	<p>コンクリートブロックやレンガで完全に遮蔽されている場合は、軽微な仕上げ材の除去には該当しません。ただし、ボルト等により止められた鋼製パネルの除去等、容易に取外し可能なものについては、軽微な仕上げ材等の除去に該当すると判断できます。</p>	2007/3/23

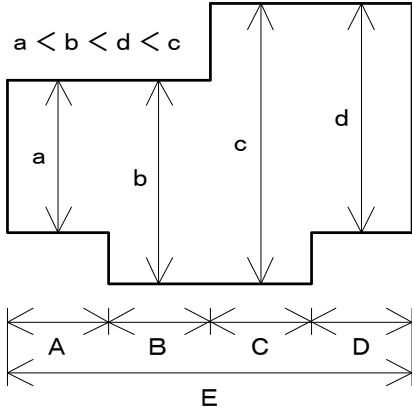
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-022	維持	部分的な横主管の掃除口	<p>下図のように部分的な横主管が設置されている場合、当該横主管をはさむ立管の掃除口間隔が15m以内※であれば、当該横主管部分に掃除口を設置する必要はないと解してよいか。 <4-2(3)イ③></p>  <p>※管の曲がりや連続すること、管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、支障なく清掃が行える位置に掃除口を設</p>	貴見のとおりです。	2007/3/23 2014/5/9
4-023	維持	共用排水管の切断工事を軽減するための措置	<p>塩化ビニル管及び耐火二層管については容易に切断することが可能であるため、4-3(3)イe(i)で定める切断工事を軽減するための措置に該当していると判断してよいか。 <4-3(3)イe(i)></p>	貴見のとおりです。	2007/3/23 2024/3/15
4-024	維持	躯体天井高の表示におけるセルフレベリング部分の厚みについて	<p>躯体天井高さにおいて、セルフレベリング等の厚みは躯体床スラブとして考慮する必要はないか。 <4-4(3)イ></p>	将来的な間取り変更の際に、当該部分を容易に取り除くことが出来ない場合は厚さを考慮する必要があります。	2007/3/23
4-025	維持	共同住宅等における専用配管の設置場所(他住戸等)	<p>4-1(3)イ③の基準における「他住戸等の専用部」とは、どのようなものであると解すればよいか。 <4-1(3)イ③></p>	他住戸等の専用部とは、他住戸、事務所及び店舗等の専用部分のことをいいます。よって、共用部分であるゲストルーム、集会所等については他住戸等の専用部に含まれるとは判断されません。	2007/3/23 2008/3/14

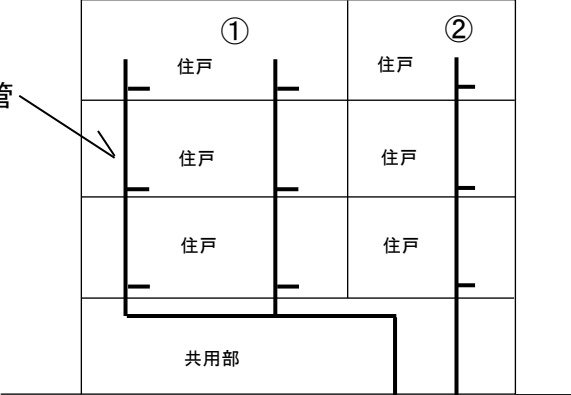
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-026	維持	排水管の接続替えに必要な寸法	<p>4-3(3)イ①e(ii)及び(iii)で求める排水管の接続替えを行う際に必要となる専用排水管の突き出し長さについて、下図のような接続替えの納まり検討をもとに寸法を確保することでよいか。 <4-3(3)イ①e(ii)、(iii)></p> 	<p>接続替えが行える寸法が確保されていると判断できれば構いません。</p>	2007/3/23
4-027	維持	傾斜屋根における躯体天井高の算定について	<p>更新対策(住戸専用部)において、下図のように最上階の住戸等において傾斜屋根と陸屋根とがあり、傾斜屋根部分が床面積の1/2以上ある場合は、どの寸法を躯体天井高とすればよいか。 <4-4(3)イ①、②></p> 	<p>4-4(3)イ②により、床面積の1/2以上が該当する内法高さの寸法になります。ただし、この寸法以下であれば、便宜的に傾斜屋根部分の平均内法高さとするなど一定程度低い値を表示することは可能です。</p>	2007/3/23

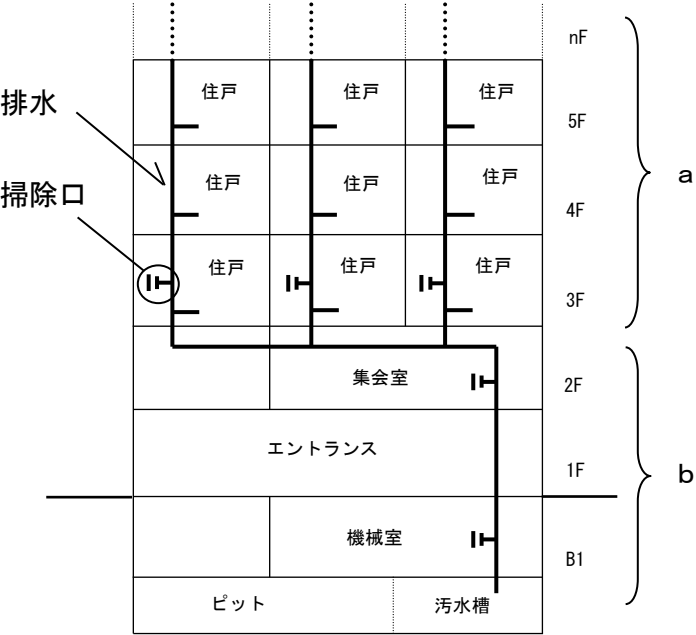
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-028	維持	異なる躯体天井高が存する場合の床面積1/2の判断について	<p>更新対策(住戸専用部)において、下図のように異なる躯体天井高が複数存する場合、床面積の1/2以上の範囲の設定はどのように行えばよいか。 <4-4(3)イ></p> 	<p>4-4(3)イ②により、床面積の1/2以上が該当する空間の内法高さとなりますので、上図において、内法高さが高い方から順に算定を行い、$C+D \geq E/2$の場合は躯体天井高さd、$C+D+B \geq E/2$の場合は躯体天井高さb、その他の場合は躯体天井高さaとなります。</p> <p>ただし、A、B、C、Dのいずれかが単独で床面積の1/2以上である場合は、当該部分の躯体天井高さが表示する躯体天井高となります。</p> <p>また、施工誤差の範囲及び誤解を招かない程度であれば、便宜的にそれより低い値を記入することは差し支えありません。</p>	2007/3/23 2008/3/14
4-029	維持	共用排水管の増設更新のための予備スリーブについて	<p>共用排水管の更新対策等級3においてイ①f(i)で判断する際、共用排水管が複数隣接している場合の予備スリーブは、近傍に1箇所設置すれば、順次更新することが可能なものとして基準に適合していると考えてよいか。 <4-3(3)イ①f(i)></p>	<p>等級3では更新工事が容易に短期間で行える対策を求めているが、予備スリーブを1箇所とするだけでは既存配管の撤去を伴うため、既存配管とは別に新たな共用排水管を設置できるスリーブが設けられているとはみなせません。よって、原則、存在する共用排水管の本数だけ予備スリーブが必要です。</p>	2008/3/14

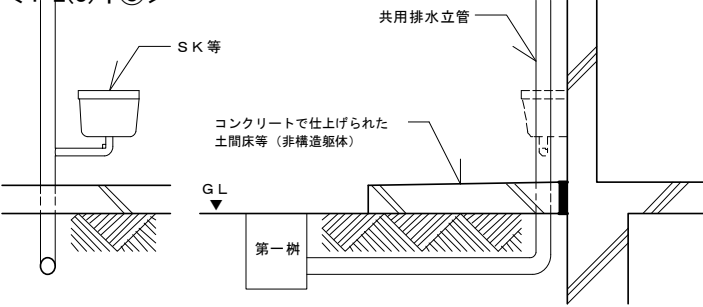
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-030	維持	更新対策における共用排水立管の位置	<p>共同住宅における排水管の位置について、下図①のような配管の場合はそのすべての立管について評価し、「住戸専用部分」及び「共用廊下に面する共用部分」の表示と解してよいか。また、②の排水管についても立管の配管されている位置をすべて評価し、「住戸専用部分」及び「共用廊下に面する共用部分」の表示と解してよいか。 <4-3(3)口></p> 	貴見のとおりです。	2012/3/9

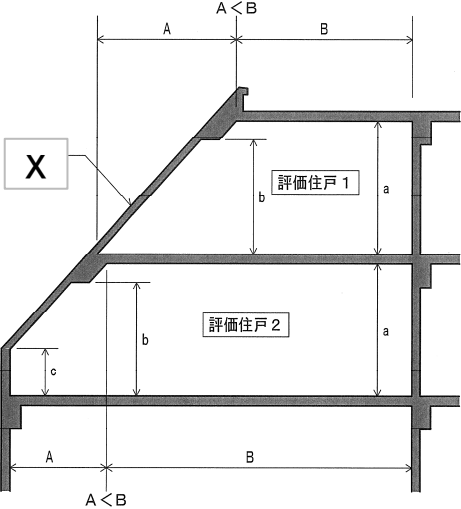
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-031	維持	横主管を介する排水立管の掃除口	<p>共同住宅における排水立管において、途中で横主管を介している場合、図のように「a」と「b」各々の立管の系統の範囲で掃除口の規定は適用されると考えてよいか。 <4-2(3)イ③></p> 	<p>貴見の通りです。「a」及び「b」を別の系統の排水立管と判断し、各々で基準通りの設置が必要になります。なお、立管が一層である場合でも規定が適用され掃除口は必要になります。</p>	2012/3/9

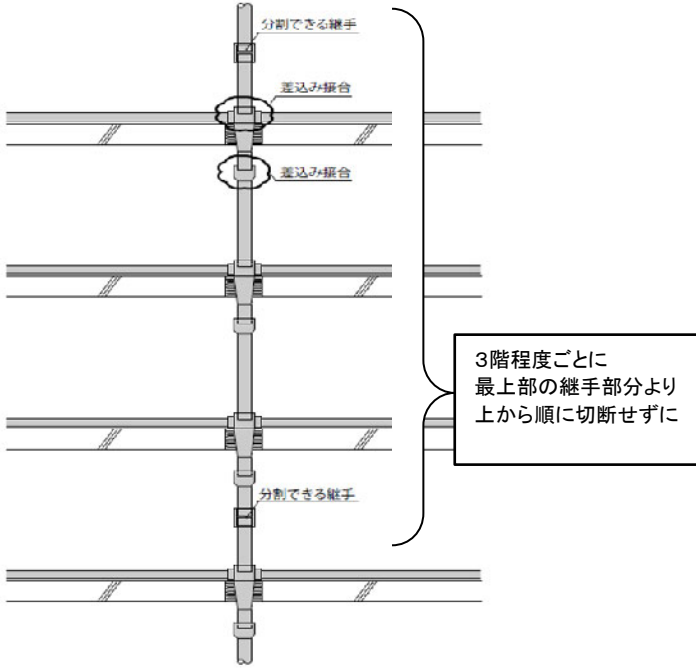
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-032	維持	地中埋設配管の点検・補修措置について	<p>4-2の等級3の評価において、下図のように共用排水立管が1階テラスなどのコンクリートで仕上げられた土間床等(非構造躯体)を貫通し地中埋設されている場合、どのように評価すればよいか。</p> <p><4-2(3)イ⑥></p> 	<p>4-2の評価対象となる排水管は、専用配管との接続部から建物外部の最初のますまでと定義されており、上記についても原則評価の対象となります。ただし、上記の場合はコンクリートで仕上げられた土間床等が非構造躯体のため、建物下部に設けられた排水管ではないと判断し、「日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説」に基づき、4-2(3)イ⑥に抵触しないと考えることができます。なお、土間床等が構造躯体である場合には建物下部とみなされ、その下に埋設されている範囲においては、地下ピット若しくはU字溝に設置する等の人が容易に到達できる経路を設ける必要があります。</p>	2013/2/28

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-033	維持	傾斜屋根(壁)の最も低い部分の表示について	<p>X部分の躯体天井高さにおいて、最も低い部分は、「その他」として住戸1「0」、住戸2「c」として判断してよいか。 <4-4(3)イ①②></p>  <p>(評価住戸1、評価住戸2いずれも傾斜部分は過半以下となり躯体天井高さはaの寸法が該当する)</p>	<p>貴見の通りです。ただし、明らかに傾斜屋根と判断できる場合は、「その他」ではなく「傾斜屋根」として取り扱うことも可能です。</p>	2014/3/5

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
4-034	維持	更新対策における共用排水管の切断工事の軽減について(共用立管)	<p>更新対策(共用排水管)の等級3において、下図のように共用立管に3階程度ごとに分割できる継手(MD継手、フランジ接合などを含む)を設置し、さらに配管を差込み接合とすることで切断せず更新可能であるが、「共用排水管の切断工事を軽減する措置」の基準に適合すると解してよいか。</p> <p><4-3(3)イ></p> 	<p>貴見のとおりです。共用立管を切断せずに抜き差しし更新できるのであれば、基準に適合すると解します。</p>	2015/3/5
4-035	維持	住戸専用部の構造躯体に取付く耐力壁以外のRC壁	<p>構造躯体に取り付く耐力壁以外のRC壁(スリットが施工されている壁)は、間取りの変更の障害となる壁と判断してよいか。</p>	<p>表示基準において「構造躯体」の定義は、「構造耐力上主要な部分」とされています。そのため、耐力壁以外の壁でスリットが施工されている場合は、建築基準法上の取扱いと同様に、「間取りの変更の障害となりうる壁」には該当しないと判断します。ただし、「間取りの変更の障害となりうる壁」に該当しない場合であっても、当該壁を取り除く際には、構造計算・劣化対策等への考慮が必要です。</p>	2021/3/15

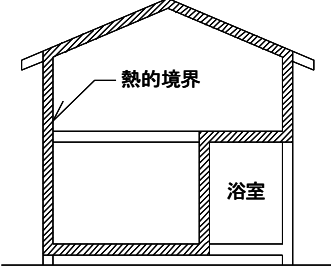
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-001	温熱・エネルギー	取得日射量補正計算における各部寸法の考え方	<p>庇の寸法において、その先端が斜めの場合のy1はzであればa、z'であればbとしてよいか。 <5-1(3)></p>	貴見の通りです。	2015/3/5
5-002	温熱・エネルギー	省エネ評定取得住宅の取扱い	<p>設計住宅性能評価において、(一財)建築環境・省エネルギー機構の「次世代省エネルギー基準適合住宅」の評定を取得した住宅の場合、評定を取得したことを証明する書類の添付により、断熱等性能等級を「等級4」としてよいか。また、建設住宅性能評価においては、当該部分の施工状況や、施工責任者の資格等を確認することで「等級4」としてよいか。 <5-1(3)></p>	「次世代省エネルギー基準適合住宅評定」を取得していることをもって、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を省略することはできません。	2015/3/5
5-003	温熱・エネルギー	温熱の住戸抽出評価	<p>共同住宅の5-1のみの評価において、全住戸を計算するのではなく、断熱性能が最も悪くなると考えられる住戸のみを計算し、この住戸の評価を全住戸の評価とすることは可能か。 <5-1(3)></p>	5-2を選択しない、かつ、5-1において外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の数値を併記しない場合に限り可能です。	2015/3/5

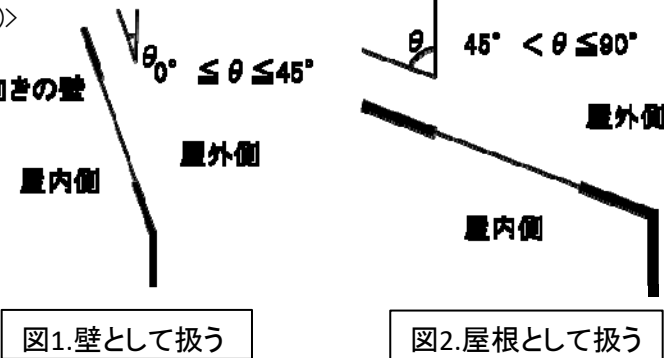
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等						
5-004	温熱・エネルギー	戸建て住宅における外接床の5%緩和の適用	<p>評価方法基準5-1が準用する住宅仕様基準1(2)ロ(イ)表の備考6において「一戸建住宅にあっては、床の『外気に接する部分』のうち、住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において『その他の部分』とみなすことができる。」とあるが、「外気に接する部分」が2箇所以上ある場合はどのように判断すればよいか。</p> <p><5-1(3)></p>	<p>当該箇所の合計の面積が住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の場合、全ての箇所に適用することができます。</p>	2015/3/5 2017/2/24						
5-005	温熱・エネルギー	屋根断熱の通気層について	<p>屋根断熱の場合、通気層の外気への開放は、下図(A)のとおり、軒換気のみによるものでもよいか。あるいは下図(B)のとおり、棟換気口を設けるべきか。</p> <p><5-1(3)ハ①b></p>	<p>図(A)、図(B)の換気方式ともに認められます。</p>	2015/3/5						
5-006	温熱・エネルギー	乾式間仕切壁の防湿措置について(界壁・界床)	<p>5-1(3)ハ①aより、グラスウール等の繊維系断熱材等を使用する場合には防湿層を設ける必要があるが、共同住宅等の共用廊下に面する熱的境界の乾式間仕切壁であれば、防湿層の設置を免除することは可能か。</p> <p><5-1(3)ハ①a></p>	<p>乾式間仕切壁であることを理由に、防湿層の免除はできません。界壁・界床において繊維系断熱材等に防湿層を設けない場合、一次元定常計算により内部結露の発生がないことを確認する必要があります。その際の外気側の条件は、隣接空間等の種別に応じ、下表のとおりとします。なお、外気側の条件が室内となる場合、計算を省略することができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">外気側の条件</th> <th style="width: 85%;">隣接空間等の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外気</td> <td>外気に通じる空間(共用部・屋内駐車場・メーターボックス・エレベーターシャフト等)、外気に通じていない空間(昇降機室、共用機械室、倉庫等)</td> </tr> <tr> <td>室内</td> <td>住戸、住戸と同様の熱的環境の空間(空調された共用部等)</td> </tr> </tbody> </table>	外気側の条件	隣接空間等の種別	外気	外気に通じる空間(共用部・屋内駐車場・メーターボックス・エレベーターシャフト等)、外気に通じていない空間(昇降機室、共用機械室、倉庫等)	室内	住戸、住戸と同様の熱的環境の空間(空調された共用部等)	2015/3/5
外気側の条件	隣接空間等の種別										
外気	外気に通じる空間(共用部・屋内駐車場・メーターボックス・エレベーターシャフト等)、外気に通じていない空間(昇降機室、共用機械室、倉庫等)										
室内	住戸、住戸と同様の熱的環境の空間(空調された共用部等)										

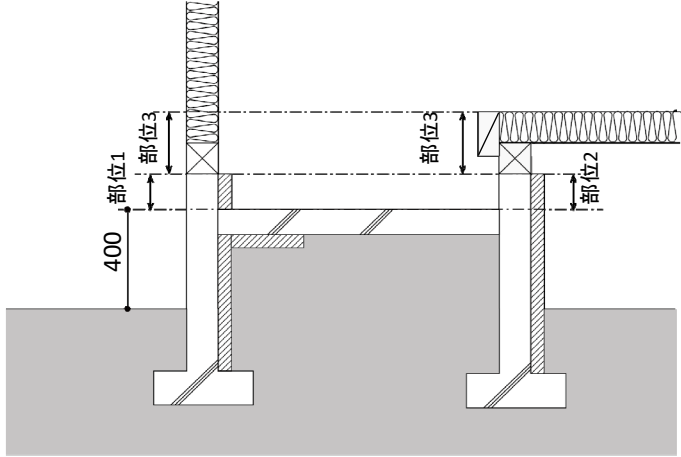
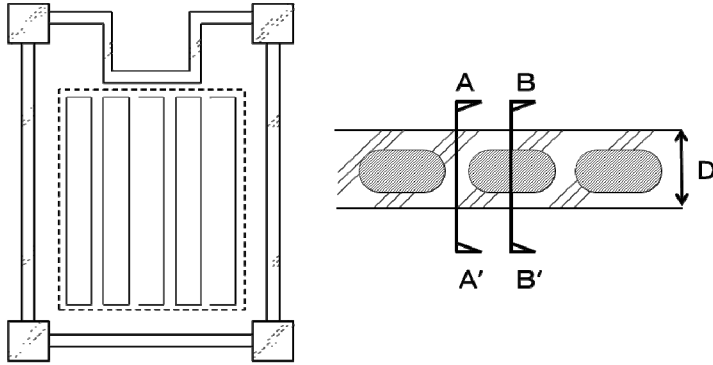
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等																								
5-007	温熱・エネルギー	開口部の付属品の取扱いについて	<p>建築的に設置されない開口部の付属品（住戸内のレースカーテン等）では、熱貫流率又は日射熱取得率を補正できないと解してよいか。 <5-1(3)></p>	<p>貴見のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">改正前</th> <th style="width: 50%;">改正後（平成25年基準）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">熱貫流率</td> <td>外付けのシャッター又は雨戸（断熱材なし）</td> <td>シャッター又は雨戸</td> </tr> <tr> <td>上下端のいずれかを密閉したカーテン</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>上下端を共に密閉したカーテン</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>障子等（空気層のみで断熱するもの）</td> <td style="text-align: center;">障子</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">風除室</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">日射熱取得率</td> <td>レースカーテン</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>内付ブラインド</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>障子</td> <td style="text-align: center;">障子</td> </tr> <tr> <td>外付けブラインド</td> <td style="text-align: center;">外付けブラインド</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後（平成25年基準）	熱貫流率	外付けのシャッター又は雨戸（断熱材なし）	シャッター又は雨戸	上下端のいずれかを密閉したカーテン	×	上下端を共に密閉したカーテン	×	障子等（空気層のみで断熱するもの）	障子		-	風除室	日射熱取得率	レースカーテン	×	内付ブラインド	×	障子	障子	外付けブラインド	外付けブラインド	2015/3/5
	改正前	改正後（平成25年基準）																											
熱貫流率	外付けのシャッター又は雨戸（断熱材なし）	シャッター又は雨戸																											
	上下端のいずれかを密閉したカーテン	×																											
	上下端を共に密閉したカーテン	×																											
	障子等（空気層のみで断熱するもの）	障子																											
	-	風除室																											
日射熱取得率	レースカーテン	×																											
	内付ブラインド	×																											
	障子	障子																											
	外付けブラインド	外付けブラインド																											
5-008	温熱・エネルギー	熱的境界の設定	<p>下図のように熱的境界を設定できるか。 <5-1(3)></p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p>設定できません。評価方法基準5-1が準用する住宅仕様基準1(1)イでは「物置、車庫又はこれらと同様の空間」について、熱的境界の外とすることができる旨を規定していますが、浴室についてはこれに該当しません。なお、評価方法基準5-1が準用する非住宅・住宅計算方法においても同様の扱いとなります。</p>	2015/3/5 2017/2/24																								

一般に公表しているQ&A

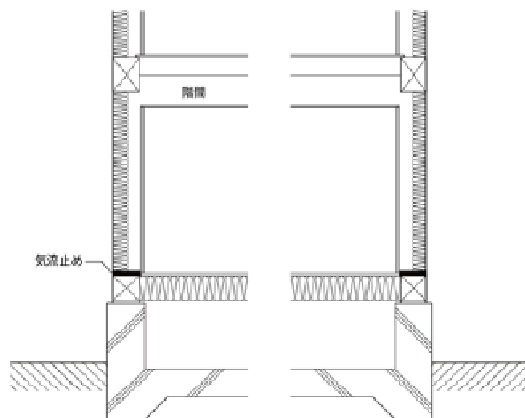
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-009	温熱・エネルギー	鉛直方向において傾きのある壁はどの角度まで壁と扱えるか	<p>躯体の断熱性能等に関する基準において、壁に鉛直方向の傾きがある場合、評価基準7-1(3)口による基準と同様に下図に示すように45°を基準にして壁と屋根に区別できると判断してよいか。また、開口部の扱いも同様に壁の開口部と真上方向の開口部に区別できると判断してよいか。</p> <p><5-1(3)></p> 	<p>当該壁面について、屋根面としての処理・仕様がされている場合は屋根として扱い、壁面としての処理・仕様がされている場合は壁として扱います。なお、処理・仕様により判断がつかなかった場合は、屋根として扱います。</p>	2015/3/5
5-010	温熱・エネルギー	小屋裏の壁の方位係数について	<p>天井断熱における均質な温熱環境であると判断できる小屋裏収納等の壁は、外壁または屋根どちらの方位係数を用いてもよいか。</p> <p><5-1(3)口></p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2016/3/4
5-011	温熱・エネルギー	日射熱取得量における外付けブラインド設置の件	<p>日射熱取得量計算において、外付けブラインドの設置がある場合、冷房期は閉じた状態、暖房期は開けた状態としてもよいか。</p> <p><5-1(3)口></p>	<p>冷房期と暖房期で分けることはできません。</p>	2016/3/4

一般に公表しているQ&A

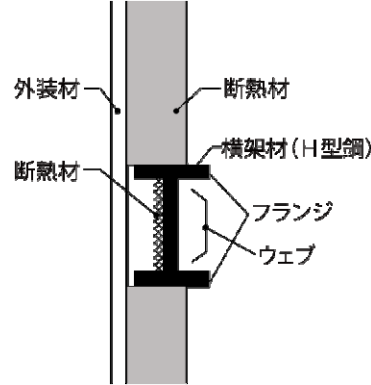
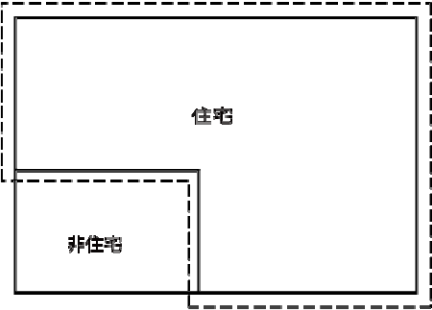
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-013	温熱・エネルギー	基礎部分の熱損失計算について	<p>床断熱工法における玄関土間部分等において、部位1及び部位2は基礎部分であるので熱損失に加算することとし、部位3は床断熱ラインがあるものとみなし熱損失に加算しなくともよいか。<5-1(3)></p> 	<p>貴見のとおりです。部位1及び部位2は基礎壁(旧基礎計算法にあつては、地盤面からの高さが400mmを超える部分)として部位の熱損失の計算をします。また部位2は日射が当たらないため、日射熱取得率ηの計算に当たっての方位係数は0となります。</p>	2016/3/4 2022/3/10 2023/3/17
5-014	温熱・エネルギー	ボイドスラブの熱貫流率の考え方について	<p>図のようにボイド型枠を設置した場合、当該スラブの熱貫流率については、原則ボイド型枠の熱抵抗(BB'断面)を考慮せず、全てコンクリート(AA'断面 厚さD)として計算することによいか。<5-1(3)イ、ロ></p>  <p style="text-align: center;">----- ボイド型枠設置範囲</p>	<p>貴見のとおりです。また、ボイド型枠を含めた熱貫流率(BB'断面)を考慮する場合は、特別評価方法認定等が必要となります。</p>	2016/3/4

一般に公表しているQ&A

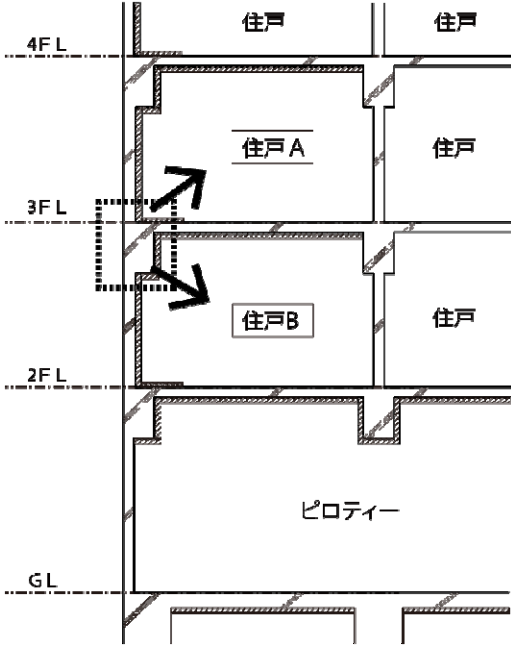
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-015	温熱・エネルギー	鉄筋コンクリート等で玄関床が断熱層を貫通する部分の断熱補強について	鉄筋コンクリート等で玄関床が断熱層を貫通する部分の断熱補強については施工上やむを得ない箇所として扱い、玄関床以外の部分の断熱補強の有無によって、線熱貫流率を判断してもよいか。 <5-1(3)イ>	玄関床部分、玄関床以外の部分それぞれで「断熱補強あり」「断熱補強なし」に分けて拾う必要があります。	2016/3/4
5-016	温熱・エネルギー	壁の熱貫流率を求める際の密閉空気層の取り扱いについて	壁の熱貫流率計算において、下図のように階間に通ずる空気層が存在する場合、当該空気層を密閉空気層と判断し、壁の熱貫流率計算に含めてよいか。 <5-1(3)>	部位の熱貫流率計算において密閉空気層と判断できるのは、当該部位の空気層が他の部位の空気層に連続していないことが条件となります。よって図のような場合は密閉空気層として壁の熱貫流率計算に含めることはできません。	2016/3/4



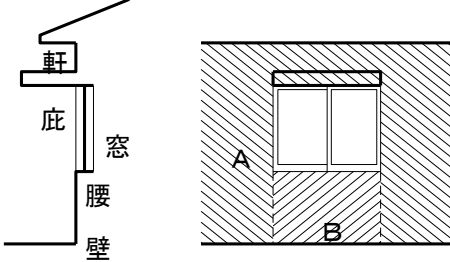
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-017	温熱・エネルギー	鉄骨造における熱橋部分の断熱補強材について	<p>鉄骨造の線熱貫流率Ψの算出において、H型鋼のウェブにのみ断熱材を施工する場合、当該断熱材の熱抵抗を「外装材+断熱補強材の熱抵抗」における断熱補強材として扱うことは可能か。 <5-1(3)イ></p> 	<p>ウェブのみに断熱材を施工している場合、断熱補強材として熱抵抗を加算できず「外装材」のみの熱抵抗となります。なお、ウェブ及びフランジに断熱材を施工し熱橋部分を覆った場合は、「外装材+断熱補強材の熱抵抗」における断熱補強材として扱うことが可能です。</p>	2017/2/24
5-018	温熱・エネルギー	併用住宅における住宅仕様基準の適用について	<p>併用住宅における評価方法基準5-1が準用する住宅仕様基準1(開口部比率の区分い～に)の適用において、基準の適用を判断する熱的境界は図のように設定すればよいか？ <5-1(3)></p> 	<p>貴見のとおりです。 開口部比率を求める際の外皮面積についても図と同様の範囲となります。また、非住宅部分が住宅部分と同様の熱的環境にある場合、非住宅部分と住宅部分の境界については住宅仕様基準1の適用外となります。(当該境界部分に内部建具がある場合は開口部比率の計算に算入する必要がありますが、性能値については適用外となります。)</p>	2017/2/24

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-019	温熱・エネルギー	共同住宅における線熱橋 Ψ の案分について	<p>平成28年基準の外皮計算において、図のように天井に断熱材を施工する場合、線熱橋Ψの案分についてどのように考えれば良いか？ <5-1(3)></p> 	住戸Bの熱橋はないものとし、住戸Aが熱橋を全て負担することとなります。	2018/2/23
5-020	温熱・エネルギー	外皮計算で外壁等にかかる日射遮蔽効果を見込む場合	<p>外皮計算で外壁等の日除けによる日射遮蔽効果を計算で見込む場合は、方位ごとにその効果を見込むかの判断ができ、その範囲については該当する日除けの鉛直下方部分のみと解してよいか。 <5-1(3)ロ></p>	貴見のとおりです。	2018/2/23

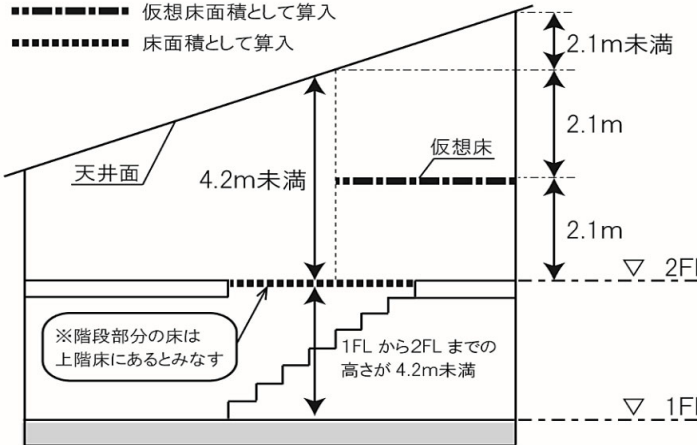
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-021	温熱・エネルギー	複数の日除けを有する場合の日射遮蔽効果について	<p>外皮計算で外壁等の日除けによる日射遮蔽効果を計算で見込む場合で、複数の日除けを有する下図のB部分については、軒と庇どちらの日射遮蔽効果を見込めばよいか。</p> <p><5-1(3)口></p> 	<p>複数の日除けを有する場合、そのいずれか一つで計算を行うこととします。図のB部分は軒もしくは庇のいずれかによる日射遮蔽効果を勘案することができます。</p>	2018/2/23
5-022	温熱・エネルギー	断熱構造とする部位が床である場合の判断における除外できる部分	<p>当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法において、断熱構造とする部位が床である場合の判断で除外することができる玄関、勝手口その他これらに類する部分とはどのような部分と考えればよいか。</p> <p><5-1(3)></p>	<p>玄関、勝手口及びそれらと連続するシューズクローク等の非居室の部分と考えられます。</p>	2018/2/23
5-024	温熱・エネルギー	当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法の部位U値を検討除外できる部分	<p>当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法において、各部位で複数の異なる仕様を有する場合には熱貫流率に温度差係数を乗じた値が最も大きい部位の値を基に計算することとなるが、以下のような部分はどのように取り扱えばよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセントボックス ・点検口(600mm×600mm程度) ・市販床下収納庫のふた ・エアコン取付部等の下地部分等 ・設備配管の貫通部 ・給気口等 <p><5-1(3)></p>	<p>上記のように施工上やむを得ない部分は除外して計算することが可能です。</p>	2018/2/23

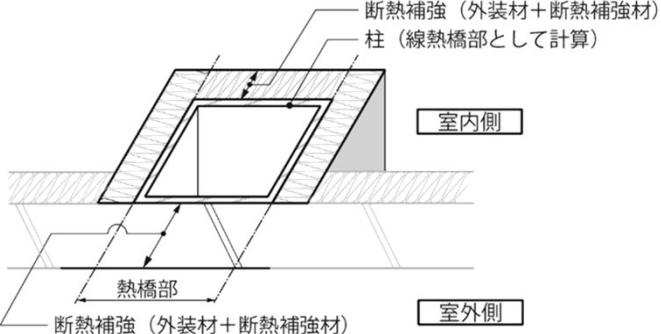
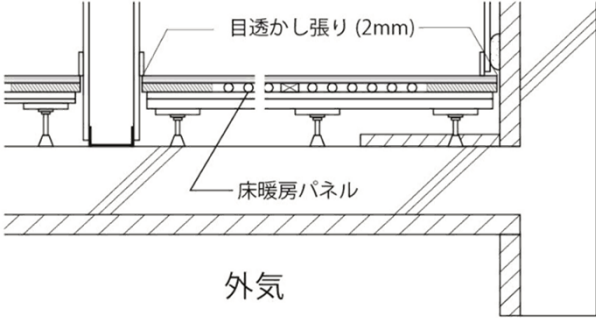
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-025	温熱・エネルギー	住宅仕様基準への適合判断に用いる「ガラスの日射熱取得率」における二重窓のガラスの日射熱取得率について	<p>住宅仕様基準(平成28年国交省告示266号)における開口部の断熱性能等に関する基準において適合判断に用いる「ガラスの日射熱取得率」は、二重窓の場合、下記式により算出した値を「二重窓におけるガラス部分の垂直面日射熱取得率」として適合判断に使用してもよいか。</p> $\eta_{g,i} = \eta_{g1,i} \times \eta_{g2,i} \times 1.06$ <p> $\eta_{g,i}$: 二重窓iのガラスの垂直面日射熱取得率 $\eta_{g1,i}$: 二重窓iの外気側のガラスの垂直面日射熱取得率 (JIS R3106に定める値) $\eta_{g2,i}$: 二重窓iの室内側のガラスの垂直面日射熱取得率 (JIS R3106に定める値) </p> <p><5-1(3)></p>	貴見のとおりです。	2018/2/23
5-026	温熱・エネルギー	住宅仕様基準に対する開口部日射熱取得率の評価について	<p>住宅仕様基準(平成28年国交省告示266号)への適合判断をする際に用いる「ガラスの日射熱取得率」において、建築研究所HP平成28年省エネ基準技術情報(住宅)に掲載されている、第3章第四節日射熱取得 付録C表1の“付属部材なし”の値を使用してもよいか。</p> <p><5-1(3)></p>	貴見のとおりです。	2018/2/23
5-028	温熱・エネルギー	一次エネルギー消費量計算における照明の評価について	<p>洗面化粧台、キッチンの手元灯、ユニットバスの照明は評価対象となるか？</p> <p><5-2(3)></p>	評価対象となります。	2018/2/23

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-029	温熱・エネルギー	仮想床の吹抜け【等】の範囲について	<p>室内階段(ペントハウス用階段も含む)も4.2m以上の天井高さを有すれば「吹抜け等」に該当し、仮想床面積に算入すると解してよいか。 <5-2(3)></p>  <p> 仮想床面積として算入 床面積として算入 </p> <p> 天井面 4.2m未満 仮想床 2.1m 2.1m未満 2.1m 2FL 1FL ※階段部分の床は上階床にあるとみなす 1FLから2FLまでの高さが4.2m未満 </p>	<p>貴見の通りです。 階段部分の床は上階床にあるとみなし、当該床面からの天井高さが4.2m以上の場合には仮想床として床面積に算入します。また、基準法で床面積に算入しない開放されたロフトやそれに続く固定階段はないものとみなし判断を行うこととなります。</p>	2019/2/1
5-030	温熱・エネルギー	平均日射熱取得率の適用対象	<p>直達光が当たらない壁等の日射熱取得の加算はしないと解してよいか。 また、窓を介した日射のみが当たる部位についても同様と解してよいか。 <5-1(3)口、5-2></p>	<p>貴見のとおりです。 具体的には、5-1、5-2におけるη_{AC}、η_{AH}の計算上は日射熱取得を0として計算し、また、住宅仕様基準の適用に際しては、1(3)口の基準を適用する必要はありません。</p>	2019/2/1
5-031	温熱・エネルギー	隣接空間の温度差係数について	<p>共同住宅の温度差係数について、隣接空間が共用部または店舗等の場合の「住戸と同様の熱的環境の空間」とはどのように考えれば良いか。 <5-1(3)></p>	<p>共用部(共用廊下、ロビー、メールコーナー等)は空調されていることが条件です。 住戸に隣接する店舗等については、「住戸と同様の熱的環境の空間」として扱います。</p>	2019/2/1

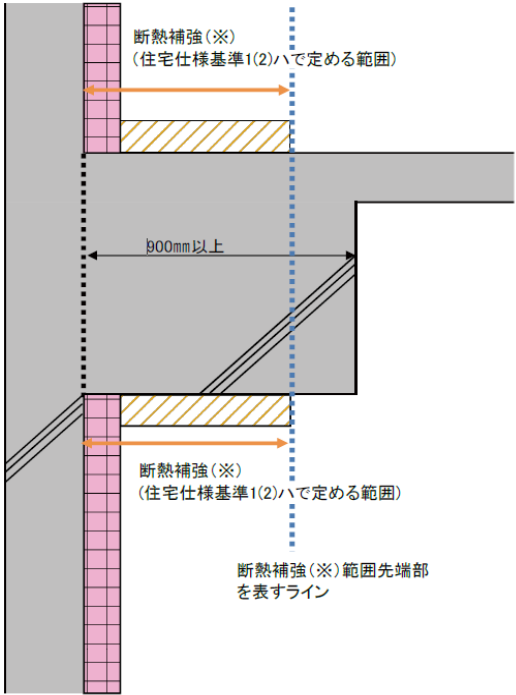
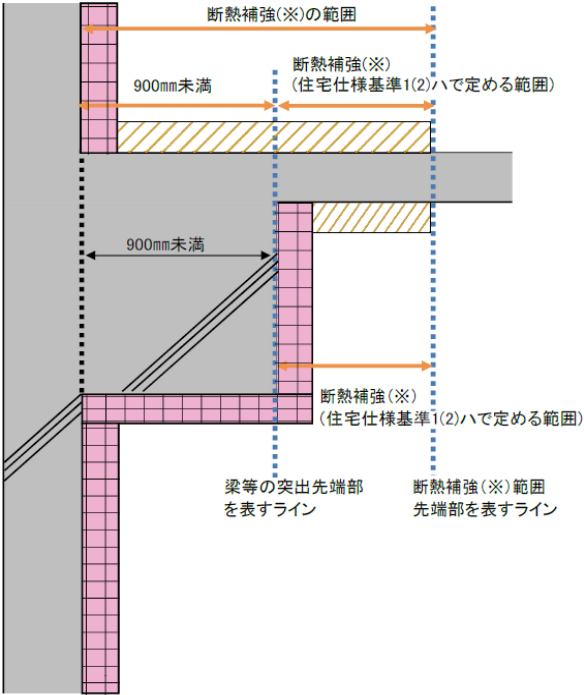
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-032	温熱・エネルギー	鉄骨造熱橋部の「外装材+断熱補強材」の熱抵抗	<p>鉄骨造熱橋部の熱抵抗の計算において、図のように熱橋部の1辺が外装材に密着し、室内側が断熱材で隙間なく覆われている場合は断熱補強材と外装材のどちらも考慮できると解してよいか。</p> 	貴見のとおりです。	2020/3/6
5-033	温熱・エネルギー	二重床における空気層の取扱いについて	<p>部位の熱貫流率の計算において、下図のような二重床下部の空気層はどのように取り扱えばよいか。<5-1(3)イ及び5-2(3)></p> 	当該床下空間が、外壁等の他の空間と連通(材の伸縮等を考慮して設置する図における2mmの目透かし部分は除く。)していない空気層の場合、当該空気層の熱抵抗Rを0とした上で、当該空気層両側の建材の熱抵抗Rを合計し、部位の熱貫流率を求めることができます。	2020/3/6

一般に公表しているQ&A

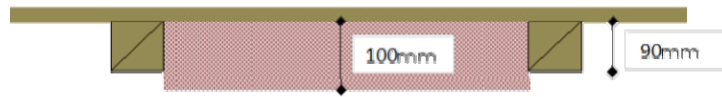
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等	
5-034	温熱・エネルギー	温度差係数0適用要件における店舗等の取り扱い	建築研究所で定める平成28年省エネ基準技術情報(住宅)第3章第2節に示された、温度差係数0を適用できるのは、住戸間のみであり、住戸以外(住戸と同様の熱的環境の空間を含む)は対象外と解してよいか。<5-1(3)イ,5-2(3)>	貴見の通りです。	2023/3/17	
5-035	温熱・エネルギー	温度差係数0を適用するための要件について	建築研究所で定める平成28年省エネ基準技術情報(住宅)第3章第2節に示された温度差係数0を適用するための要件はなにか。<5-1(3)イ,5-2(3)>	下表のとおりです。	2023/3/17	
			温度差係数0を適用するための要件の部位の呼称	部位		温度差係数0を適用するための要件
			外気に接する壁及び開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・温度差係数1.0が適用される壁(基礎壁含む) ・温度差係数1.0が適用される開口部(ドア、天窓含む)※ 		住宅仕様基準における外皮の熱貫流率の基準の表に掲げる基準値以下の断熱措置
			その他の外気等に接する部位	<ul style="list-style-type: none"> ・壁及び開口部を除き、温度差係数1.0が適用される部位 ・温度差係数0.7が適用される部位 ・温度差係数0.7が適用される開口部(ドア、天窓含む)※ 		無断熱としないこと(8地域を除く)
(上記以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・温度差係数0.05又は0.15が適用される部位 	要件無し				
※住宅仕様基準において、除外することができる面積が小さい開口部も含む。						

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-036	温熱・エネルギー	鉄筋コンクリート造等の外壁から突出する部分(梁型等)及び構造熱橋部の扱いについて	<p>①住宅仕様基準における外皮の熱貫流率の基準の適用について、鉄筋コンクリート造等の外壁から突出する部分(梁型等)は外壁の一部としてみなすのか。</p> <p>②建築研究所で定める平成28年省エネ基準技術情報(住宅)第3章第2節に示された、温度差係数0の適用要件にある外気に接する壁が、住宅仕様基準に規定する外皮の熱貫流率の表に掲げる基準値以下であることが求められるが、構造熱橋部(断熱補強部分)は外気に接する壁に含まれないと解してよいか。</p>	<p>①下図の通り、突出する部分(梁型等)の出寸法により異なります。</p> <p>②貴見のとおりです。</p>	2023/3/17
			 <p style="text-align: center;">梁型等の出寸法が$\geq 900\text{mm}$以上</p> <p style="text-align: center;">※:外気に接する壁に含まれない</p>	 <p style="text-align: center;">梁型等の出寸法が$< 900\text{mm}$未満</p>	

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-037	温熱・エネルギー	ダクト式セントラル空調機(ヒートポンプ式熱源)を導入した際に、全ての室に吹き出し口を設けない場合の評価方法について	ダクト式セントラル空調機(ヒートポンプ式熱源)を導入している場合で、その吹き出し口がない室が存在する場合、どのように評価するのか。 <5-2(3)イ>	当該住戸にダクト式セントラル空調機(ヒートポンプ式熱源)を導入し、全室に吹出を行わない(全室に吹き出し口が無い)場合であっても、暖冷房設備の評価は「住戸全体を連続的に冷暖房する方式」として評価することになります。	2024/3/15
5-038	温熱・エネルギー	鉄筋コンクリート造等住宅の線熱貫流率における「壁式等」「壁式等以外」の判断について	建築研究所技術情報第三章第三節付録C表1(鉄筋コンクリート造等住宅の線熱貫流率)における、「壁式等」「壁式等以外」の判断は、どのように判断すれば良いか。 <5-1(3)イ>	対象部位の構造熱橋の特徴(梁型等の有無)による判断となります。また「その他これと同等の熱損失があると判断可能な形状」として、評価協会で提供している新ψ検索ソフトにおける代表例から判断することも可能です(熱橋断面の長さによる判断)。	2024/3/15
5-039	温熱・エネルギー	木造の外皮計算における建材等の厚さの考え方について	木造の外皮計算における建材等の厚さについて、下図のように断熱材と熱橋の厚みが異なる場合、どのように計算すればよいか。	断熱材の厚さについて熱橋部分の厚さを超える部分は算入できません。熱橋部分の厚さを超える断熱材の厚さを算入する場合には、部分型式認定の取得が必要となります。	2024/3/15



一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
6-001	空気	6-2(3)イ居室の換気対策の設計評価	6-2(3)イ居室の換気対策の設計評価はどのように行えばよいか。 <6-2(3)イ>	確認申請書第2号様式(第4面)建築物別概要【8. 建築設備の種類】の別紙等により換気回数を、また、図面により換気設備(給排気機、給排気口、ダクト及び通気措置等のうち建築基準法第28条の2に基づき設置しているもの)が設置されているかを確認します。	2003/9/12
6-002	空気	ホルムアルデヒド建材の規制が適用除外となる場合の扱い	建築基準法施行令第20条の7第5項(中央管理方式の場合の適用除外)又は第20条の9(0.1mg以下の認定の場合の適用除外)に該当し、第20条の7第1項第3号及び第4号(ホルムアルデヒド建材の規制)の適用除外となる場合、6-1はどのように表示すればよいか。 <6-1(3)イ>	その場合も内装の使用建材を判定し、特定建材を使用している場合は「特定建材を使用する」を表示した上で、「該当なし(内装)」を表示します。	2003/9/12
6-003	空気	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)における軸状の部分等の扱い	6-1ホルムアルデヒド対策において、柱等の軸材や廻り縁等軸状の部分(以下「軸状の部分等」という。)については、原則評価の対象外であると解してよいか。 <6-1(3)>	特定建材における軸状の部分等の取扱いは建築基準法に準じます。また、製材等を使用しているか否かの取扱いは、製材等の場合「軸状の部分等」であるか否かを問わないので、少しでも製材を使用しているのであれば、製材を使用していると評価することになります。ただし、ごく少量使用される(1㎡未満の面積の部分)場合は評価の対象外とみなすことができます。	2003/9/12 2018/2/23
6-004	空気	内装材の範囲	造り付けのキッチンセットは「内装」に含まれると解してよいか。 <6-1(2)イ③>	貴見のとおりです。	2002/3/20
6-008	空気	全般換気の機械換気設備と局所換気設備	全般換気対策としての機械換気設備の端末排気口が住宅の便所、浴室又は台所に設置されている場合、この機械換気設備は局所換気設備としても認められるか。 <6-2(3)>	認められます。	2002/3/20
6-009	空気	6-3測定に係る8号様式の通知	建設評価申請において室内空気中の化学物質の濃度等の測定を選択した申請者は、規則第6条第1項及び評価基準第4の第2項(2)に基づき、規則の第8号様式による通知を行う必要があるか。 <規則 § ①、第4 2(2)>	申請者は当該通知を行う必要があります。	2002/3/20

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
6-010	空気	6-3の測定結果の表示	施工状況報告書と建設評価書の特定測定物質に係る記載は、同一としてよいか。 ＜評価基準第2様式＞	同一としてかまいません。	2002/3/20
6-011			特定測定物質の測定を行った場合の、検査報告書(規則第10号様式)の「9. 検査結果」の記載方法はどうか。 ＜規則第9号様式＞	特定測定物質の測定に係る検査報告書は、空気の採取を行った後、速やかに交付することになります。従って、「9. 検査結果」の欄には、「評価方法基準に規定された方法どおりに空気の採取ができたか否か」を記載します。	2002/3/20
6-013	空気	6-3の測定方法	(測定の開始時期) 30分の換気後、5時間以上の閉鎖期間内に採取を開始してもよいか。 ＜6-3(3)イ③＞	5時間経過後に採取を開始する必要があります。	2002/3/20
6-014			(測定機器) 特定測定物質の簡易測定機器(デジタル表示のもの等)も使用してよいか。 ＜6-3(3)ロ＞	告示に明記されているように、標準的方法又は「同等の信頼性が確保できる方法」等であることが求められます。この観点から、特定測定物質の分析方法が標準的方法と同じであり、安定的な測定値が得やすいという特性を有するパッシブ型の採取機器(サンプラー)を用いた方法が、当面、評価に適すと考えられています。一方、パッシブ方式以外の簡易測定機器については、そのような条件を満たすことが専門的・中立的な機関によって検証されたものがない他、人の影響による妨害を受けやすい、空気中の測定対象外の化学物質の濃度にも鋭敏に反応しやすい等の特性を有しているなどの課題もあり、慎重に対応すべきとされています。	2002/3/20
6-015			(換算値による表示) 特定測定物質の濃度表示は、25度C換算値としてよいか。 ＜6-3(3)ロ＞	25度C換算値で記載することはできません。	2002/3/20
6-016			(温湿度測定) 特定測定物質の採取時の温湿度測定を、抽出的に測定することとしてよいか。 ＜6-3(3)ニ＞	住戸の方位、間取り、開口部の仕様、測定日時等が同じで、住戸による温湿度の差がほとんど生じないと考えられる場合は、必ずしもそれら同一条件下の全ての住戸の温湿度を測定しなければならないというわけではありません、しかしながら、表示については各戸の測定値を記載する必要を免れることができません。従って、抽出して測定する場合は、よりの確な対応が望まれます。	2002/3/20
6-017			(天候、日照等) 24時間採取の場合、天候、日照、風等に関して表示が困難であると考えられるが、どうか。また、風速の測定方法は。 ＜6-3(3)ニ＞	24時間で状況が変化した場合には、その概況をできるだけ記述する必要があります。風速については必ずしも測定を要しません。ただし、特定測定物質の測定に大きく影響する程度の風があった場合は、公的機関による風速の測定結果等を、参考に表示しておく等の措置が望ましいと考えられます。	2002/3/20

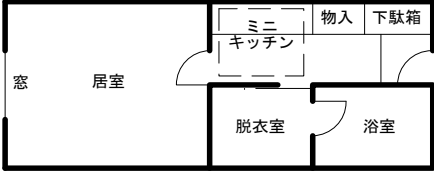
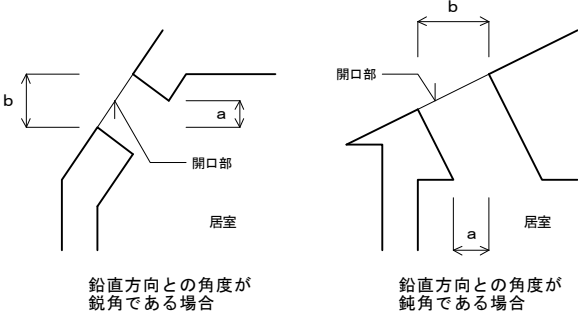
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
6-018	空気	ミニキッチン	<p>空気環境に関して、下図のようなワンルームマンション等のミニキッチンの部分(点線囲み)についても、居室と解すべきか。 <6-1、6-2></p>	<p>建築基準法上、居室として扱われるか否かによります。なお、光・視環境に関しても同様のQ&Aがあります。</p>	2003/6/9
6-019	空気	建設評価における特定建材の確認方法	<p>建設評価における、特定建材のホルムアルデヒド発散等級の確認については、使用された特定建材に表示されているJIS・JASマーク(ホルムアルデヒド発散量による区分(F☆☆☆☆等)が確認できるもの。)の他、建材産業協会等で実施している表示制度に基づく表示マーク、記録(納品時の写真等)により確認することでよいか。 また、特定建材を複数種類使用しているキッチンキャビネット等のユニット製品についても、リビングアメニティ協会他3団体で制定している「住宅部品表示ガイドライン」に基づく表示により確認し、これらの表示等で確認できない場合、当該ユニット製品を構成している特定建材のホルムアルデヒド発散量による区分をJIS、JAS又は国土交通大臣の認定書により確認することでよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。「改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策マニュアルー建築基準法・住宅性能表示制度の解説及び設計施工マニュアル」を参考にして下さい。</p>	2004/11/22

一般に公表しているQ&A

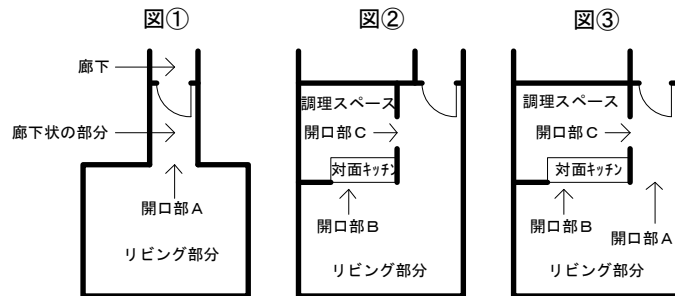
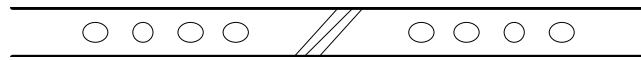
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等																								
7-001	光	開口部面積	<p>出隅部の掃き出し窓、開口部を有する床の間等の扱いはどのようにすべきか。 <7-1(3)イ></p>	<p>下表のように取り扱います。</p> <p><凡例> 太線:壁等 二重細線:窓 点線:仮想線 細線:見えがかり線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事例</th> <th style="width: 30%;">居室の面積</th> <th style="width: 40%;">開口部面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>①</p> <p style="font-size: small;">出窓の場合 (A部分は腰高とする)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p> </td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td> <p>②</p> <p style="font-size: small;">居室の出隅の窓の場合 (Aは床レベルとする)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p> </td> <td style="text-align: center;">A + B</td> <td style="text-align: center;">====</td> </tr> <tr> <td> <p>③</p> <p style="font-size: small;">居室の入隅の窓の場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p> </td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">====</td> </tr> <tr> <td> <p>④</p> <p style="font-size: small;">床の間に開口部を有する場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p> </td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">====</td> </tr> <tr> <td> <p>⑤</p> <p style="font-size: small;">外気に開放されたバルコニーが居室の外側にある場合 (外気に開放された廊下に面する居室の場合も同様)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p> </td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">==== バルコニーの腰壁等で採光が一部遮られていても同じ。</td> </tr> <tr> <td> <p>⑥</p> <p style="font-size: small;">「建具を閉めた状態では外気に開放されない共用廊下」に面する居室の場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p> </td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">開口部面積には参入しない。</td> </tr> <tr> <td> <p>⑦</p> <p style="font-size: small;">A部分(縁側)とB部分が一体の居室とみなせる場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p> </td> <td style="text-align: center;">A + B</td> <td style="text-align: center;">外側の開口部の面積。</td> </tr> </tbody> </table>	事例	居室の面積	開口部面積	<p>①</p> <p style="font-size: small;">出窓の場合 (A部分は腰高とする)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p>	B	-----	<p>②</p> <p style="font-size: small;">居室の出隅の窓の場合 (Aは床レベルとする)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p>	A + B	====	<p>③</p> <p style="font-size: small;">居室の入隅の窓の場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p>	B	====	<p>④</p> <p style="font-size: small;">床の間に開口部を有する場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p>	B	====	<p>⑤</p> <p style="font-size: small;">外気に開放されたバルコニーが居室の外側にある場合 (外気に開放された廊下に面する居室の場合も同様)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p>	B	==== バルコニーの腰壁等で採光が一部遮られていても同じ。	<p>⑥</p> <p style="font-size: small;">「建具を閉めた状態では外気に開放されない共用廊下」に面する居室の場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p>	B	開口部面積には参入しない。	<p>⑦</p> <p style="font-size: small;">A部分(縁側)とB部分が一体の居室とみなせる場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p>	A + B	外側の開口部の面積。	2003/3/17
事例	居室の面積	開口部面積																											
<p>①</p> <p style="font-size: small;">出窓の場合 (A部分は腰高とする)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p>	B	-----																											
<p>②</p> <p style="font-size: small;">居室の出隅の窓の場合 (Aは床レベルとする)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p>	A + B	====																											
<p>③</p> <p style="font-size: small;">居室の入隅の窓の場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p>	B	====																											
<p>④</p> <p style="font-size: small;">床の間に開口部を有する場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 平面図</p>	B	====																											
<p>⑤</p> <p style="font-size: small;">外気に開放されたバルコニーが居室の外側にある場合 (外気に開放された廊下に面する居室の場合も同様)</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p>	B	==== バルコニーの腰壁等で採光が一部遮られていても同じ。																											
<p>⑥</p> <p style="font-size: small;">「建具を閉めた状態では外気に開放されない共用廊下」に面する居室の場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p>	B	開口部面積には参入しない。																											
<p>⑦</p> <p style="font-size: small;">A部分(縁側)とB部分が一体の居室とみなせる場合</p> <p style="font-size: x-small;"><外> 断面図</p>	A + B	外側の開口部の面積。																											

一般に公表しているQ&A

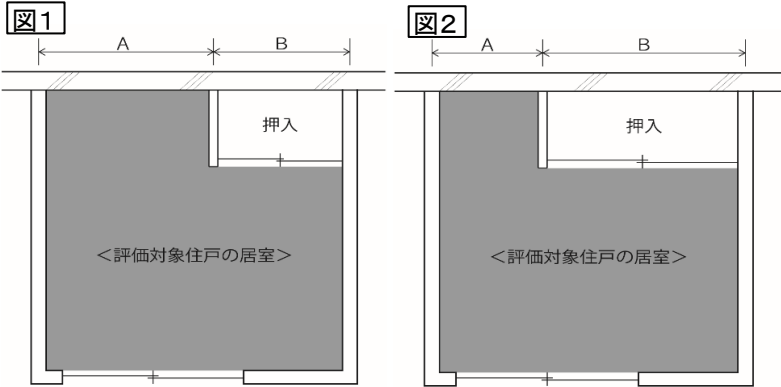
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
7-003	光	ミニキッチン	<p>光・視環境に関して、下図のようなワンルームマンション等のミニキッチンの部分(点線囲み)についても、居室と解すべきか。 <7-1></p> 	<p>建築基準法上、居室として扱われるか否かによります。なお、空気環境に関しても同様のQ&Aがあります。</p>	2003/6/9
7-004	光	屋根面から居室まで傾斜している筒状の上にある開口部の開口面積の算出について	<p>下図のように屋根面から居室まで傾斜している筒状の開口部において、7-1(3)口②及び③における垂直投影面積及び水平投影面積はどのように算出すればよいか。 <7-1(3)口②、③></p>  <p style="text-align: center;">鉛直方向との角度が鋭角である場合 鉛直方向との角度が鈍角である場合</p>	<p>筒状を居室と扱い、開口部の面積は b とします。</p>	2004/11/22

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-001	音	実測データによる建設評価	設計評価の重量床衝撃音対策等級が等級3の住戸において、住戸の引渡し前に第三者機関で重量床衝撃音レベルを実測し、等級4の性能を満足する場合、実測データを提出すれば建設評価を等級4にできるか。 <第4 2(1)>	できません。	2000/12/11
8-003	音	アンボンドスラブ	アンボンドスラブ(特殊な鉄筋配置のプレストレストコンクリートのスラブ)は均質単板スラブと考えてよいか。 <8-1(2)イ④>	厚さ、密度が均質であれば、均質単板スラブとして扱うことができます。	2002/3/20
8-004	音	ボイドスラブ	下図のようなボイドスラブの場合、等価厚さはどのように算定すべきか。 <8-1(2)イ⑤>	全断面を平均して等価厚さを求めるのが原則です。なお、計算を簡便にするために、断面二次モーメントが最も小さくなるボイド部分で等価厚さを求めても構いません。	2002/3/20
8-006	音	受音室に関するLDKの扱い	下図のようなLDKについて、どの範囲を受音室として扱うべきか。 <8-1(2)イ⑧>	受音室は、居室(台所を除く。)とされています。 図①のような「廊下状の部分」の場合は、受音室に含めて扱います。ただし、開口部Aの見つけ面積が3㎡以内である場合は、「廊下」とであるとみなして受音室に含めないことができます。 図②のような「調理スペース」の場合は、受音室に含めて扱います。ただし、開口部Bと開口部Cの見つけ面積の合計が3㎡以内である場合は、独立した「台所」とであるとみなして受音室に含めないことができます。 図③のような場合は、次のように判断します。 ・A>3㎡の場合 → 「廊下状の部分」は受音室に含めます。さらに「B+C」の見つけ面積から「調理スペース」を受音室に含めるか否かを判断します。 ・A≤3㎡の場合 → 「廊下状の部分」は「廊下」とみなして受音室から除きます。さらに「B」の見つけ面積から「調理スペース」を受音室に含めるか否かを判断します。	2003/3/17



一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-007	音	押入と受音室	<p>重量床衝撃音対策等級の評価において、下図のように居室に押入等がある場合、受音室の範囲はどのようにとるべきか。また、拘束辺はどのように考えればよいか。 <8-1(2)イ⑧></p> 	<p>受音室は(台所を除く)居室であることから、押入等を受音室に含めることはできません。 拘束辺については、 図1:Aの長さが(A+B)の長さの1/2以上の場合、拘束辺とみなします。 図2:Aの長さが(A+B)の長さの1/2未満の場合、拘束辺とみなしません。 いずれの場合も、必ず押入部分を除いた部分(図の黒塗り部)を受音室の範囲とします。</p> <p>なお、壁の全面が押入等である場合においても、受音室に含めることができず、拘束辺ともみなしません。</p>	2003/3/17 2019/2/1
8-008	音	対策等級と相当スラブ厚の使い分け	<p>重量床衝撃音は重量床衝撃音対策等級と相当スラブ厚の2通りの評価方法があるが、 <8-1(2)ロ②></p> <p>①1住戸内で2通りの評価方法基準を使い分けてもよいか。 ②同一建物内で住戸が異なる場合は評価方法基準を使い分けてもよいか。</p>	<p>①1つの評価対象住戸には1通りの評価方法とします。 ②同一建物内で評価対象住戸毎に異なるのは構いません。</p>	2000/12/11
8-009	音	居室縁辺部の床仕上げ構造	<p>床衝撃音対策等級の床仕上げ構造の判断において、次に掲げる部分は対象外とすることができると解してよいか。ただし、部屋の出入り口部にある等により人の歩行が想定される場所は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床の間 ・造り棚の下部で、人の歩行が想定されない場所 ・壁に沿って設けられている家具置き場 <p><8-1(3)イ及びロただし書き></p>	<p>貴見の通りです。</p>	2002/3/20 2017/2/24

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-010	音	ユニットバスの床	ユニットバスの下階が他住戸等の居室(台所を除く)である場合、ユニットバスの床を床仕上げ構造の一部とみなすことになるか。 <8-1(3)イ①>	貴見のとおりです。	2002/3/20
8-011	音	ハーフPCのスラブ厚	ハーフプレキャストコンクリート版(PC版)を使用したスラブの場合、相当スラブ厚はどのように考えるか。 <8-1(3)ロ②>	PC部分と現場うち部分が鉄筋などを共有しているものは一体化していると見なし、両方を考慮してEやIを計算して等価厚さを算出して構いません。ただし、PC版の上に単にコンクリートを打ち増しをするものは、その部分は一体として見なすことはできません。	2000/12/11
8-013	音	床暖房パネル	(発泡ポリスチレンを使用した床暖房パネル) 8-1(3)ロ②dに「床暖房パネル(モルタル、合板等の基材の間に温水パイプその他これに類するものを有するものをいい、・・・)」と記述されているところ、合板等の範疇に発泡ポリスチレンは含まれるか。 <8-1(3)ロ②d>	一般的に使用されている発泡ポリスチレン製の基材は、「合板等の基材」に含まれると解します。	2002/3/20
8-014			(床暖房パネルの周辺の合板等) 床暖房パネルにあつてはaの ΔL を0dBとすることができるとされているところ、床暖房パネルの周辺に合板等をレベル調整のために敷いたものは認められるか。 <8-1(3)ロ②d>	床暖房パネルの周辺に合板等を敷いたものであっても、8-1(3)ロ②d本文カッコ書きの構造に該当します。ただし、「厚さ15mm以内のものに限る」が適用されるので注意してください。	2002/3/20
8-015			(床暖房下地+カーペット仕上げ) 床下地に床暖房パネルを用い、床仕上げをカーペットとした仕様の場合、8-2軽量床衝撃音対策については、特認が必要と考えるか。 <8-2(3)イ③、④>	貴見の通りです。	2002/3/20
8-016	音	ALCパネル	ALCパネルを用いたS造の床の場合、音環境に関する性能評価は可能か。 <8-1、8-2>	軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)を除き、特認が必要です。	2000/12/11

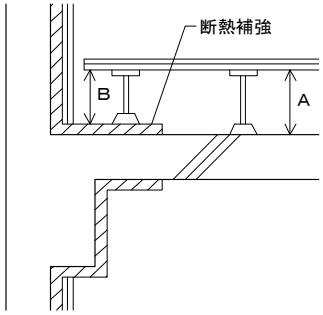
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-017	音	断熱材の折り返し	<p>下図のような、断熱補強のために施工される断熱材の折り返し部については、重量床衝撃音及び軽量床衝撃音において「告示基準に合致している一般部分」とみなすことができると解してよいか。 <8-1、8-2></p>	<p>貴見のとおりです。 なお、図1のように床スラブに欠き込みがある場合は、断面欠損とみなし、当該欠き込み厚さをスラブ厚さから減ずることになります。</p>	2002/3/20
8-018	音	毛足の長さが異なるカーペット	<p>カーペットについて、デザインのため毛足の長さを変化させてテクスチャーを変えている製品があるが、そのようなカーペットの毛足の長さは平均値としてよいか。 <8-2(3)イ④></p>	<p>短い方を対象とします。</p>	2000/12/11
8-019	音	押入の奥の界壁	<p>居室が下図のように押入や造り付けのワードローブを介して他の住戸と接している場合、透過損失等級(界壁)はどの部分で評価すべきか。 <8-3(2)ロ①></p>	<p>透過損失等級(界壁)については、A及びBともに評価対象になります。この場合、AとBに関する評価は、ともにaの部分に着目して行います。Bのように押入を介している場合でもbの部分を含めて評価することはできません。</p>	2003/3/17
8-020	音	台所の外壁の開口部	<p>台所の外壁の開口部については、台所も居室であることから8-4透過損失等級(外壁開口部)の対象となると考えてよいか。また、LDKが一つの空間となった場合も同様と考えてよいか。 <8-4(2)ロ①></p>	<p>貴見の通りです。</p>	2002/3/20

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-021	音	ガラスブロック	ガラスブロックに透過損失等級(開口部)の適用はあるか。 <8-4(2)ロ①>	透過損失等級(開口部)は、サッシ及びドアセットに適用されません。JISA4706のサッシ及びJISA4702のドアセットに該当しないガラスブロックは、透過損失等級(開口部)の適用はありません。	2002/3/20
8-022	音	遮音性能の試験	ドアやサッシは開口の大きさによって、遮音性能、透過損失の平均値が変化するが、開口の大きさ毎の試験の必要があるか。 (JISA4706及びJISA4702では通常、代表的な寸法の試験のみを行っている。) <8-4(3)イ、ロ>	試験データをもとに、他のサッシの性能が容易に類推できる範囲のものである場合は必要ありません。 住宅性能評価・表示協会では、その範囲を定めた基準を作成しています。	2000/12/11 2003/3/17
8-023	音	開口部の大きさの限度	透過損失等級(開口部)について、開口の大きさに限度はあるか。 <8-4(3)イ、ロ>	大きさの限度はありません。	2000/12/11

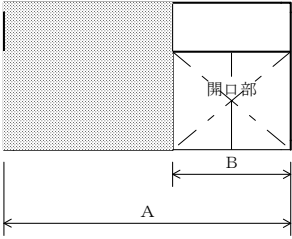
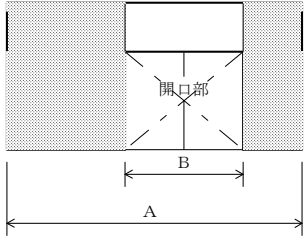
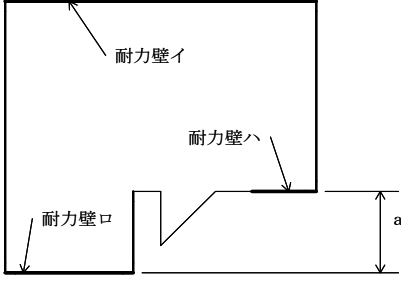
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-024	音	二重床の床懐の空気層厚さ	<p>8-1(3)口②d(i)(g)(ハ)、e(ii)(e)(ハ)でいう「脚の長さが下端のゴムを含めて108mm以上(e(ii)(e)(ハ)の場合は100mm以上)であること。」に関し、床構造の一部に断熱補強が施工されていて下図のような寸法になっている場合、次のように解してよいか。 <8-1(3)口②d(i)、e(ii)></p> <p>① 断熱補強部分に使用されている断熱材が、グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材のような多孔質系吸音材である場合には、断熱材の有無に関わらず、「脚の長さ」はもともとの床懐の空気層厚さ(A)とする。</p> <p>② 断熱補強部分に使用されている断熱材が上記①以外の場合には、「脚の長さ」は床懐の空気層厚さから断熱材の厚さを減じた長さ(B)とする。</p> 	貴見のとおりです。	2003/3/17 2014/5/9
8-025	音	PCパネル床スラブ	<p>PCパネルを平面上に並べて構成した床構造は、8-1(3)口②bでいう「その他のコンクリートの床構造」に該当し、相当スラブ厚の算定が可能であると解してよいか。ただし、パネルとパネルは鉄筋溶接の上、モルタル充填により接合されているものとする。 <8-1(3)口②b></p>	貴見のとおりです。	2003/3/17

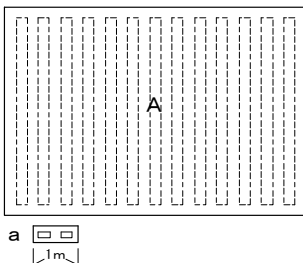
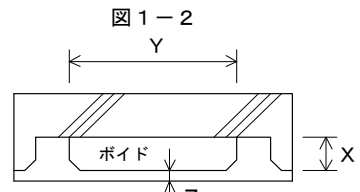
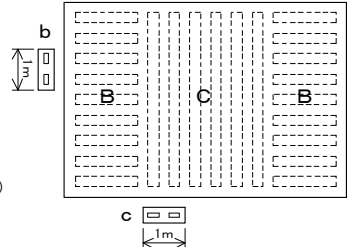
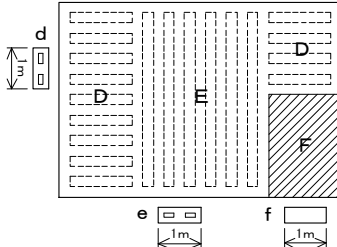
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-026	音	JISに規定する床仕上げ材と同等のもの	<p>8-1(3)ロ②c(i)から(v)において「日本工業規格に規定する仕上げ材料及びこれと同等のもの」とあるが、どのようなものであれば「これと同等のもの」に該当すると判断できるか。</p> <p><8-1(3)ロ②c(i)~(v)></p>	<p>JIS認定品(JIS認定工場で製造されたもの)でないものであっても、次の①及び②の両方に該当するものについては、「同等のもの」とみなすことができます。ただし、工業標準化法第19条に基づく「指定商品」に指定されている規格の場合は、これらに加えて③に該当する必要があります。</p> <p>①JISに規定する仕上げ材と同じ仕様で製造されていること</p> <p>②JISに規定された試験項目と同じ試験が第三者機関等によって実施され、その試験に合格した製品証明書が添付されていること。</p> <p>③その仕上げ材料を製造する工場等の品質管理体制の適切さが第三者機関等により審査されていること。</p>	2003/3/17
8-027	音	薄畳の重量床レベル低減量(ΔL)	<p>薄畳については、評価方法基準8-1(3)ロ②c(vi)で引用されている「カテゴリー I」に該当するものと解し、重量床レベル低減量(ΔL)を0dB若しくは5dBとしてよいか。</p> <p>また、この場合の「薄畳」とはJIS A5902に規定されている畳の厚さ(55mm以上)に満たない畳の総称であると考えて支障がなく、その厚さの下限等について考慮する必要はないものとしてよいか。</p> <p><8-1(3)ロ②c(iv)></p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、軽量床衝撃音対策等級の8-2(3)イ③において8-1(3)ロ②c(i)~(v)を引用していますが、質問にある(vi)は引用されていません。従って、この場合においては、(iii)に規定されている「JIS A5902に規定する畳」は含まれますが薄畳は含まれませんので、注意して下さい。</p>	2003/3/17 2014/5/9

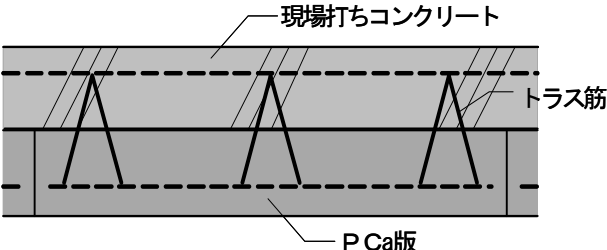
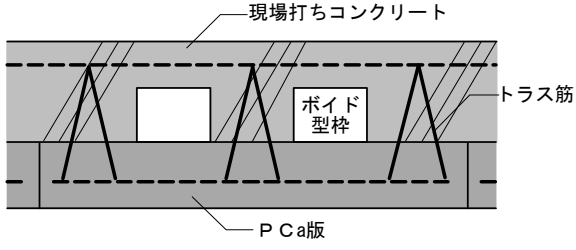
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-028	音	拘束辺としての耐力壁	<p>拘束辺としての耐力壁に関し、8-1(3)イ①(i)でいう「1/2以上」「1m以内」「30cm以内」等の扱いはどのようなになるか。 <8-1(3)イ①(i)></p>	<p>耐力壁をして拘束辺とする場合は、次のような扱いとなります。</p> <p>① 受音室のひとつの壁面に下図のような耐力壁(図の黒塗り部。Bは耐力壁以外の部分であり、例えば開口部とします。)が設置されている場合、図イ及び図ロともに、A及びBに関して「$A - B \geq A \times 1/2$」であれば、8-1(3)イ①(i)でいう「受音室の壁が耐力壁である場合」に該当し、拘束辺を構成しているものと認められます。</p> <p style="text-align: center;">受音室の壁面(立面図)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>図イ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>図ロ</p>  </div> </div> <p>② 受音室の壁と耐力壁が一致していない場合、大ばりの場合と同様に「1m」及び「30cm」の基準を適用できます。</p> <p>③ 下図のように、受音室の壁と耐力壁は一致しているが耐力壁口と耐力壁ハが同一線上にない場合、立面上で上記の①の基準に適合していれば拘束辺を構成しているものと認められます。なお、この場合、aの距離は関係しません。</p> <div style="text-align: center;">  <p style="text-align: right;">受音室(平面図)</p> </div>	2003/6/9

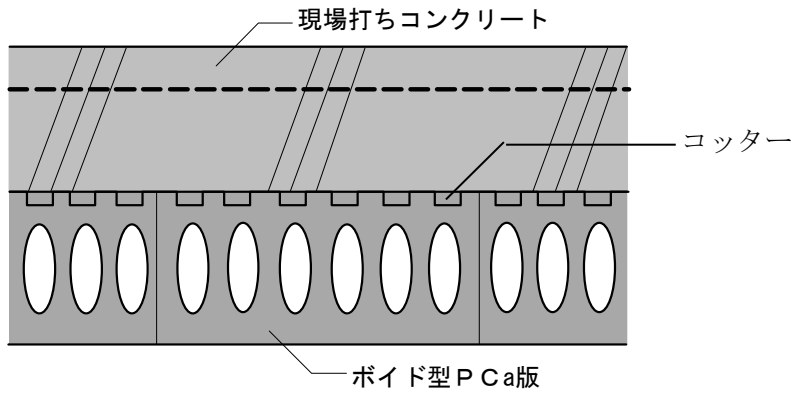
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-029	音	ポイドスラブの等価厚さに係る断面2次モーメント	<p>ポイドスラブの等価厚さに係る「1m幅当りの断面2次モーメント」の算定に際し、ポイドの方向との関係はどのように考えればよいか。 <8-1(3)ロ②b></p>	<p>①図1-1のようなポイドスラブ(1受音室内において。以下同じ。)の場合は、原則としてポイドと直行する断面(a)に関する断面2次モーメントを使用します。ただし、ポイドの断面が図1-2のような場合は、ポイドと平行する断面の剛性がポイドと直行する断面の剛性に比べてたいへん弱く、そのことが遮音性能に大きく関わるため、断面2次モーメントについてはポイドと平行する断面の数値を採用する必要があります。</p> <p>②図2のように、ポイドスラブの中でポイドの方向が異なる場合は、スラブのB部分に関して断面bの、スラブのC部分に関して断面cの断面2次モーメントを算出し、それらを比べて小さい方の数値を受音室スラブの断面2次モーメントとして使用します。</p> <p>③図3のように、ポイドスラブの中で一部分(水廻り等)が単板スラブ(厚さはポイド部分より薄い)である場合は、スラブのD部分に関して断面dの、スラブのE部分に関して断面eの断面2次モーメントを算出し、また、単板スラブの部分Fについてもその断面2次モーメントを算出して、それらのうち最も小さい数値を受音室スラブの断面2次モーメントとして使用します。</p>	<p>2003/6/9 2003/9/12</p>
			<p>図1-1</p>  <p>図1-2</p>  <p>特徴1. X (ポイドの厚み) $\times 2 < Y$ (ポイドの幅) 2. Z (薄肉部の厚み) < 50 mm 3. ポイドがスラブ全面にわたりに方向に抜けている(図1-1)</p>	<p>図2</p>  <p>図3</p>  <p>凡例: ポイドを示す 単板スラブを示す</p>	

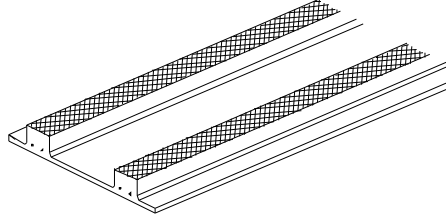
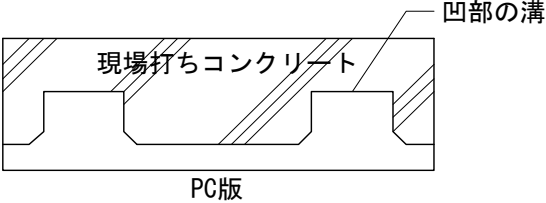
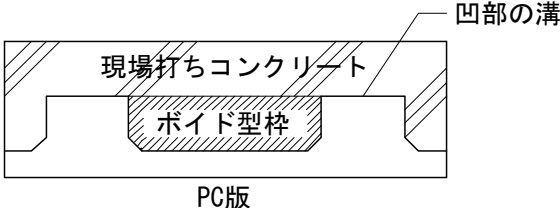
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等	
8-030	音	床構造で一体として振動するもの	<p>評価基準8-1(2)イ⑤において「ボイドスラブ」とは、部分的に中空層を有するコンクリートの床構造その他これに類する床構造で一体として振動するものをいう。」とあるが、“これに類する床構造で一体として振動するもの”の中に含まれる複合床とはどのようなものか。 <8-1(2)イ⑤></p>	<p>複合床で、一体として振動するものは、次の3種類が挙げられます。</p> <p>その1 現場打ちコンクリートと一体化するようなトラス筋付きプレキャスト部材を用いた床構造 <要件>長さ300mm以内に6φ以上のラチス筋4本を有するトラス筋が、プレキャスト部材に600mm以下の間隔で設けられ、そのトラス筋がプレキャスト部材の上面から30mm以上突出しており、その上部にプレキャスト部材の等価厚さの1/2以上、かつ、65mm以上の厚さの現場打ちコンクリートを打設するコンクリート床構造であること。なお、トラス筋どうしの間にボイド型枠を設置するものも含まれることとするが、この場合には、トラス筋がプレキャスト部材の上面からボイド型枠の高さ以上、かつ、100mm以上突出しており、またトラス筋のあるリブ部分の幅が120mm以上で、さらに、プレキャスト部材どうしの継目部分にはボイド型枠は設置しない構造になっていること。(図-1、図-2参照)</p>	2003/9/12	
						
			<p>図-1 「均質単板スラブ等」に含まれると解される床構造 (トラス筋付きプレキャスト部材)</p>	<p>図-2 「ボイドスラブ」に含まれると解される床構造 (トラス筋付きプレキャスト部材)</p>		

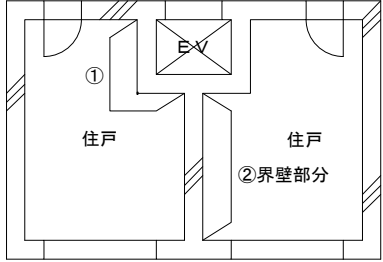
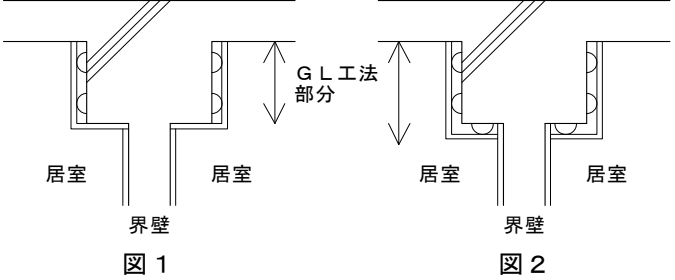
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-030	音			<p>その2 トラス筋はないが上面の深さ4mm以上の凹凸(コッター)により現場打ちコンクリートと一体化して振動するようなボイド系プレキャスト部材を用いた床構造</p> <p><要件>現場打ちコンクリートが十分に流れ込むような4mm以上の深さのコッター(凹部、溝等)が、プレキャスト部材の上面に様に設けられており、その上部に、プレキャスト部材の等価厚さの1/2以上の現場打ちコンクリートを打設するコンクリート床構造となっていること。(図-3参照)</p> <p>またコッターについては次のような形状および面積を有するものであること。</p> <p>①一つのコッターの平面形状が円形又はこれに類する形状の場合、一つのコッターの上面の直径が25～50mm程度で、プレキャスト部材上面の25～50%が凹部になっていること。</p> <p>②一つのコッターの平面形状が正方形に近い長方形又はこれに類する形状の場合、一つのコッターの上面の面積が5～100cm²、かつ、短辺の寸法が20mm以上で、プレキャスト部材上面の25～50%が凹部になっていること。</p> <p>③一つのコッターの平面形状が溝型(横に長い長方形)又はこれに類する形状の場合、一つのコッターの上面の面積が200～500cm²、かつ、短辺の寸法が20mm以上で、プレキャスト部材上面の25～75%が凹部になっていること。</p>	
 <p style="text-align: center;">現場打ちコンクリート</p> <p style="text-align: center;">コッター</p> <p style="text-align: center;">ボイド型PC版</p>					
<p>図-3 「ボイドスラブ」に含まれると解される床構造(ボイド系プレキャスト部材を用いた場合)</p>					

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-030	音			<p>その3 突起部のあるプレキャスト部材を用いた床構造 <要件> (図-4~図-6参照)</p> <p>①プレキャスト部材の高さは10cm以上20cm以下とし、突出部上面から床構造(複合スラブ)上面までの場所打ちコンクリートの厚さは5cm以上、25cm以下とする。</p> <p>②突出部を除く薄肉部の厚さは、2.5cm以上、5.0cm以下とする。</p> <p>③現場打ちコンクリートが十分に流れ込むような幅が5mm以上、深さ3mm以上の凹部の溝が、プレキャスト板の突出部上面(図-4網目部分)に一様に設けられていること。なお、凹部に関しては、溝の幅が5mm以上であり、かつ、突出部上面の25~50%が凹部になっていること。</p> <p>④突出部どうしの上にボイド型枠を配置する図6のような断面構造(ボイドスラブ)もこれに含まれることとする。ただし、プレキャスト部材どうしの継目部分にはボイド型枠は設置しないこと。また、ボイド型枠の幅は一ヶ所当り55cm以下とし、ボイド型枠上面は、プレキャスト部材の突出部の上面を超えないこと。</p> <p>⑤突出部上面の幅は15cm以上20cm以下とする。</p>	
			<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>図-4 突出部分のあるPC版の見取り</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図-5 「均質単板スラブ等」に含まれると解される床構造(突出部のあるPC版を用いた場合)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>図-6 「ボイドスラブ」に含まれると解される床構造(突出部のあるPC版を用いた場合)</p> </div> </div>		

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-031	音	EVシャフトと住戸間の界壁の評価	<p>8-3透過損失等級(界壁)において、エレベーターシャフトと住戸間の壁(下図①の部分)は評価対象外であると解してよいか。また、下図において界壁の評価範囲は②の部分のみであるとしてよいか。 <8-3(2)ロ②></p> 	<p>貴見のとおりです。</p>	2003/9/12
8-032	音	柱、梁に用いるGL工法の評価	<p>下図のように、柱若しくは梁型にGL工法を用いた場合、当該柱・梁型を界壁の一部とみなし、8-3(3)イ③の基準に適合しないと解してよいか。 <8-3(3)イ③></p> 	<p>音環境においては、柱、梁を界壁とみなさないため、8-3の基準は適用しません。</p>	2005/2/25
8-033	音	下階界床の定義	<p>評価基準における下階界床の定義において「界床のうち評価対象住戸の室とその直下の他住戸等の居室(台所を除く。)との間に存するものをいう。」とあるが、一方、表示基準の表示の方法欄には「上階の住戸及び下階の住戸との間の界床」とある。 仮に、評価対象住戸の下階が集会室だった場合その間の界床について、評価基準上は対象となると思われるが、表示基準上は対象外とも考えられる。どのように判断すればよいか。 <第3、第5 8-1(2)イ></p>	<p>下階が住宅以外の用途の場合でも居室については下階界床として評価します。</p>	2005/2/25

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-034	音	鉄骨造における相当スラブ厚の評価	重量床衝撃音対策等級では評価対象住戸の構造形式が「鉄筋コンクリート造等」と規定されているが、相当スラブ厚(重量床衝撃音)ではその規定がないので、鉄骨造等であっても床構造が8-1(3)ロ②bに示されている「その他のコンクリートの床構造」の場合は、相当スラブ厚で評価できると考えてよいか。 <8-1(3)ロ②b>	コンクリート系均質版が部屋全面に同じ厚さで確保されている場合、評価を行うことができます。	2008/1/25
8-035	音	軽量床衝撃音対策等級に掲げる「その他の床構造」について	軽量床衝撃音対策等級において、「床構造区分」及び「床仕上げ構造区分」により評価する場合、『その他の床構造』とは「床構造区分3の軽量床衝撃音レベルに満たない床(均質単板スラブ等、ポイドスラブ)と解して良いか。 <8-2(2)ロ⑤b(ろ)項>	貴見のとおりです。	2008/1/25
8-036	音	一重サッシを二重に取付けた時の評価方法	それぞれ単体で遮音性能が確かめられているサッシを二重に取付けた場合、開口部全体としての遮音性能はどのように評価すればよいか。 <8-4(3)イ、ロ>	外窓・内窓相互のガラスの間隔(空気層の厚さ)及びそれぞれのガラス面密度を基に、下記の式により共鳴透過周波数(frmd)を求め、求められたfrmdが80Hz以下になる場合は、遮音性能の大きい方のサッシの性能を当該開口部の遮音性能とすることができます。 なお、frmdが80Hzを超える場合は、遮音性能の小さい方のサッシの性能とします。 $frmd = 60 \sqrt{\frac{m1+m2}{m1 \times m2} \times \frac{1}{d}} \text{ (Hz)}$ m1、m2：外窓・内窓それぞれのガラスの面密度 (kg/m ²) d：サッシ相互のガラスの間隔 (m) また上記の方法以外に、当該二重に取付けたサッシ全体の遮音性能を登録試験機関、その他これに類する第三者機関で測定した結果により評価を行うこともできます。	2008/1/25

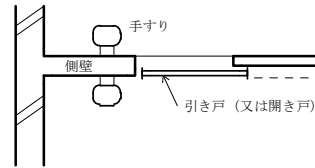
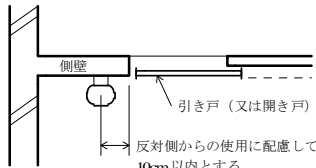
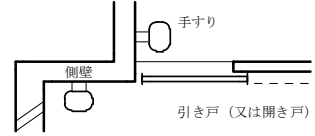
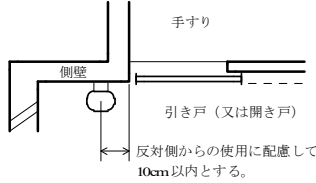
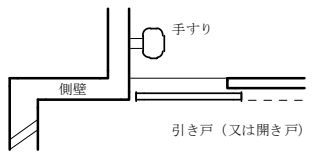
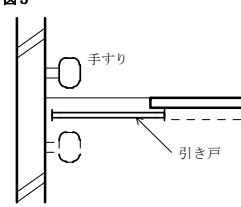
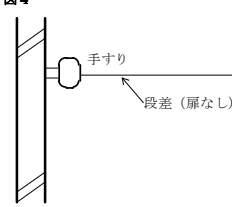
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
8-037	音	拘束辺と受音室の面積について	8-1(3)イの重量床衝撃音対策等級における拘束辺と受音室の面積について、拘束辺の大ばりを受音室の壁の中心が異なるときは、受音室面積が大きくなる方の芯を採用し、算定することによいか。	<p>実際に大ばりと壁が重なる場合は、大ばりの中心を採用し、面積を算定します。(図1)また、8-1(3)イ①(イ)の場合は従前の壁の中心(図3)、8-1(3)イ①(ロ)の場合は、移動後の壁の中心(図4)となります。</p> <p>なお、安全側の判断として受音室の外側の芯を採用し、面積を大きく算定することは可能です。(図2)</p> <p>図1 図2 図3 図4</p>	2021/3/15

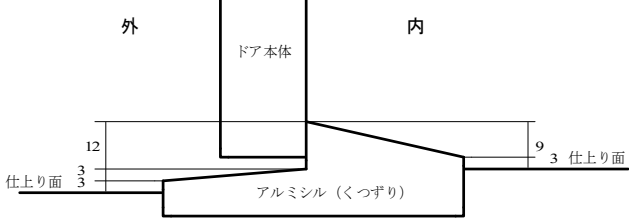
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-001	高齢	一の主たるバルコニー	バルコニーが複数箇所あった場合、「日常生活空間に該当するバルコニー」として、一番よく使うもの一ヶ所に特定してよいか。 <9-1(2)イ④>	日常生活空間に該当するバルコニーは「一の主たるバルコニー」となりますので、貴見のとおりです。	2000/12/11
9-002	高齢	特定寝室	リビングダイニングと寝室を兼ねるものを特定寝室とすることはできるか。特に当該室が6畳間程度の場合でも認められるか。 <9-1(2)イ④>	当該室で就寝することが明示的に困難と認められる場合を除き、リビングダイニングと寝室を兼ねたものについて特定寝室とすることはできます。また、当該室の面積の下限については、就寝が可能か否かで判断すべきものと考えます。	2002/3/20

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-003	高齢	手摺の設置方法	<p>下記①～③の基準に対応してそれぞれの出入りに手すりを設置する場合、どのような箇所に設置すべきか。</p> <p>① 9-1の等級2、3又は4で、浴室又はバルコニーの出入口に段差を設ける場合に設置する手すり(設置準備を含む)</p> <p>② 9-1の等級5で、浴室の出入口に設置する手すり(下図においては段差が記入されているが、等級5の浴室においては段差がないものとする)</p> <p>③ 9-2で、共用階段の階段室の出入口に段差を設ける場合に設置する手すり <9-1(3)、9-2(3)></p>	<p>側壁の形状に応じて、それぞれ下図のような位置に設置する必要があります。</p> <p>なお、点線で示している手すりは、設置することが望ましいもの(設置しなくても基準には適合するもの)を示しています。</p> <p>また、浴室の出入口に1カ所だけ設置する場合にあっては、脱衣室側に設ける方が望ましいとされています。</p> <p>        </p>	2003/3/17 2003/9/12

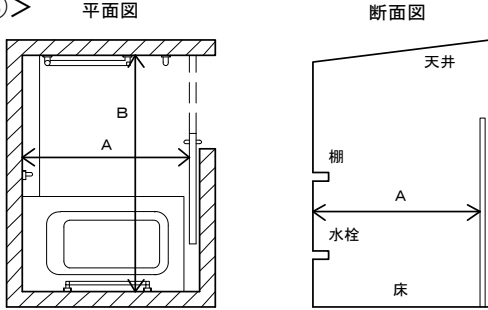
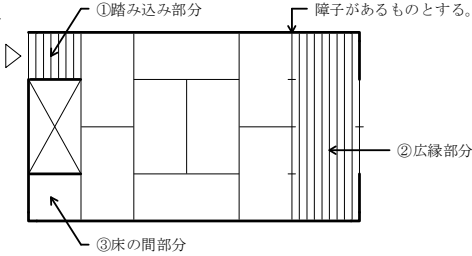
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-004	高齢	手摺の定義	手すりの定義はあるか。(例えばにぎり部の形状や、太さ等) <9-1、9-2>	特段ありません。	2000/12/11
9-006	高齢	玄関出入口の段差の測り方	<p>下図の段差の高低差はどのように図るか。 <9-1(3)イ②a></p> 	図において、外との段差は18mm、内との段差は12mmとなります。	2002/3/20
9-007	高齢	引き戸レールの高さ	出入口の引き戸レールの高さの許容範囲は、9-1(3)イ②aの「段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む)」に従って、5mm以内と解してよいか。 <9-1(3)イ②>	貴見のとおりです。	2002/3/20 20014/3/5
9-008	高齢	戸建て住宅の風除け室の出入口	戸建住宅の玄関に風除け室を設ける場合の出入口はどのように扱うべきか。 <9-1(3)イ②等>	「風除け室と外部空間の出入口」及び「玄関と風除け室の出入口」のそれぞれに対して、段差については告示でいう「玄関の出入口の段差」の基準が、幅員については告示でいう「出入口の幅員」の基準が適用されます。	2003/3/17 2014/3/5

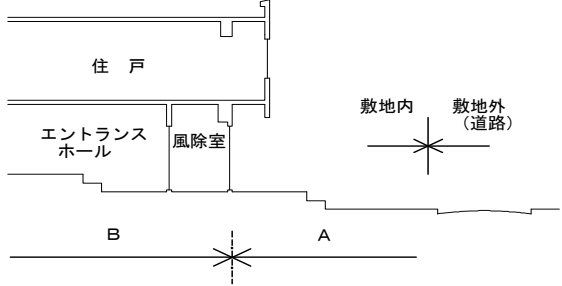
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-009	高齢	転落防止の手すり	<p>(2階以上の窓) 等級2以上の場合、「2階以上の窓」の窓台が低いときには転落防止のための手すりを設けることとされている。そこで、下図1のように、窓下に十分な高さがあるが、敷地の高低差のために「1階の窓」であるときは、当該基準の適用がないものとしてよいか。ただし、図2のように、地階がある場合の1階の窓については、当該基準の適用があるものとしてよいか。 <9-1(3)イ④b、d></p>	<p>貴見のとおりです。図1の場合9-1(3)イ④bの適用はありませんが、図2の場合は地階から算定して「2階以上の窓」となるので9-1(3)イ④bが適用されます。</p>	2002/3/20 2007/3/23
9-010			<p>(物置の窓) 住宅の2階以上の高さに位置する「物置の窓」は、9-1(3)イ④の適用があると解してよいか。 <9-1(3)イ④b></p>	<p>人が通り抜けられないような小規模な窓など転落のおそれがないものを除き、適用となります。</p>	2003/3/17
9-011	高齢	蹴込み板のない階段について	<p>9-1(3)ハ③bにおいては「蹴込み板」の表現はないが、蹴込み板の全くない、いわゆるストリップ階段でも等級3に適合すると解してよいか。 <9-1(3)イ④、ハ③b></p>	<p>貴見のとおりです。ただし、ストリップ階段における踏み段間の隙間には、9-1(3)イ④b表の階段に係る基準が適用され、転落防止の手すりを設置するか若しくは110mm以下の隙間にする必要があります。なお、床等からの高さ1m以下の範囲についてはこの限りではありません。</p>	2006/2/1 2008/3/14 2014/3/5
9-012	高齢	親子扉の有効幅員	<p>玄関出入口の有効幅員について、親子扉の場合は両方の扉を開いた状態での出入口の幅と考えてよいか。 <9-1(3)イ⑤b等></p>	<p>親子両方が容易に開放可能なものであれば、両方を開いた時の幅員を評価して結構です。</p>	2000/12/11

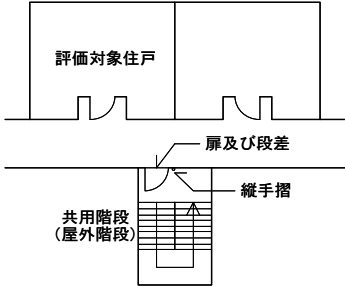
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-013	高齢	浴室の広さ	<p>下図のような浴室の場合、内法寸法はA及びBであると解してよい か。 <9-1(3)イ⑥></p> 	<p>貴見のとおりです。</p>	2003/3/17
9-014	高齢	手摺の設置準備	<p>手すりを「設置できること」とは、具体的には設計図書のどこにどの ような表現がなされていることが必要か。 <9-1(3)ハ④a等></p>	<p>「ここに下地補強をします」といった特記が想定されます。</p>	2000/12/11
9-015	高齢	特定寝室の面積	<p>下図のような特定寝室の場合、①～③は特定寝室の面積に算入で きるか。 <9-1(3)イ⑥c></p> 	<p>①及び②は特定寝室の面積に算入できます。ただし、段差がある 場合は算入できません。 また、③は特定寝室の面積に算入できません。 なお、障子、ふすま等で仕切られた2室については、2室を連絡 する部分の幅がそれらを撤去した状態で2m以上確保される場 合に限り、1つの特定寝室とみなして差し支えありません。上記 ②の場合は連絡する部分の幅が2m以上確保されるため、特定 寝室の面積に算入することができます。</p>	2002/3/20
9-016	高齢	軽微な改造	<p>ドア及びドア枠を取り去るだけでなく、ドア枠に隣接する一部の間仕 切り壁も取り去ることにより必要な幅員を確保する場合も、9-1(3)ハ ⑤bでいう「軽微な改造」に該当すると解してよいか。 <9-1(3)ハ⑤b></p>	<p>貴見のとおりです。ただし、構造躯体に影響を及ぼさずに間仕 切り壁を取り去ることができる場合に限りです。</p>	2003/3/17

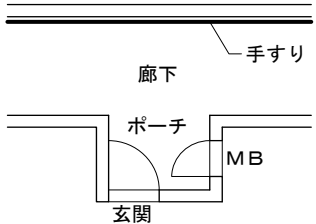
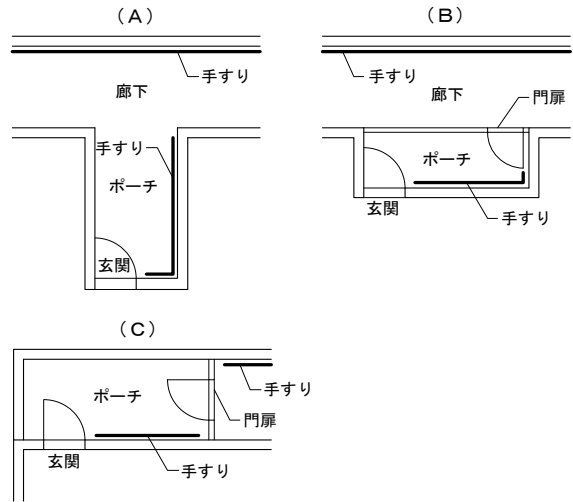
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等				
9-017	高齢	アプローチ等の扱い	<p>共同住宅の9-2の評価に関し、評価対象範囲はどの部分か。 <9-2></p> 	<p>図のBの範囲が評価対象であり、図のAの部分は対象外です。なお、A及びBの境界となる出入口については、その内側に対して共用廊下の段差の基準(5mm以内)が適用されますが、外側に対しては適用される基準はありません(つまり、対象外となります)。</p>	2003/3/17				
9-018	高齢	エレベーターホール	<p>エレベーターの前面の廊下に1500×1500の空間が確保されている場合、エレベーターホールがあるものとみなしてよいか。 <9-2(3)イ></p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2002/3/20				
9-019	高齢	建物出入口、共用施設、他住戸等その他日常的に利用する空間	<p>9-2(3)イ①の「建物出入口、共用施設、他住戸等その他日常的に利用する空間」には、下表のようなものが該当し、また該当しないと解してよいか。 また、共用廊下から共用施設等への出入口に対する段差の基準の適用は、共用廊下側に5mm以内の基準が適用され、共用施設等側には適用がないものと解してよいか。 <9-2(3)イ①></p> <table border="1" data-bbox="562 935 1113 1171"> <thead> <tr> <th>該当する事例</th> <th>該当しない事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 玄関ホールの出入口 住棟内にある受付 住棟内のメールボックス 住棟内の集会室 住棟内のゴミ置き場 住棟内の自動車駐車場 </td> <td> 住棟外のゴミ置き場 住棟外の自動車駐車場 駐輪場(自転車又はバイクの駐車場) </td> </tr> </tbody> </table>	該当する事例	該当しない事例	玄関ホールの出入口 住棟内にある受付 住棟内のメールボックス 住棟内の集会室 住棟内のゴミ置き場 住棟内の自動車駐車場	住棟外のゴミ置き場 住棟外の自動車駐車場 駐輪場(自転車又はバイクの駐車場)	<p>貴見のとおりです。</p>	2003/3/17
該当する事例	該当しない事例								
玄関ホールの出入口 住棟内にある受付 住棟内のメールボックス 住棟内の集会室 住棟内のゴミ置き場 住棟内の自動車駐車場	住棟外のゴミ置き場 住棟外の自動車駐車場 駐輪場(自転車又はバイクの駐車場)								

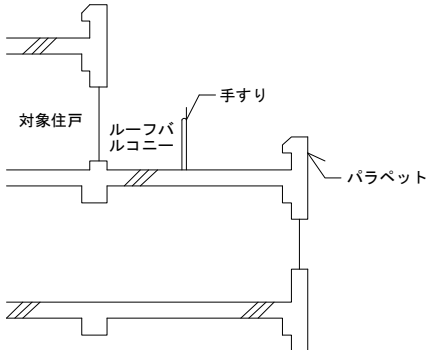
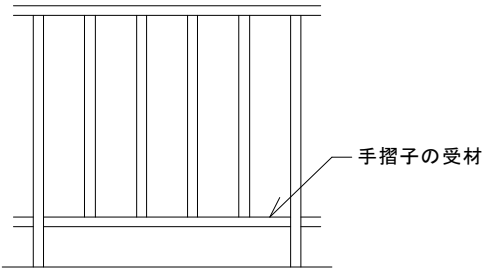
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-020	高齢	共用階段の入口段差	<p>下図のように、「共用廊下の基準が適用される内部廊下」と「共用階段の基準が適用される屋外階段」の接続部に扉及び段差がある場合、次のように解してよいか。 <9-2(3)イ①></p> <p>①当該段差は、共用階段の一部であるとして「蹴込み」「滑り止め設置の場合の面そろえ」「段鼻」及び「手すり」の基準が等級に応じて適用される。その際、当該部分に設置する手すりについては、床からの高さ700～900mmの位置で使用可能な手すりが内側及び外側に設置されている場合又は両側から使用可能な位置に設置されている場合、横手すりとする必要はない。</p> <p>②当該扉の大きさ等に関しては、評価基準の適用はない。ただし、等級3で、かつ、評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあつては、9-2(3)ハ④(共用階段の幅員)の規定が適用される。</p> 	<p>貴見のとおりです。</p>	2003/3/17

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-021	高齢	専用ポーチの手すり	<p>下図のような専用ポーチ部分は、手すりを設置できる壁面が充分ではないため、「やむを得ず手すりを設置することのできない部分」に該当すると考えてよいか。また、ポーチ部分に門扉等を設置した場合も同様と考えるとよいか。 <9-2(3)イ①c></p> 	<p>貴見のとおりです。 ただし、専用ポーチ部分も共用廊下を含めて扱いますので、原則としては、手すりの設置が必要です。また、ポーチ部分に門扉等を設置した場合も同様です。 専用ポーチ内に手すりの設置が必要となる場合の参考例を以下に示します。</p> 	2003/3/17
9-022	高齢	屋外階段への適用	<p>「共用階段」の基準は、屋外階段の場合にも適用されるか。 <9-2(3)イ②></p>	<p>建築基準法の階段の規定が通常適用される部分に関しては、評価基準の適用があります。</p>	2003/3/17
9-023	高齢	回り階段	<p>共用階段が回り階段となっている場合、当該回り階段となっている部分の9-2(3)イ②に関する各部の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置における寸法であると解してよいか。 <9-2(3)ロ②></p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2003/3/17
9-024	高齢	転落防止の手すりの足がかり	<p>次に掲げる部分が2階以上の窓に接している場合、当該部分は9-1(3)イ④bでいう「足がかりとなるおそれのある部分」に該当すると解してよいか。 <9-1(3)イ④b></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽のふち ・腰掛式便器 ・給水タンク 	<p>貴見のとおりです。ただし、明らかに転落のおそれのない場合は除く。</p>	2003/6/9 2004/2/10

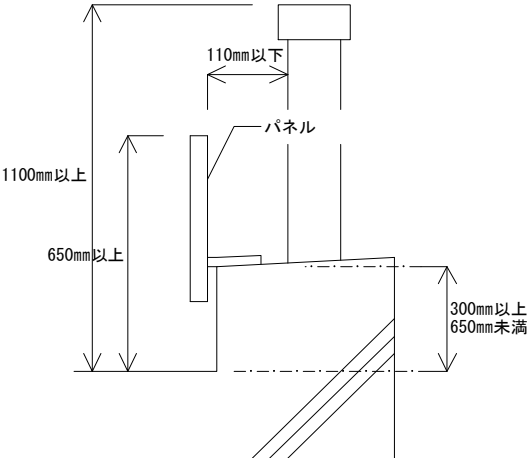
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-025	高齢	通路及び出入口の幅員(ウォークインクローゼット)	ウォークインクローゼットが付属した寝室を高齢者等が主に利用すると想定される場合、特定寝室の範囲にウォークインクローゼットを含めることはできないと解してよいか。 <9-1(3)イ⑤a、b等>	貴見のとおりです。従って、ウォークインクローゼットの部分を特定寝室の面積に含むことはできません(9-015参照)。一方、「日常生活空間」の定義からはずれるため、ウォークインクローゼットの出入口に通路及び出入口の幅員の基準は適用されません。	2003/6/9
9-026	高齢	転落防止の手すり(ルーフバルコニー)	図のようなルーフバルコニーの手すりに、転落防止のための手すりの基準は適用されるか。 <9-1(3)イ④b> 	適用されます。ただし、パラペットの部分において基準に適合する手すりが設置されている場合は、この限りではありません。	2003/6/9
9-027	高齢	転落防止の手すり(手すり子の受け材)	図のような手すり子の受け材は、「腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分」に該当するか。 <9-1(3)イ④b> 	該当します。ただし、明らかに足がかりとなるおそれのない場合を除く。	2003/6/9 2004/2/10

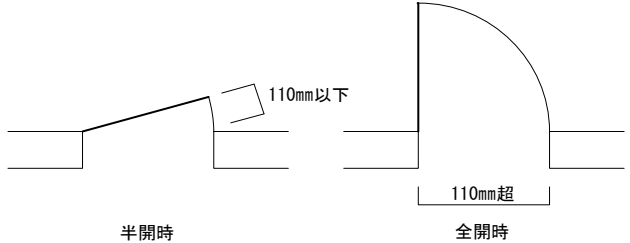
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等																											
9-028	高齢	シャワー・ルーム	高齢者等が体を洗うに際し、主にシャワー・ルームを利用することが想定されている場合、そのシャワー・ルームに対しての高齢者等配慮対策等級の適用はどうか。 <9-1>	シャワー・ルーム(浴槽を有さず、シャワーのみの空間)も浴室とみなします。従って、高齢者等の利用を想定する一の主たる浴室がシャワー・ルームである場合、その空間は日常生活空間の一部としての浴室となります。ただし、シャワー・ルームは浴槽を有さないため、「浴槽出入り及び浴槽内での立ち座りのための手すり」は設置不要としてかまいません。	2003/6/9																											
9-029	高齢	通路幅員と手摺	廊下、階段等の幅員の算定に関し、手すり等の取扱いはどうか。 <9-1(3)イ⑤、9-2(3)イ>	まず、評価基準とは別に、建築基準法に適合する必要があります。その際、建築基準法においては階段の幅員に関して手すり等の緩和措置がありますが、廊下の幅員に関する緩和措置はありませんので、注意して下さい。評価基準において建築基準法の条文を引用している場合もその扱いに準じます。 次に、評価基準において廊下及び階段の幅員に関し等級に応じた数値を規定している部分に関しては、それぞれ次表のような取り扱いが可能です(○印が適用される取り扱いを示します)。	2003/9/12																											
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準の該当箇所</th> <th colspan="3">共用部分</th> </tr> <tr> <th>通路の幅員</th> <th>廊下の幅員 傾斜路の幅員 EVホールの大きさ</th> <th>階段の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取り扱い</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 幅木 →ないものとみなす。 (両側にそれぞれ設置することも可)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 手摺で、床からの高さが70cm以上90cm以内のもの →幅10cmを限度に、ないものとみなす。</td> <td>○</td> <td>○*</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 柱等の箇所 →評価基準のとおり、3~5cmを緩和。</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>④ ニッチの天板の出、窓台の出等で、床からの高さが70cm以上90cm以内のもの (図1参照) →幅10cmを限度に、ないものとみなす。</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>⑤ 階段の昇降を安全に行うための設備で、その高さが50cm以下のもの (参考：建築基準法施行令第23条第3項) →幅10cmを限度に、ないものとみなす。</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注)「幅10cm」の措置は、両側にそれぞれ10cmとする。 ※ ただし、建築基準法施行令第119条の規定に適合する必要があります。</p>	評価基準の該当箇所		共用部分			通路の幅員	廊下の幅員 傾斜路の幅員 EVホールの大きさ	階段の幅員	取り扱い				① 幅木 →ないものとみなす。 (両側にそれぞれ設置することも可)	○	○	○	② 手摺で、床からの高さが70cm以上90cm以内のもの →幅10cmを限度に、ないものとみなす。	○	○*	○	③ 柱等の箇所 →評価基準のとおり、3~5cmを緩和。	○	×	×	④ ニッチの天板の出、窓台の出等で、床からの高さが70cm以上90cm以内のもの (図1参照) →幅10cmを限度に、ないものとみなす。	○	×	×	⑤ 階段の昇降を安全に行うための設備で、その高さが50cm以下のもの (参考：建築基準法施行令第23条第3項) →幅10cmを限度に、ないものとみなす。
評価基準の該当箇所	共用部分																															
	通路の幅員	廊下の幅員 傾斜路の幅員 EVホールの大きさ	階段の幅員																													
取り扱い																																
① 幅木 →ないものとみなす。 (両側にそれぞれ設置することも可)	○	○	○																													
② 手摺で、床からの高さが70cm以上90cm以内のもの →幅10cmを限度に、ないものとみなす。	○	○*	○																													
③ 柱等の箇所 →評価基準のとおり、3~5cmを緩和。	○	×	×																													
④ ニッチの天板の出、窓台の出等で、床からの高さが70cm以上90cm以内のもの (図1参照) →幅10cmを限度に、ないものとみなす。	○	×	×																													
⑤ 階段の昇降を安全に行うための設備で、その高さが50cm以下のもの (参考：建築基準法施行令第23条第3項) →幅10cmを限度に、ないものとみなす。			○																													

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-030	高齢	一の主たるバルコニー	<p>バルコニーが存在しない住戸についても、9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級2以上を取得することは可能か。また、特定寝室から直接出入することができないバルコニーでも「主たるバルコニー」と扱ってよいか。 <9-1(2)イ④></p>	<p>バルコニーが存在しない場合でも、等級2以上を取得することは可能です。また、バルコニーが一つまたは複数存在する場合、特定寝室から直接出入することのできないバルコニー(サービスバルコニー除く。)であっても「主たるバルコニー」と定め等級を取得することは可能です。ただし「一の主たるバルコニー」であることの表示を申請図面上に明記することが適切と考えます。</p>	2003/9/12
9-031	高齢	バルコニー手摺の腰壁等について	<p>高さ300mm以上650mm未満の範囲に腰壁等があっても、下図のように床から高さ650mm以上のパネルを設けることにより、手摺の高さを床から1100mm以上としてよいか。 <9-1(3)イ④b></p> 	<p>貴見のとおりです。ただし、パネル面及びパネルジョイント部分に足掛かりとなる部分が存在する場合(高さ650mm未満に存する場合)はこの限りではありません。</p>	2003/9/12

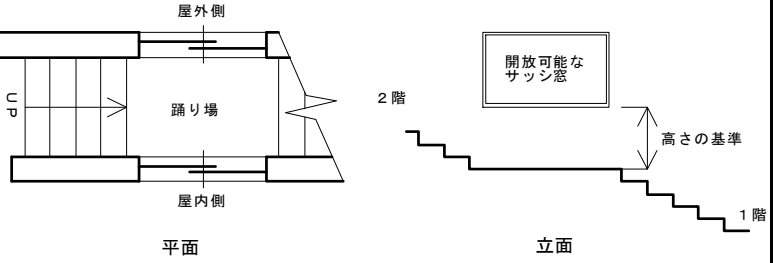
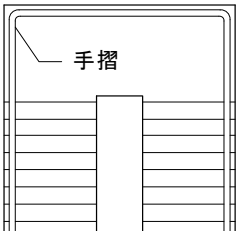
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-032	高齢	転落のおそれのない窓	<p>開き幅の調節できる片開き窓で、以下の機構をもつものは「転落のおそれのない窓」として扱ってよいか。</p> <p>①開き幅は、下図の二段階 ②開き幅の調節は、窓本体に付くつまみで居住者が容易に切り替えることができる。 ③つまみは、サッシを閉じた状態でないと切り替えが行えない。 ④窓本体に「開き幅は、常時半開とする。」旨の表示がある。 <9-1(3)イ④b></p> 	「転落のおそれのない窓」とはみなせません。	2003/9/12
9-033	高齢	畳コーナーの面積について	<p>9-1(3)イ②a(iv)に掲げる、いわゆる畳コーナーの面積は芯々で計算してよいか。 <9-1(3)イ②a(iv)(b)></p>	貴見のとおりです。	2004/2/10

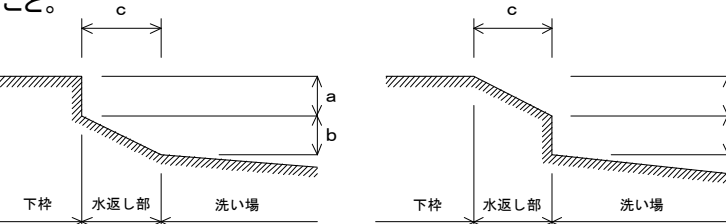
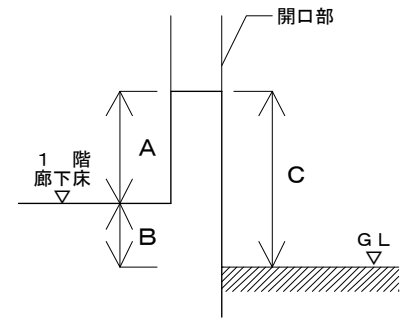
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-034	高齢	足がかりが複数段ある場合の判断	<p>図のように転落防止の手摺の足掛りとなるおそれのある部分が複数段あり、他の部分につかまりながら上がる可能性がある場合、最も高い位置の足がかりを手すりを設ける高さの基準としてよいか。 <9-1(3)イ④b></p> <p>手摺</p> <p>専用部分 バルコニー、2階以上の窓、廊下及び階段 (開放されている側に限る。)800mm以上 (ただし、A<300mmの場合はBから1100mm以上)</p> <p>足掛り(手摺を設ける高さの基準とする)</p> <p>共用部分 共用廊下、共用階段 1100mm以上</p> <p>(B)</p> <p>足掛り(手摺を設ける高さの基準としない)</p> <p>足掛り(手摺を設ける高さの基準としない)</p> <p>FL+650mm</p> <p>650mm</p> <p>FL</p>	<p>貴見のとおりです。ただし下図のように、Cの高さが300mm未満の場合は、FLが手すりを設ける高さの基準となります。</p> <p>手摺</p> <p>足掛り(手摺を設ける高さの基準とする)</p> <p>FL</p> <p>(ただし、C<300mmの場合はFLから1100mm以上)</p>	<p>2004/2/10 2007/3/23 2008/3/14 2018/2/23</p>
9-035	高齢	2点式、3点式のユニバスの面積	<p>2点式(浴室に洗面台の付いているタイプ)及び3点式(浴室に洗面台及び便器が付いているタイプ)のユニバスの浴室面積、便所面積はどのように算出すればよいか。 <9-1(3)イ⑥a、b></p>	<p>原則として浴室として使用できる部分の面積、便所として使用できる部分の面積を対象として、面積を算出してください。ただし、下図において、評価する等級に応じ、工事を伴わない撤去等若しくは軽微な改造により洗面台を取り外せる場合は便所の短辺寸法をCとすることができる。</p> <p>A : 便所の短辺寸法 B : 便器の前方の寸法 C × D : 浴室の広さ</p>	<p>2004/7/23</p>

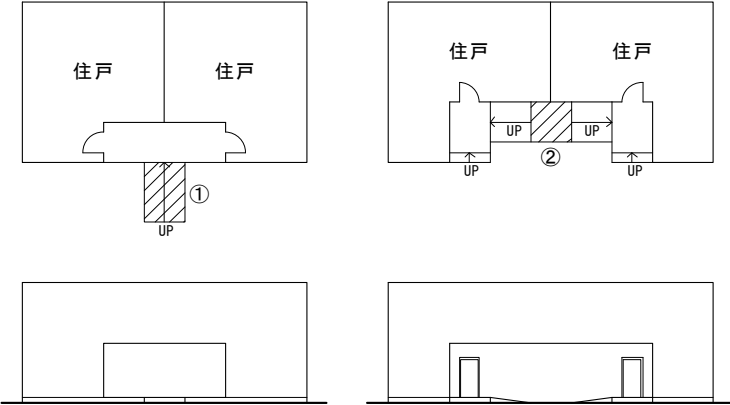
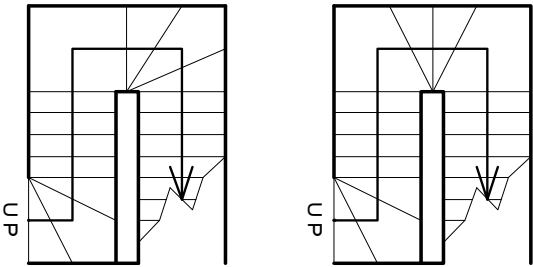
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-036	高齢	階段の開放されている側の定義	<p>下図のように、1階から2階へ通じる階段の屋内及び屋外側に開放可能なサッシ窓が取り付けられた場合、この階段は9-1(3)イ④b表中の開放されている側を有する階段には該当しないと考えてよいか。 <9-1(3)イ④b></p> 	<p>開放可能なサッシである場合、開放されていると判断し基準が適用されます</p>	2004/7/23
9-037	高齢	室の部分の床とその他の部分の床の定義	<p>「室内又は室の部分の床とその他の部分の床」とは具体的にどのような部分か。 <9-1(3)イ②b(vi)></p>	<p>「室内又は室の部分の床とその他の部分の床」は以下のように解釈します。 ①室内の床とその他の部分の床 ②室の部分の床とその他の部分の床 上記①については、和室と廊下の間などに生じる段差を想定しており、②についてはいわゆる畳コーナーのようなものを想定しています。</p>	2004/11/22
9-038	高齢	階段踊り場の手摺	<p>評価基準上階段への手摺設置が必要である場合、下図のように踊り場にも手摺を設置する必要があると解してよいか。 <9-1(3)イ④a、9-2(3)イ②a(iv)></p> 	<p>踊り場部分と解される箇所に手すりを設置する必要はありません。</p>	2004/11/22

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-039	高齢	浴室の出入口の段差	浴室の出入口の段差について、水返し部の扱いはどうか。 <9-1(3)イ②a、ロ②a(ii)等>	<p>水返し部(出入口部分からの漏水等を防ぐために、浴室の出入口付近に洗い場と勾配、材質等を変えて設けられた部分:下図)が下記の条件を満たす場合、等級5でいう「5mm以下の段差」及び等級4～等級2でいう「単純段差」については、下図のaの高さで判断します。一方、下記の条件を満たさない場合は、a+bの高さで判断します。</p> <p>①水返し部の勾配(b/c)が$1/8$を超えないこと。 ②水返し部の一部又は全部が$1/8$を超える場合、当該水返し部の勾配が$1/5$以下、かつ、その部分の水平長さが40mmを超えないこと。</p> 	2004/11/22
9-040	高齢	転落防止手摺の設置が不要な落下高さ1mの扱いについて	<p>9-1(3)イ④bただし書きに記載されている、転落防止手摺の設置の規定が適用外となる「外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲」について、1mとは下図の場合、どの寸法を指すか。 <9-1(3)イ④b></p> 	<p>図中Cの寸法となります。</p>	2005/2/25

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-041	高齢	共用廊下の範囲	<p>下図①及び②の部分は、高齢者等配慮対策等級(共用部分)の評価対象に該当するか。 <9-2(3)イ～ニ①></p> 	<p>評価対象となる共同住宅等が建築基準法において長屋として取り扱われている場合は、共用部分が存在しませんので高齢者等配慮対策等級(共用部分)の評価は行いません。 また、長屋以外の共同住宅等において、風除室又は出入口扉等があり建物の内外が明確に分離されている場合は、建物の内側のみが評価対象となります。建物の内外が明確に分離されていない場合にあつては、建築物(小規模な庇等を除く。)の水平投影面積内が評価対象となり、水平投影面積外の部分は評価対象となりません。</p>	2005/2/25
9-042	高齢	設置することが必要な部屋	<p>高齢者等配慮対策の評価において、玄関、便所、浴室、特定寝室及び食事室が住戸内に設置されていない場合、等級1と評価してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2005/2/25
9-043	高齢	回り階段の組合わせについて	<p>9-1(3)ハ③cによる回り階段の各部の寸法の適用の除外は、下図のように基準で定める回り階段が組合わさっている場合も、それぞれの回り階段部分に適用できると解してよいか。 <9-1(3)ハ③c></p> 	<p>貴見のとおりです。</p>	2006/3/27

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
9-044	高齢	バルコニーに設置されたハッチ式避難はしごの取扱いについて	<p>9-1(3)イ②他において、床に段差が無いことを求めている基準があるが、バルコニーに設置されているハッチ式避難はしごは「床の段差」に該当しないと解してよいか。 <9-1(3)イ②他></p>	<p>貴見のとおりです。ハッチ式避難はしごは、その上部を歩行することを目的に設置されているものではないため、評価基準でいうところの「床」には該当しません。</p>	2006/3/27
9-045	高齢	2階以上の浴室の窓	<p>2階以上の浴室の窓があり、下図のように足がかりの高さが650mm未満の部分がある場合、最も高い位置の足がかりを手すりを設ける高さの基準としてよいか。</p> <p>また、浴槽の縁から開口部下端までの高さが300mm未満の場合、浴槽の縁から1100mm以上の高さに達するように転落防止のための手すりを設置する必要があると解してよいか。</p> <p>併せて、浴槽の縁から開口部下端までの高さが650mm以上800mm未満の場合、浴槽の縁から800mm以上(3階以上の窓にあっては1100mm以上)の高さに達するように転落防止のための手すりを設置する必要があると解してよいか。 <9-1(3)イ④b、c></p>	<p>貴見のとおりです。ただし、明らかに足がかりとなるおそれのない場合を除く。</p>	2008/3/14 2018/2/23

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
10-001	防犯	建物出入口の存する階が複数ある場合の取り扱い	<p>下記のように斜面地に建つ共同住宅において、建物出入口の存する階が複数存在する場合、建物出入口の存する全ての階にある全ての住戸について、建物出入口の存する階としての評価を行ってよいか。</p> <p>また、例えば下図7階の各住戸は建物出入口の存する階の住戸であっても、バルコニーと共用廊下で接近する容易性が異なると思われるが、bの区分を i 若しくは ii に分類せずに評価を行ってよいか。 <10-1(3)></p>	<p>貴見のとおりです。なお、b区分の評価については、基準に則り建物出入口の存する階の住戸はb、それ以外の階ではb(i)、b(ii)に分けて表示します。</p>	2006/3/27
10-002	防犯	住棟出入口での接近の制御	<p>センターコア型タワー状の住棟において、住棟のエントランスドアがICカード等の使用でしか開扉出来ない場合、又は、「東京都防犯対策住宅」チェックシートにあるように、評価対象の開口部にホームセキュリティー設備(警備会社への通報機能を有しているもの)を設けている場合、「各住戸の出入口は防犯上有効な措置が講じられている」と解してよいか。 <10-1(2)口></p>	<p>この項目では、評価対象住戸の侵入が可能な規模の開口部について、侵入防止対策上有効な措置が講じられているかの評価を行うものであり、質問のように住戸に対する接近の制御や、警備会社への迅速な通報を評価するものではありません。よって質問のように取り扱うことはできません。</p>	2006/3/27
10-003	防犯	ガラスブロックの取扱い	<p>ガラスブロックは開口部として判断すればよいか。 <10-1(3)></p>	<p>他の開口部と同様に、侵入が可能な規模の開口部であれば対象となります。</p>	2006/3/27

一般に公表しているQ&A

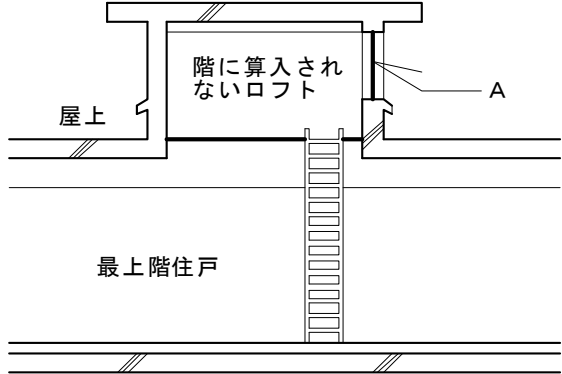
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
10-004	防犯	出入口の存する階に住戸のない場合	<p>1階(出入口の存する階)が店舗等の場合、出入口の存する階に住戸がないと判断されるのと同様に、下記の場合も出入口の存する階に住戸がないと解してよいか。 <10-1(3)></p>	貴見のとおりです。	2006/3/27
10-005	防犯	階段室の侵入が可能な規模の開口部	<p>侵入が可能な規模の開口部は住戸の各階に分けて評価・表示を行うこととあるが、階段室の開口部は上階、下階のいずれに属すると解すればよいか。 <10-1(3)></p>	開口部直下の床がどの階に属するかにより判断します。なお、直下の床が階段踊り場である場合は、当該踊り場床面が上階、下階の床面のどちらに近いかを判断し、より近い方の階に属する開口部として評価します。	2006/3/27
10-006	防犯	小屋裏収納に存する侵入が可能な規模の開口部	<p>木造2階建て専用住宅の小屋裏収納に侵入が可能な規模の開口部が存在する場合、開口部はどの階に分類したらよいか？ <10-1(3)></p>	小屋裏収納については、当該収納を主にどの階から使用するかにより、属する階の判断を行います。	2006/3/27
10-007	防犯	侵入が可能な規模の開口部からの侵入先が複数にわたる場合	<p>トップライトからの侵入先が、2階ホール及び1階玄関のいずれも考えられる場合、当該開口部はどちらの階に属すると解すればよいか。 <10-1(3)></p>	トップライトの面積(水平投影面積)の過半が存する階の開口部として取扱います。なお、存する階の面積が等しい場合は、どちらの階の開口部としても構いません。	2006/3/27
10-008	防犯	面格子のみの侵入防止対策上有効な措置	<p>雨戸やシャッターのみで侵入防止対策上有効な措置が講じられている場合、その旨を評価書等に特記することとなるが、面格子のみで対策が講じられている場合、特記は不要と解して良いか。 <10-1(3)></p>	貴見のとおりです。面格子は、雨戸やシャッターと異なり常時閉鎖しているものであるため特記は不要です。	2006/3/27

一般に公表しているQ&A

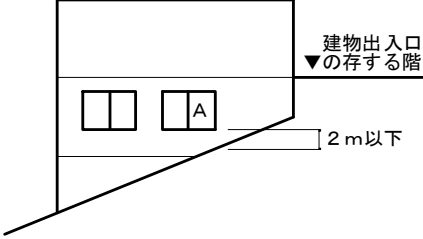
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
10-009	防犯	1階下屋屋根のトップライト	開口部の区分判断において、1階下屋の屋根にあるトップライトは、地面からの離隔距離によりcと判断するか、バルコニー等(屋根)からの離隔距離によりbと判断するか。 <10-1(3)>	トップライトについては、屋上にあるかどうかに関わらず(下屋屋根に存する場合を含め。)cとします。	2006/3/27
10-010	防犯	官民目録掲載ウィンドウフィルムの付帯条件の確認	官民目録掲載のウィンドウフィルムを使用する場合、目録の付帯条件に記載してある「貼付に用いる接着剤」や「ウィンドウフィルム工業会の規定・推奨する基準による施工等」についてはどのように確認すればよいか。 <10-1(2)イ②>	原則使用接着剤の種類や施工記録の確認によりますが、現場施工の場合、ガラス用フィルム施工職種(建築フィルム作業1級若しくは2級)の資格を有する者で日本ウィンドウフィルム工業会の防犯フィルムの施工方法に関する講習会を修了した者が施工した場合においては、当該条件を満たした施工がなされていると判断し差し支えありません。	2006/3/27
10-011	防犯	メゾネット住宅の階数表示	下図のようなメゾネット住戸Aにおいて、評価書上に記載する階数は、住棟における当該住戸の存在階である「4階」及び「5階」と表示することと解してよいか。 <10-1(3)>	貴見のとおりです。	2006/3/27

6 F			
5 F		メゾネット 住戸A	
4 F			
3 F			
2 F			
1 F			

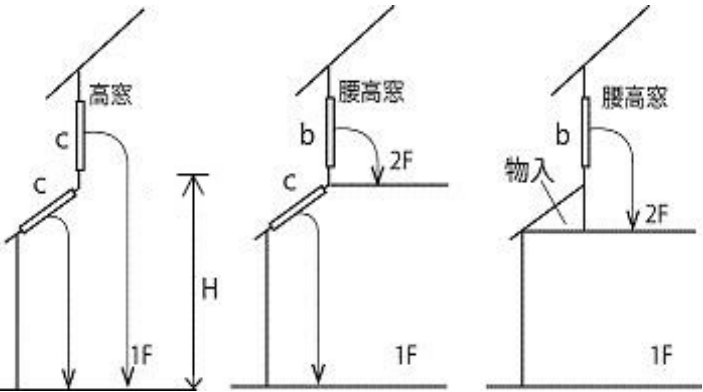
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
10-012	防犯	屋上に面するロフト開口部の取り扱い	<p>下図のように階に算入されないロフトの開口部が、屋上に面している場合、当該開口部はb(i)若しくはb(ii)のいずれに該当していると解すればよいか。 <10-1(3)ロb></p> 	<p>当該評価対象開口部の面している屋上が、日常的に出入り可能な場合は、当該開口部は最上階のb(i)に属していると解し、日常的な出入りができない場合はb(ii)に属していると解します。</p>	2006/3/27
10-013	防犯	長屋等の建物出入口の不明確な場合の取り扱い	<p>長屋のように建物出入口の存する階が不明確な場合は、どのように取扱えばよいか。 <10-1(3)ロ></p>	<p>基準において、建物出入口の存する階とそれ以外の階に分類を行っているのは共用廊下(又は共用階段)とバルコニー等に対する接近の容易性が異なると考えられるため、質問のケースは1階(バルコニー等が地上に接していて接近が容易な場合。)を建物出入口の存する階、2階をそれ以外の階と解釈します。</p>	2006/3/27 2014/3/5
10-014	防犯	住戸の出入口の判断	<p>建物出入口の存する階以外の階のバルコニーへの出入口や、屋上階の出入口について、外部から施開錠ができるものは、住戸の出入口(a)と解してよいか。 <10-1(3)></p>	<p>住戸の出入口の判断は、当該開口部を外部から施開錠することにより住戸内部に通じるかどうかにより行いますが、手すりや囲まれたバルコニーに設置された扉等、居住者が通常出入口として使用できないものは除きます。</p>	2006/3/27

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
10-015	防犯	建物出入口の存しない階における地面から2m以下の高さにある開口部の扱い	<p>評価方法基準10-1(3)口②bにおいて、「地面から開口部の下端までの高さが2m以下」に該当する下図Aの開口部は、iとiiのいずれの分類に含め評価を行えばよいか。 <10-1(3)口②b></p> 	当該開口部は、b(ii)の「バルコニー等」に含まれます。	2006/3/27
10-016	防犯	開口部区分の表示について	<p>すべての開口部に防犯対策を実施していない場合、開口部の有無にかかわらず、開口部の区分を分類せずにすべて「その他」として評価してよいか。 <10-1(3)></p>	<p>開口部の区分ごとに外部からの侵入を防止するための対策に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置が講じられた開口部である ・その他 ・該当する開口部なし <p>を表示する基準であるため、「該当する開口部なし」である部分に異なる対策である「その他」とは評価できません。また、各区分に属する開口部の有無については、申請書類に記載する必要があります。</p>	2006/3/27 2015/3/5

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
10-017	防犯	開口部の区分の判断	<p>開口部の区分(a、b、c)は、評価対象開口部(トップライトを除く。)の直近にあるバルコニー等からの離隔距離にて判断することによいか。 <10-1(3)イ></p>	<p>貴見のとおりです。 ただし、高窓(侵入先の床からのHが2mを超える窓)の場合は、「c」と判断します。 また、階の判断は評価対象開口部からの侵入先となります。</p> 	2015/3/5
10-018	防犯	店舗併用住宅の外部・内部建具の評価について	<p>開口部の侵入防止対策において、店舗併用住宅の場合、店舗部分の外壁の開口部及び住宅部分(評価対象住戸)との境の建具は評価対象外となるか。 <10-1(3)ロ></p>	<p>店舗部分の外壁の開口部は評価対象外とし、住宅部分(評価対象住戸)のみで評価を行います。その際、評価対象住戸と店舗部分との境の建具も評価の対象とします。 ただし、併用住宅(ひとつの住戸と簡易な店舗、事務所等が用途上一体となった建築物又は建築物の部分)で内部が行き来できる場合、店舗部分も含めた外周部の建具を評価の対象とすることで、店舗部分と評価対象住戸との境の建具を評価対象外とすることができます。</p>	2020/3/6

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
11-001	既存	共用部分 検査・評価シート	<p>11-1(3)に基づいて評価機関が作成するいわゆる「共用部分検査・評価シート」については、新築の建設評価の竣工時検査の際に評価機関が作成したものであっても、同告示に規定する期限内のものであれば、後に既存住宅として建設評価を申請する際に有効であると解してよいか。</p> <p><11-1(3)></p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>評価機関が「共用部分 検査・評価シート」を作成する業務は評価書を交付する業務ではないので、対象となる住宅の工事が既に完了し評価基準11-1に基づく検査が可能な状態であれば、当該住宅が既存住宅の範疇にない時期(例えば、竣工時)であっても「共用部分 検査・評価シート」を作成し、後の既存住宅建設評価に活用することができます。</p>	<p>2004/2/10 2019/2/1</p>
11-002	既存	既存住宅性能評価における建築基準法令の運用について	<p>評価方法基準において引用している建築基準法令の改正の取扱いについて、既存住宅の個別性能評価における適用日については、当該既存住宅の着工日ではなく、既存住宅性能評価の受付日時点として評価してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、受付後に増改築工事を行う場合は、工事の内容に応じ建築基準法令等の規定に従います。</p>	<p>2019/2/1</p>

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-001	手続	「住宅」とは	<p>①通常の戸建て住宅の敷地内に、独自の玄関、台所、便所、浴室等を有しない「離れ」を増築する場合、「離れ」の部分を住宅性能表示制度でいうところの住宅として、性能評価を行うことはできると解してよいか。</p> <p>② 寄宿舍、グループホーム、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の玄関、台所、便所、浴室等を共用とするものについても、住宅性能表示でいうところの住宅として、性能評価を行うことはできると解してよいか。 <法§2①、②></p>	<p>① 貴見の通りです。当該独自の玄関、台所、便所、浴室等を有しない「離れ」の部分が、独立した住宅として利用される場合は、評価することができます。</p> <p>② 老人福祉法に基づき設置される特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等といった事業を行うための施設は住宅には該当しませんが、寄宿舍やグループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（「高齢者住まい法」に基づくものに限る。）等は住宅に該当しますので評価することができます。また、老人福祉法に基づく有料老人ホームと高齢者住まい法に基づくサービス付高齢者向け住宅の両方に該当する場合も住宅として評価することができます。</p>	2002/3/20 2010/3/9 2014/3/5
12-002	手続	「新築住宅」とは	<p>新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供していないが倉庫として使用されたもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く）は、新築住宅と解してよいか。 <法§2></p>	貴見のとおりです。	2003/3/17
12-003	手続	「住宅展示場」の評価	<p>用途が「住宅展示場」となるモデルハウス等については、住宅品確法で定める「住宅」以外の用途になるため、評価ができないと考えてよいか。 <法§2①></p>	モデルハウス等において用途が「住宅」以外のものは評価できません。	2010/3/9
12-004	手続	EXP.Jでつながった共用棟と住宅棟	<p>共同住宅で、共用棟（玄関ホール等を含む）と住宅棟（評価対象住戸を含む）がEXP. Jでつながっている場合は、住棟評価の範囲に共用棟を含むか。</p>	<p>次に掲げる評価項目については、EXP. Jでつながっている部分も評価の対象範囲となります。また、1-1～1-4については、それぞれの棟について構造計算等を行っても構いませんが、共用棟と住宅棟の等級が異なるときは、低い方の等級をもって建物全体の評価とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造の全部（1-1～1-6） ・火災の一部（2-2、2-3、2-4、2-5、2-6） ・劣化（3-1） ・維持管理の一部（4-2） ・高齢者等の一部（9-2） 	2003/3/17

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-005	手続	併用住宅の評価	店舗併用住宅の場合、どの部分を評価することになるか。 <第3 2等>	<p>併用住宅(ひとつの住戸と簡易な店舗、事務所等が用途上一体となった建築物又は建築物の部分)を性能評価する場合、表示制度上は、次のとおりとなります。</p> <p>① 当該建築物は、住戸数が1の場合を含め、「共同住宅等」に分類されます。 (規則第1条第4号)</p> <p>② 「評価対象住戸」は、住宅の用に供される部分のみとなります。 (表示基準第3第3項、評価基準第3 2) → 住棟単位で評価する項目に関しては当該建築物全体で評価します。また、住戸単位で評価する項目に関しては当該住宅部分(界壁等を含む)のみを評価し、その他の部分は評価対象外となります。</p> <p>③ 当該住宅部分と一体的に使用される店舗等の部分は、「他住戸等」として扱われません。 (表示基準第3 4、評価基準第3 5) → 住宅部分と店舗等の部分を遮る壁及び連絡する出入口は、「火災」「音環境」等の評価において、住戸内部の壁及び出入口と同様の扱いとなります。なお、住宅部分と店舗等の部分が内部で連絡していない場合(長屋形式の場合等)にあつては、「一体となって使用される室」には該当しません。</p>	2002/3/20
12-006	手続	リフォーム後の新築評価	新築の建設評価書を取得して入居した後に、性能表示に影響あるリフォーム等が行われた場合、変更建設評価は可能か。 <法 § 2②>	完成後に入居者が行ったリフォーム等を新築住宅として評価することは制度の想定するところではありません。	2000/12/11
12-007			(建築基準法との関係) 品確法の型式認定と建築基準法の型式適合認定とは相互に同等と扱えるか。あるいは、全く別のものか。 <法 § 25>	品確法の型式として認定されても建築基準法上の型式適合認定をうけたことにはなりません。なお、建築基準法の型式適合認定を受けた型式を品確法の性能評価の際に活用することが可能なケースはあるものと考えます。	2000/12/11
12-008	手続	型式認定	(仕様書の型式認定) 通常、デベロッパーは設計及び施工に関する仕様書を有しており、基本的な事項はその仕様書に沿って設計・施工される。その仕様書(すべてではなく、部分的なものを含む)について「型式認定」、更には「製造者等認証」を取得することは可能か。 <法 § 25>	可能と考えられます。ただし、製造者認証は、原則として工場製造部分に限られますので、対象は限定されます。	2000/12/11

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-009			(型式認定の効果) 型式認定を取得したものについては、設計段階の審査及び施工段階の検査対象から除外されるか。 <法 § 25>	設計段階の審査において、認定機関が定めた範囲内の図書が省略されるのみです。	2002/3/20
12-010			(型式認定を受けた住宅の基礎) 型式認定を受けた住宅を評価する場合で、基礎部分だけが認定を受けた型式と異なる場合(深キソや高キソとした場合)、基礎のみ構造計算を行って、上屋部分は型式認定を受けたものとして扱うことは可能か。 <法 § 25>	一部が、認定を受けた型式と異なるものについては、型式認定を利用できません。	2002/3/20
12-011	手続	申請者の範囲	各区分所有者が性能評価の申請を行なうことは可能か。 <規則 § 3①、規則 § 5①>	可能です。	2000/12/11
12-012	手続	フリープラン住宅	工事開始後にプラン、仕上げ等の決まるようなマンション等の場合、性能評価の申請はどのように行なえばよいか。 <規則 § 3①>	設計内容を仮に仮定していったん評価を受けた後に一部について変更申請することは可能です。	2000/12/11
12-013	手続	基準法において構造計算を要しない住宅	建築基準法で構造計算を要しない住宅であっても、構造に関する計算書を設計評価申請書に添付する必要があるか。 構造に関する計算書:(例)木造軸組工法の壁量計算書等の根拠図書 <規則 § 3①>	建築基準法で不要とされていても、設計評価申請書に添付する必要があります。	2000/12/11 2022/3/10
12-014	手続	設計評価と建設評価の関係	設計評価と建設評価を異なった評価機関で行うことは可能か。 <規則 § 3①、規則 § 5①>	可能です。	2000/12/11
12-017			(参考様式) 評価書及び自己評価書の様式は告示等に規定されていないが、指定の様式等はあるか。 <規則 § 1等>	特にはありません。なお、(財)日本住宅・木材技術センター発行の「木造住宅のための住宅性能評価 申請の手引き」や評価員講習会テキストに様式が例示されています。	2000/12/11
12-018	手続	申請書、評価書等の様式	(評価書の記入方法) 例えば一戸建て住宅の共用配管は、存在しないことによる「該当なし」であるが、共同住宅の避難階に存する住戸の避難安全対策は、十分に安全と認められるために適用が除外されており、そのことによる「該当なし」である。評価書においてこのことを明示する方法はないか。 <規則 § 1>	評価書に記載すべき事項は規則第1条に定められていますが、様式の定めはありません。従って、例えば、「 <input type="checkbox"/> 避難階のため、適用範囲外」といったチェックボックスを設ける、「 <input type="checkbox"/> 該当なし(避難階)」といった記述を加える等の対応は可能であると考えられます。	2002/3/20

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-019	手続	音環境の評価の選択	音に関する性能表示項目のうち例えば透過損失等級(外部開口部)のみを選択することは可能か。 <規則 § 3②>	可能です。	2000/12/11
12-021	手続	施工状況報告書	建設評価の申請が、同一の事業者から反復してなされる場合、「施工状況報告書の様式」は同一様式のもので反復使用されるものと予想されるが、必ず毎回提出の必要があるか。 <規則 § 5①>	同一の事業者であるからといって、同一の住宅を建設するわけではないと考えられますので、毎回提出が必要です。	2000/12/11
12-022	手続	設計評価の申請時期	<p>新築住宅の性能評価に関し、次のように解してよいか。 <規則 § 5③等></p> <p>① 建設評価の申請は、評価方法基準に定める検査の時期よりも前であること。</p> <p>② 設計評価の申請は、建設評価の申請よりも前であること。</p> <p>③ 建設評価の申請を予定している設計評価の申請は、①及び②の条件を受けることから、評価方法基準に定める検査の時期よりも前であること。</p> <p>④ 建設評価の申請を予定しない設計評価の申請は、告示第2「適用範囲」に定める「新築住宅に適用する」だけが条件となることから、竣工前であれば申請できること。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>ただし、④のように設計評価のみを行う場合、評価機関は申請に係る住宅が「実際に新たに建設されるかどうか」は知り得ませんので、現実的には条件はないこととなります。よって、④の場合は、敷地が特定され必要な設計図書等がそろっていれば、申請の時期はいつでも構いません。</p> <p>なお、④については建設評価を行わないため、紛争処理機関を活用することはできません。</p>	2002/3/20

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等																						
12-023	手続	新築住宅の建設評価書への添付図書	<p>新築住宅の建設評価書に添付する図書に関し、施行規則第7条第1項に基づき、下表のように解してよいか。 <規則 § 7①></p> <table border="1" data-bbox="441 320 1211 807"> <thead> <tr> <th colspan="2">関連図書</th> <th>新築住宅の建設住宅性能評価書への添付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設住宅性能評価申請書の副本</td> <td></td> <td rowspan="5">必ず添付する。</td> </tr> <tr> <td>建設住宅性能評価申請書の添付図書(又はその写し)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工状況報告書(又はその写し)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いわゆる変更申告書(又はその写)※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工関連図書として列挙されている図書(評価方法基準第3の1)</td> <td> <table border="1" data-bbox="651 544 943 719"> <tr> <td>材料等の納品書(又はその写)</td> <td rowspan="4">住宅性能評価に要した場合は、添付する。(ただし、提供を受けたものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>工事写真(又はその写)</td> </tr> <tr> <td>施工図(又はその写)</td> </tr> <tr> <td>品質管理記録(又はその写)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅のものであることを証する図書(又はその写し。工事監理報告書(又はその写し)を含む。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「いわゆる変更申告書」とは、評価機関が評価方法基準第4の2(6)ただし書きに基づいて照合を行う際に、申請者に提出を求める図書をいう。</p>	関連図書		新築住宅の建設住宅性能評価書への添付	建設住宅性能評価申請書の副本		必ず添付する。	建設住宅性能評価申請書の添付図書(又はその写し)		施工状況報告書(又はその写し)		いわゆる変更申告書(又はその写)※		施工関連図書として列挙されている図書(評価方法基準第3の1)	<table border="1" data-bbox="651 544 943 719"> <tr> <td>材料等の納品書(又はその写)</td> <td rowspan="4">住宅性能評価に要した場合は、添付する。(ただし、提供を受けたものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>工事写真(又はその写)</td> </tr> <tr> <td>施工図(又はその写)</td> </tr> <tr> <td>品質管理記録(又はその写)</td> </tr> </table>	材料等の納品書(又はその写)	住宅性能評価に要した場合は、添付する。(ただし、提供を受けたものに限る。)	工事写真(又はその写)	施工図(又はその写)	品質管理記録(又はその写)	その他当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅のものであることを証する図書(又はその写し。工事監理報告書(又はその写し)を含む。)			<p>貴見のとおりです。</p>	2003/3/17
関連図書		新築住宅の建設住宅性能評価書への添付																									
建設住宅性能評価申請書の副本		必ず添付する。																									
建設住宅性能評価申請書の添付図書(又はその写し)																											
施工状況報告書(又はその写し)																											
いわゆる変更申告書(又はその写)※																											
施工関連図書として列挙されている図書(評価方法基準第3の1)	<table border="1" data-bbox="651 544 943 719"> <tr> <td>材料等の納品書(又はその写)</td> <td rowspan="4">住宅性能評価に要した場合は、添付する。(ただし、提供を受けたものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>工事写真(又はその写)</td> </tr> <tr> <td>施工図(又はその写)</td> </tr> <tr> <td>品質管理記録(又はその写)</td> </tr> </table>		材料等の納品書(又はその写)	住宅性能評価に要した場合は、添付する。(ただし、提供を受けたものに限る。)	工事写真(又はその写)	施工図(又はその写)	品質管理記録(又はその写)																				
材料等の納品書(又はその写)	住宅性能評価に要した場合は、添付する。(ただし、提供を受けたものに限る。)																										
工事写真(又はその写)																											
施工図(又はその写)																											
品質管理記録(又はその写)																											
その他当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅のものであることを証する図書(又はその写し。工事監理報告書(又はその写し)を含む。)																											
12-024	手続	設計評価申請書の第4面「専用部分の床面積等」	<p>設計評価申請書の第4面「専用部分の床面積等」の記入に関して、以下のとおりとしてよいか。 <規則第3号様式></p> <p>①「居室部分の面積」(A)には、台所の面積を含む。一方、トイレ、浴室等の非居室部分の面積は含まない。</p> <p>②「バルコニー等専用使用部分の面積」(B)には、共用部分の専用使用部分(例えば、専用ポーチ、バルコニーなど)の面積を記入する。</p> <p>③「専用部分の床面積」には、(A) + (B) + (C)の合計を記入する。ここで(C)とは、トイレ、浴室等の非居室部分の面積である。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2002/3/20 2002/8/20R																						

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-025	手続	建築物の基礎を兼ねるRC造車庫の建設後の建設評価申請	斜面地の宅地分譲等で、デベロッパーが宅地造成と兼ねて建築物の基礎を兼ねるRC造車庫等を築造する場合がある。建築確認は、通常、車庫等の築造後に行われるが、基礎が築造済みの建設評価申請（新築）の受付は可能か。 <第4 2>	基礎の工事が完了しており検査ができないため、申請を受理することはできません。	2002/3/20
12-026	手続	検査の省略	住宅金融公庫の現場審査や、建築基準法の完了検査及び中間検査が行われることによって建設住宅性能評価の検査を省略できるか。 <第4 2(2)>	別個の制度ですので、省略はできません。ただし、各制度の審査・検査を同時に行なって、効率化を図ることは可能です。	2000/12/11
12-027	手続	検査の責任範囲	2×4工法の住宅のユニットバスの点検口を開けたところ、耐力壁である石膏ボードの釘ピッチが2×4の告示に適合していなかった。 <第4 2(3)> ①性能評価の評価員は、点検口を開ける必要があるか。点検口を開けずに、釘ピッチを確認しなかった場合は、評価機関の責任は問われるか。 ②このような発見をした場合、違反建築物で、評価書交付を中止すべきか。 ③もし、検査時に発見していたことが評価書を交付した後に発覚した場合、評価機関の責任は問われるか。	①現場検査の方法の詳細は法令に定めがなく、必ずしも点検口を開ける必要はありません。通常、点検口を開けなかったことの責任が問われることもないと考えられます。 ②発見した以上は、評価書の交付を中止すべきです。 ③発見したにもかかわらず評価書を交付したことの責任は問われることとなります。	2002/3/20
12-028	手続	検査時に不適合事項があった場合	検査において、設計住宅性能評価書の添付図書等に工事が適合していない場合、指定住宅性能評価機関（評価員）は工事の修正を要求することができるか。施主はどうか。 <規則 § 6>	評価機関（評価員）は、工事の修正を要求する権限は有していません。工事の修正をしないと、評価に影響がある旨の事実を伝え、与えられた情報から客観的な判断をするのみです。また、施主が、契約と異なる工事の修正を請負人に求めることは当然に可能です。	2000/12/11
12-029	手続	抽出検査（1/10）	共同住宅等の検査に係る1/10以上抽出に関して、 <第4 2(5)> ①1/10以上とは完成時の戸数に対してか。あるいは各検査段階の戸数に対してか。 ②1/10以上の戸数について性能表示事項毎、あるいは検査項目毎に検査対象住戸を変えてもよいか。	①完成時の戸数の1割です。 ②かまいません。	2000/12/11

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-033	手続	建築基準法令の改正	<p>評価方法基準において引用している建築基準法令が改正された場合、継続案件への対応はどのようにすべきか。 <評価方法基準></p>	<p>通常の建築基準法関係規定の改正の場合、新旧の適用すべき基準は建築物の着工時点をとらえて決まります。評価基準において引用している建築基準法の政令、告示等が改正等された場合の性能評価の運用もこの建築基準法の運用に従い、着工時点をとらえて判断します。</p> <p>なお、着工予定日が施行日以降である場合、新基準に基づく評価書を新基準の施行日前に交付することは制度上できないので、施行日を待って新基準に基づく設計評価書を交付することが望ましいと考えられます。</p> <p style="text-align: right;">←施行日（政令、告示等の改正施行日）</p> <pre> graph LR subgraph Scenario1 [Scenario 1] A1[申請] --> B1[設計評価] --> C1[着工] --> D1[建設評価] end subgraph Scenario2 [Scenario 2] A2[申請] --> B2[設計評価] --> C2[着工] --> E2[変更申請] --> F2[設計評価] --> G2[建設評価] Note[告示改正等の内容が軽微であり、建設評価段階での変更申告書等の審査で対応が可能な場合] end subgraph Scenario3 [Scenario 3] A3[申請] --> B3[設計評価] --> C3[着工] --> D3[建設評価] end </pre> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請 : 設計住宅性能評価申請が受理されたことを示す。 設計評価 : 改正前の基準に基づいて設計住宅性能評価書を交付することを示す。 建設評価 : 改正前の基準に基づいて建設住宅性能評価書を交付することを示す。 設計評価 : 改正後の基準に基づいて設計住宅性能評価書を交付することを示す。 建設評価 : 改正後の基準に基づいて建設住宅性能評価書を交付することを示す。 着工 : 建築基準法の運用でいう着工が行われることを示す。 	2003/3/17

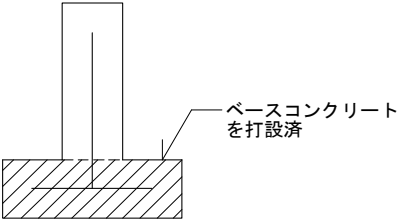
一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-034	手続	運用の改正	<p>次に掲げる運用改正等が行われた場合、継続案件への対応はどのようにすべきか。</p> <p>①-1 国土交通省住宅生産課監修の解説書の記述内容の変更に伴い、評価方法基準の運用が改正されるケース</p> <p>①-2 住宅性能評価機関等連絡協議会のQ&A等の記述内容の変更に伴い、評価方法基準の運用が改正されるケース</p> <p>①-3 評価方法基準の運用が従来不明確であった部分に関して、解説書の記述の変更、Q&Aの公表等によって運用の明確化が図られるケース</p>	<p>質問にあるような運用改正等が行われた場合の、その適用時期に関しては、通常、新たに申請されるものから適用することが適切と考えられます。ただし、特別な経過措置が講じられた場合はそれによります。</p> <p>←新運用の施行日（解説書等が流布した時点）</p> <p>申請 → 設計評価 → 建設評価</p> <p>選択可</p> <p>設計評価書の差替又は変更申請 → 建設評価</p> <p>運用改正等により等級判断が緩和される場合、このような適用が考えられる。</p> <p>申請 → 設計評価 → 建設評価</p> <p>選択可</p> <p>設計評価 → 建設評価</p> <p>設計評価 → 建設評価</p> <p>凡例</p> <p>申請 : 設計住宅性能評価申請が受理されたことを示す。</p> <p>設計評価 : 改正前の基準に基づいて設計住宅性能評価書を交付することを示す。</p> <p>建設評価 : 改正前の基準に基づいて建設住宅性能評価書を交付することを示す。</p> <p>設計評価 : 改正後の基準に基づいて設計住宅性能評価書を交付することを示す。</p> <p>建設評価 : 改正後の基準に基づいて建設住宅性能評価書を交付することを示す。</p>	2003/3/17

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-035	手続	評価機関票	<p>規則第19条の規定に基づく第18号様式「指定住宅性能評価機関票」の記載事項のうち「実施する住宅性能評価の種類」等は、どのような文言を使用して表示すべきか。 <法第16条、規則第19条></p>	<p>表示に使用する文言についての規定はありませんが、申請者等に対して業務の内容を見やすいように掲示するという趣旨からして、標準的には次のような文言によることが推奨されます。</p> <p>①「実施する住宅性能評価の種類」の欄 実施する業務の種類に応じ、次の文言を使用して表示します。2つ以上を扱っている場合は、該当する業務を並べて表示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計住宅性能評価 ・建設住宅性能評価(新築住宅) ・建設住宅性能評価(既存住宅) <p>②「住宅性能評価を行う住宅の種類」の欄 業務規程に規定している業務範囲を的確に、かつ、わかりやすく表示します。例えば次のように表示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての住宅 ・共同住宅等 ・一戸建ての住宅 ・3階建て以下、かつ、延べ面積500㎡以下の住宅 <p>③「業務を行う区域」の欄 業務規程に規定している業務区域を的確に、かつ、わかりやすく表示します。例えば次のように表示します。図を併用して表示することも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本全域 ・〇〇県の全域 ・〇〇県のうち、△△市及び××市 ・〇〇県(島嶼部を除く)。 	2003/6/9
12-036	手続	書類の電子化保存	<p>書類の保存に関し、規則第21条第2項においては、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録することが認められており、署名又は押印された書類にあっても、電子化し保存してよいか。 <規則第21条第2項></p>	保存してよい。	2003/9/18
12-037	手続	引き立て寸法と仕上がり寸法	<p>木造の耐震等級、劣化対策等級等に関して、評価基準で規定されている木材の断面寸法は、引き立て寸法か、又は仕上がり寸法か。</p>	<p>評価基準で規定されている木材の断面寸法は仕上がり寸法です。ただし、日本農林規格に則った材料を使用する場合には、日本農林規格に定める範囲での寸法の誤差は許容されます。</p>	2003/12/3 2004/1/14

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
12-038	手続	配筋検査の時期	<p>戸建て住宅の布基礎の配筋検査に関し、図のようにベースコンクリートが打設されている場合は、検査不可であると解してよいか。 <第4 2(2)></p> 	<p>貴見のとおりです。ただし、施工の段取り等その他やむを得ない事由がある場合は、その部分に限り工事写真等で検査することが許容されます。</p>	2004/11/22
12-039	手続	住宅の評価戸数の考え方	<p>いわゆる二世帯住宅で建物内部が繋がっている場合、住戸の数はどのように評価するのか。 <第3 2></p>	<p>いわゆる2世帯住宅で建物内部が繋がっている場合、原則一住戸として評価します。</p>	2014/3/5
13-001	制度	独自の性能表示	<p>チラシ、広告に住宅性能表示制度に基づかない独自の性能表示を行なうことは可能か。 <法 § 4、§ 5></p>	<p>品確法の禁止事項(品確法第4条、第5条)にふれない範囲ならば可能です。</p>	2000/12/11
13-002	制度	製造者認証	<p>①製造者認証の対象 木材のプレカット工場等は製造者認証の対象となるか。 ②製造者認証の効果 製造者認証を取得したメーカー製の住宅型式性能認定品は設計段階の審査及び施工段階の検査対象から除外されるか。 <法 § 34②、第2 2(2)></p>	<p>①要件に適合するのであれば可能性はあります。 ②認定機関が定めた範囲内(認証書に記載された範囲内)のみ除外されます。</p>	2000/12/11
13-003	制度	自己評価書の契約書への添	<p>自己評価書を契約書に添付することは可能か。</p>	<p>可能です。</p>	2000/12/11
13-004	制度	契約みなし規定	<p>販売用パンフレット、チラシに住宅性能表示を特別の標章入りで行った場合、契約事項に含まれるとみなされるか。 <法 § 6></p>	<p>品確法第6条の規定に基づき、契約内容としてみなされるのは、評価書の記載内容に限られます。ただし、一般にパンフレットやチラシで一定の性能があることをうたって、これにより勧誘し、請負契約又は売買契約を締結した場合、消費者がこのパンフレットやチラシの内容が、契約事項であるとの認識を持つことも避けられませんが、このため実際にも、そのように判断されることがあるものと考えられますのでご注意ください。</p>	2000/12/11

一般に公表しているQ&A

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
13-005	制度	評価書に記載された性能と実際の性能の相違	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)について等級3と評価された住宅が等級1の地震により倒壊した場合のように、性能評価された等級を満足しない結果が生じた場合の責任は誰に帰するか。	一概には言えませんが、請負契約の内容と異なった施工の場合は請負人の責任、評価ミスならば評価機関の責任もあるなど、ケースバイケースで判断すべきものと考えます。	2000/12/11
13-006	制度	共同住宅における評価書の交付番号	共同住宅の場合の評価書の番号は住棟・物件等ごとに共通の番号とするのではなく、住戸ごとに一意の番号としなければならないか。 ＜規則第1条＞	貴見のとおりです。	2005/1/5
14-001	紛争	紛争処理に係る費用	指定住宅紛争処理機関による紛争処理については、申請費用の1万円以外にも費用がかかる場合があるか。 ＜法 § 69①＞	当事者の希望により行った証人喚問や鑑定等に関する費用は、その希望者が支払うこととなります。	2000/12/11
14-002	紛争	紛争相談の利用	住宅紛争処理支援センターの紛争相談は誰でも利用できるか。 ＜法 § 79①七＞	誰でも利用できます。	2000/12/11
14-003	紛争	既存住宅に係る紛争処理の利用	既存住宅売買に際したリフォームを実施するにあたり、既存住宅性能表示制度の利用を考えているが、このリフォーム工事について住宅紛争処理を受けることは可能か。 ＜法 § 63＞	住宅の売買契約に係る紛争処理のみ受けることができます。	2005/1/12

一般に公表しているQ&A

整理 番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
16-001	建設	建設評価時における コンクリートの空気 量	劣化対策等級2及び3の建設評価時における空気量4～6%は、技術解説なお書きにあるJIS A5308に該当するレディーミクストコンクリートであれば、仮に申請図書に4.5%と記載されていた場合、現場では空気量4.5%プラスマイナス1.5%、つまり3～6%を確認すればよいか。 <3-1(3)ハ①d>	貴見のとおりです。	2004/11/22